

令和2年度
包括外部監査の結果報告書

債権に関する財務事務の執行及び管理について

令和3年3月
福島市包括外部監査人
鈴木和郎

目 次

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 実施した外部監査の方法.....	1
5. 監査対象期間	3
6. 包括外部監査の実施期間.....	3
7. 包括外部監査人補助者.....	3
8. 利害関係.....	3
9. その他	4
第2章 福島市の債権の概要	5
1. 自治体債権の分類.....	5
2. 福島市の債権の概要	6
3. 福島市の債権管理システム	9
第3章 監査の結果及び意見.....	11
第1. 監査の結果及び意見（総論）	11
I. 全般的事項.....	11
1. 債権管理の集中化（意見）	11
2. 債権管理台帳の整備（指摘）	15
3. 地方税の延滞金の調定時期（指摘）	17
4. 本税を不納欠損処理した場合の延滞金の処理（意見）	17
5. 公債権の延滞金の取扱い（意見）	18
II. 個別債権に係る重要事項.....	20
1. 特別徴収義務者の長期未納者への対応（指摘）	20
2. 会社経営者である個人の市税滞納者の財産調査（指摘）	20
3. 児童手当の特別徴収等による保育所負担金の回収（意見）	21
4. 市営住宅使用料の滞納者に対する法的措置の基準（指摘）	21
5. 収入超過者の市営住宅使用料滞納者に対する明渡請求及び損害金（意見）	22
6. 学校給食費の徴収方法（意見）	22
7. 学校給食費の支払督促と債権放棄及び不納欠損処理（指摘）	23
第2. 監査の結果及び意見（各論～個別債権）	25
1. 市民税（個人）	25
2. 市民税（法人）	31
3. 固定資産税及び都市計画税	36
4. 軽自動車税.....	40
5. 入湯税	43
6. 老人福祉施設措置費負担金	48
7. 母子生活支援施設措置費負担金.....	51

8. 公立保育所負担金・私立保育所負担金.....	54
9. 夜間急病診療所使用料、休日救急歯科診療所使用料.....	58
10. 道路占用料.....	60
11. 市営住宅使用料.....	62
12. 幼稚園授業料.....	68
13. 土地貸付料.....	69
14. 土地建物売払収入.....	72
15. 生活保護費返還金、戻入金.....	74
16. 学校給食費徴収金.....	78
17. 電気使用料・ガス使用料・水道使用料.....	83
18. 信用保証料返戻金.....	86
19. 児童手当返還金、児童扶養手当返還金、子育て世帯臨時特例給付金返還金.....	89
20. 生活支援型短期入所事業利用者負担金、在宅措置費負担金.....	92
21. 特別障害者手当等給付金返還金.....	94
22. 国民健康保険税.....	97
23. 飯坂町財産区特別会計（温泉使用料、公衆浴場使用料）.....	99
24. 飯坂町財産区特別会計（土地貸付料）.....	102
25. 介護保険料.....	104
26. 後期高齢者医療保険料.....	108
27. 母子父子寡婦福祉資金貸付金.....	111
28. 災害援護資金貸付金.....	113
29. 福島市特定診療科医師研究資金貸与金.....	116
30. 水道事業会計.....	118
31. 下水道事業会計.....	120
32. 農業集落排水事業会計.....	124

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び福島市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成三十年一月十二日条例第四号）第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

債権に関する財務事務の執行及び管理について

3. 事件を選定した理由

2020年度（令和2年度）は福島市総合計画の後期基本計画（2016～2020年度）の最終年度にあたる。当該計画において、健全な財政運営の推進のために、経費の計画的・効率的な配分等の財源の重点配分とともに、税・使用料・手数料等の自主財源の確保が掲げられている。また、近年、自治体の債権管理、とりわけ収入未済額の管理が課題とされており、福島市では平成26年4月に「福島市債権管理条例」が施行されている。さらに、福島市の監査委員監査においても、平成29年度～30年度に「債権管理について」をテーマとして行政監査が実施され、種々の指摘が行われている。

このような点から、福島市の債権に関する財務事務の執行及び管理をテーマとして、合规性及び3E（経済性、効率性、有効性）の観点から監査を行うことは有用であると考え、今年度における特定の事件として選定した。

4. 実施した外部監査の方法

(1) 監査の対象

監査の対象は、福島市が有する一般会計、特別会計、公営企業会計のうち、平成30年度の歳入歳出決算データベースにより、平成30年度末に収入未済額を有する債権とした。また、これに加えて平成30年度の福島市歳入歳出決算書の「財産に関する調書」に記載されている貸付金を対象とした。

ただし、これらの債権のうち、国など他の公共団体から受入れる収入などのいわゆる依存財源に基づく債権は除き、監査対象は、地方公共団体がみずから徴収する収入であるいわゆる自主財源に基づく債権とした。依存財源とは地方交付税、地方譲与税、国庫支出金等であり、自主財源とは地方税、使用料、手数料、分担金、負担金、寄付金、財産収入、収益事業収入等である。依存財源には基本的に回収不能となる信用リスクが存在しないことから、監査対象外とした。また、貸付金のうち庁舎整備基金運用特別会計資金貸付金は、市の特別会計に対する債権であるため監査対象外とした。

(2) 監査要点及び監査手続

①債権の調定

(監査要点)

歳入の計上漏れや過少計上や過大計上がないよう、必要な情報を収集し、正しい金額を算定しているか。

(主な監査手続)

- ・ 条例等に基づいた金額が算定されているか
- ・ 調定額の算定資料は適時適切に収集されているか
- ・ 調定額の計算に誤りはないか、また、誤謬発生防止のための対策は取られているか
- ・ 調定額は適切な時期に遅滞なく計上されているか

②徴収手続全般

(監査要点)

歳入額について適時適切に通知を行い、納入管理を行うことにより、収入未済（延滞債権）発生防止に努めているか。

(主な監査手続)

- ・ 調定額及び納期限等につき、遅滞なく納入に係る通知が行われているか
- ・ 調定額の計上及び納入に係る消込処理は、債権管理台帳等により適切に管理されているか
- ・ 外部委託者に関して、その管理状況についての監督・指導が適切に行われているか
- ・ 収入未済が発生しないための取り組みは十分であるか
- ・ 減免・免除は所定の手続に従って適正に処理されているか

③収入未済（延滞債権）の管理

(監査要点)

収入未済額の回収促進及び不納欠損処理等により、不納欠損処理及び管理コストの削減を図っているか。

(主な監査手続)

<督促・催告>

- ・ 履行期限を超過した債権について、条例等に基づく督促手続が実施されているか

<延滞金>

- ・ 延滞金の計上及び減免等は条例に基づいて適切に行われているか

<徴収猶予・停止・履行延期>

- ・ 地方税及び強制徴収公債権の徴収猶予、または非強制徴収公債権（及び私債権）の徴収停止を行っている場合、地方税法または債権管理条例に従った処理がなされているか

- ・非強制徴収公債権（及び私債権）の履行延期を行っている場合、債権管理条例に従った処理がなされているか

<滞納処分・強制執行>

- ・地方税及び強制徴収公債権について、督促期間の経過後に滞納処分（差押等）が行われているか
 - ・非強制徴収公債権（及び私債権）について、督促期間の経過後に強制執行手続が行われているか
- #### <不納欠損>
- ・地方税及び強制徴収公債権の不納欠損処理は法令に基づいて適切に実施されているか
 - ・非強制徴収公債権（及び私債権）の不納欠損処理は法令に基づいて適切に実施されているか

5. 監査対象期間

原則として平成30年度（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）を監査対象とし、具体的には平成29年度末の債権残高、及び平成30年度に新たに調定され計上した債権の管理とした。平成30年度を主な監査対象としたのは、監査実施時点で決算数値が確定していた直近年度だからである。

ただし、収入未済額については、必要に応じて平成30年度末の債権に係る平成31年度以後の管理状況も監査対象とした。また、不納欠損処理など、平成30年度に事例がない場合には、平成31年以後や平成29年度以前を対象とした債権もある。

6. 包括外部監査の実施期間

令和2年5月9日から令和3年3月25日まで

7. 包括外部監査人補助者

公認会計士 峯 岸 進 一
公認会計士 渡 邊 さ や か
公認会計士 高 橋 和 孝
公認会計士 今 野 剛 嗣

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、本市と包括外部監査人及び補助者との間には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9. その他

(1) 指摘と意見について

報告書の文中において「指摘」としたものは、法令、条例、規則、要綱等に照らして合规性の観点から不正または不当なもの、財務の執行等に関して3E（※）の観点から改善すべき事項と監査人が判断したものである。

次に「意見」としたものは、適法性に関して不正または不当とは判断しないが改善が望ましいもの、3Eの観点から将来に向けて改善することが望ましいものである。

※3E（経済性：Economy、効率性：Efficiency、有効性：Effectiveness）

(2) 記載金額等の端数の取扱いについて

報告書文中又は表の記載金額は、単位未満の端数処理の関係により、内訳と合計金額などが一致しない場合がある。

第2章 福島市の債権の概要

1. 自治体債権の分類

自治体が有する債権は、自治体が管理の対象とする財産の一つであり、地方自治法第240条第1項において「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう」とされており、金銭債権である。

自治体の債権は、公法上の原因または公法関係から発生する公債権と、私法上の原因または私法関係から発生する私債権に大別される。公債権及び私債権の具体的な内容は以下の通りである。

区分	内容
公債権	地方税 分担金・加入金・過料・使用料・手数料など、法令の定めにより発生するもの (具体例) 保育料、下水道使用料
私債権	公有財産の貸付料や売却代金債権、水道料金、公営住宅家賃債権、学校給食費など

公債権は法律に定められた時効期間が経過した場合、すなわち「時効の完成」により消滅するが、自治体が滞納処分による自力執行力を有する強制徴収公債権と、自力執行力を有しない非強制徴収公債権に分類される。一方、私債権は時効が完成しても債務者側が時効の援用を行わなければ消滅しない。また、強制執行は裁判所により行なわれる。公債権と私債権の特徴をまとめると以下の通りである。

なお、令和2年4月1日から施行された改正民法では、債権の消滅時効の期間を含めて大幅な改正がなされたが、新民法が適用されるのは施行日以後に発生した債権である。したがって、今回の監査対象債権には適用されないことから、特に改正民法の観点からの意見等は記載していない。また、各債権について時効の期間を記載したが、今回の監査は平成29年度末の収入未済額及び平成30年度の調定額を基準としているため、私債権の時効期間は全て改正前の民法の規定による期間を記載している。

区分		債権の成立	滞納処分の可否	債権の消滅
公債権	強制徴収公債権	賦課決定による	滞納処分可能	時効の完成により消滅
	非強制徴収公債権		滞納処分不可、裁判所による強制執行手続	
私債権	—	契約行為による	滞納処分不可、裁判所による強制執行手続	時効の完成後に時効の援用が必要

2. 福島市の債権の概要

(1) 過去4年間の調定額・収入済額・不納欠損額、収入未済額の推移

「第1章 包括外部監査の概要の4.(1)監査の対象」で記載した通り、包括外部監査の対象としたのは、福島市が有する一般会計、特別会計、公営企業会計のうち、平成30年度末に収入未済額を有する債権、並びに「財産に関する調書」に記載されている貸付金を対象とした。このうち、一般会計、特別会計、公営企業会計の過去4年間の調定額・収入済額・不納欠損額、収入未済額は以下の通りである。

なお、これらの一般会計の金額には国庫支出金・県支出金などの依存財源や市債の発行額なども含まれており、特別会計の金額には一般会計からの繰入額が含まれている。

(単位:千円)

区分	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計	調定額(A)	233,167,212	172,277,465	150,650,158	143,322,288
	収入済額(B)	196,502,749	140,017,478	137,021,702	125,992,074
	収入率(B/A)	84.3%	81.3%	91.0%	87.9%
	不納欠損額	199,249	133,518	148,196	137,417
	収入未済額	36,487,076	32,145,124	13,493,411	17,213,772
特別会計	調定額(A)	62,327,008	63,573,617	59,351,332	59,367,953
	収入済額(B)	59,869,395	61,240,557	57,138,929	57,661,301
	収入率(B/A)	96.1%	96.3%	96.3%	97.1%
	不納欠損額	329,360	273,040	223,304	208,691
	収入未済額	2,145,379	2,079,671	2,009,039	1,519,494
水道事業 (水道料金)	調定額(A)	7,724,200	7,646,030	7,630,641	7,622,195
	収入済額(B)	7,090,646	7,004,672	6,972,886	6,971,465
	収入率(B/A)	91.8%	91.6%	91.4%	91.5%
	不納欠損額	3,796	2,743	2,781	7,469
	収入未済額	629,757	638,614	654,974	643,260
下水道事業 (使用料及 び負担金)	調定額(A)	4,257,573	4,190,207	4,176,119	4,167,258
	収入済額(B)	3,632,262	3,561,158	3,550,007	3,534,597
	収入率(B/A)	85.3%	85.0%	85.0%	84.8%
	不納欠損額	4,563	2,222	2,230	2,017
	収入未済額	620,748	626,828	623,882	630,644
農業集落排 水事業(使 用料及び分 担金)	調定額(A)	31,562	31,180	33,033	32,168
	収入済額(B)	26,750	26,205	28,076	27,032
	収入率(B/A)	84.8%	84.0%	85.0%	84.0%
	不納欠損額	52	7	-	-
	収入未済額	4,760	4,967	4,958	5,136

上の表のうち、収入未済額が未入金すなわち債権額であるが、過去4年間の推移をみると一般会計の収入未済額が大幅に減少している。これは、以下の通り、収入未済額の多くを占めている県支出金の調定額が、原発災害復旧費の減少に伴い大幅に減少したためである。なお、原発災害復旧費の主なものは除染関係費用である。

(単位:千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
原発災害復旧費	91,949,594	33,051,008	26,183,954	12,032,329
県支出金の事業の繰越	34,891,610	30,679,534	12,217,000	15,937,518
県支出金の収入未済額	32,034,053	25,488,144	7,732,524	8,419,635

福島市の一般会計の収入率は上の表では平成30年度を除いて80%台と低い数値となっているが、災害復旧費関連の県支出金の影響を除外すると、以下の通り4期間ともに90%超であり、東北の他都市と比べて同程度の水準といえる。

東北各都市の収入率

都市名	対調定額収入率	
	一般会計	特別会計
青森市	97.9%	95.9%
秋田市	97.4%	93.2%
盛岡市	98.8%	96.9%
仙台市	-	99.2%
山形市	98.4%	96.6%
郡山市	98.3%	-
いわき市	96.3%	96.5%

(注1) いわき市のみ平成30年度の数値、他は令和元年度の数値である

(注2) 仙台市の一般会計、郡山市の特別会計はそれぞれの収入率が公表されていないため記載していない

福島市の原発復旧費補正後の一般会計の収入率

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
96.8%	95.2%	95.4%	93.3%

(2) 過去4年間の一般会計の項目別の収入未済額及び不納欠損額

過去4年間の一般会計の款(自治体の会計区分単位)毎の収入未済額を比較すると、以下のとおりである。なお、収入未済額の推移表で網掛けしていない項目は、支出金は国・県からの収入、繰入金は基金等からの収入、市債は市の借入等による収入であり、今回の監査対象から除外している。

監査対象項目の収入未済額のお大半は市税だが、過去4年間で約3億円、22%減少している。これは平成26年4月より福島市債権管理条例が施行されたこと等により、収入未済額の滞納処分や不納欠損処理が進められた成果と考えられる。

収入未済額の推移

(単位:千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
市税	1,425,882	1,290,483	1,086,355	1,108,285
分担金及び負担金	34,899	32,096	32,792	31,137
使用料及び手数料	31,088	24,471	18,526	18,193
国庫支出金	1,651,658	1,588,357	1,124,557	2,457,459
県支出金	32,034,053	25,488,144	7,732,524	8,419,635
財産収入	23,623	26,188	51,539	23,033
繰入金	60,000	855,433	1,107,420	355,099
諸収入	79,874	92,352	87,199	95,531
市債	1,146,000	2,747,600	2,252,500	4,705,400
合計	36,487,076	32,145,124	13,493,411	17,213,772

次に、過去 4 年間の一般会計内の款毎の不納欠損額を比較すると、以下のとおりである。収入未済額も同様だが、市税に係る項目がそのほとんどを占めている。なお、財産収入の令和元年度の不納欠損額が多額となっているのは、この年度において破産手続終結による多額の不納欠損処理が行われたためである。

不納欠損額の推移

(単位:千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
市税	184,916	124,378	139,529	97,039
分担金及び負担金	96	695	301	860
使用料及び手数料	2,376	3,460	1,150	980
財産収入	-	-	-	29,102
諸収入	11,862	4,985	7,216	9,436
合計	199,249	133,518	148,196	137,417

(3) 過去 4 年間の特別会計の収入未済額及び不納欠損額

過去 4 年間の特別会計の収入未済額及び不納欠損額を比較すると、以下のとおりである。特別会計においても国民健康保険税に係る不納欠損額が 7 割以上を占めており、これに強制徴収公債権である介護保険料と後期高齢者医療保険料を加えれば、そのほとんどすべてとなる。

収入未済額についても国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の 3 項目で全体の 95%程度を占める。この他では、飯坂町財産区特別会計の金額が令和元年度末で 72,895 千円あり、全額温泉使用料の残高となっている。

収入未済額の推移

(単位:千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
国民健康保険事業費特別会計	1,920,328	1,644,572	1,439,331	1,294,523
飯坂町財産区特別会計	76,094	74,286	71,736	72,895
公設地方卸売市場事業費特別会計	-	-	-	-
土地区画整理事業費特別会計	143	109	-	-
介護保険事業費特別会計	120,046	120,915	107,945	113,934
庁舎整備基金運用特別会計	-	-	-	-
後期高齢者医療事業費特別会計	28,768	31,390	26,194	28,748
青木財産区特別会計	-	-	-	-
工業団地整備事業費特別会計	-	208,400	352,600	-
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計	-	-	11,233	9,394
合計	2,145,379	2,079,671	2,009,039	1,519,494

不納欠損額の推移

(単位:千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
国民健康保険事業費特別会計	288,934	229,555	173,098	155,540
飯坂町財産区特別会計	-	-	-	1,546
公設地方卸売市場事業費特別会計	-	-	-	-
土地区画整理事業費特別会計	-	-	-	-
介護保険事業費特別会計	33,253	38,108	43,152	45,524
庁舎整備基金運用特別会計	-	-	-	-
後期高齢者医療事業費特別会計	7,173	5,377	7,054	6,081
青木財産区特別会計	-	-	-	-
工業団地整備事業費特別会計	-	-	-	-
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計	-	-	-	-
合計	329,360	273,040	223,304	208,691

3. 福島市の債権管理システム

市では、債権管理の効率化や効果的かつ適正な滞納整理を図ることを目的として、平成 27 年度より、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の全てを対象とする債権の一元管理

システム（以下、「債権管理システム」という。）を導入している。このソフトの開発は市の債権管理の中で、滞納整理事務を行っている納税課が中心となり、開発された。

債権管理システムの令和2年度における導入状況は以下の通りである。税債権及び強制徴収公債権は、道路占用料を除く全てで導入されているが、非強制徴収公債権、私債権については、一部の導入にとどまっている。なお、監査報告書Noとは、「第3章 監査の結果及び意見」の「第2. 監査の結果及び意見（各論～個別債権）」で用いた記載順の番号である。

債権管理システムの採用状況と所管部署

監査報告書No	項目	区分	債権管理システムの採用	調定	債権管理
1	市民税(個人)	地方税	○	市民税課	納税課
2	市民税(法人)	地方税	○		
3	固定資産税	地方税	○	資産税課	
4	軽自動車税	地方税	○	市民税課	
5	入湯税	地方税	○		
6	老人福祉施設措置費負担金	非強制徴収公債権	×	長寿福祉課	
7	母子生活支援施設措置費負担金	私債権	×	こども家庭課	
8	公立保育所負担金・私立保育所負担金	強制徴収公債権	○※1	幼稚園・保育課	
9	夜間診療所使用料、休日診療所使用料	私債権	×	保健所総務課	
10	道路占用料	強制徴収公債権	×	路政課	
11	市営住宅使用料、市営住宅等駐車場使用料	私債権	×	住宅政策課	
12	幼稚園授業料	非強制徴収公債権	○※1	幼稚園・保育課	
13	土地貸付料	私債権	×	財産マネジメント推進課	
14	土地建物売払収入	私債権	×	財産マネジメント推進課	
15	生活保護費返還金	強制徴収公債権 非強制徴収公債権	○	生活福祉課	
16	学校給食費徴収金	私債権	×	教育施設管理課	
17	電気・ガス・水道使用料	私債権	×	産業雇用政策課	
18	雑入(信用保証返戻金)	私債権	×	商工業振興課	
19	児童扶養手当過誤払い返還金	非強制徴収公債権	○	こども政策課	
	児童手当過誤払い返還金	非強制徴収公債権	○		
	子育て世帯臨時特例給付金返還金	非強制徴収公債権	○		
20	雑入(短期入所負担金等)	私債権 非強制徴収公債権	×	長寿福祉課	
21	特別障害者手当等給付金返還金	非強制徴収公債権	×	障がい福祉課	
22	国民健康保険税	地方税	○	国保年金課 納税課	
23	温泉使用料、公衆浴場使用料(飯坂町財産区)	私債権	×	観光コンベンション推進室	
24	土地貸付料(飯坂町財産区)	私債権	×	農林整備課	
25	介護保険料	強制徴収公債権	○	長寿福祉課※2	
26	後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	○	国保年金課※2	
27	母子・父子・寡婦福祉資金貸付返還金	私債権	○	こども家庭課	
28	災害援護資金貸付金(東日本大震災分)	私債権	○	地域福祉課	
29	特定診療科医師研究資金貸与金	私債権	×	保健所総務課	
30	水道事業会計	私債権	×	水道局経理課	
31	下水道事業受益者負担金	強制徴収公債権	○	下水道総務課	
	下水道使用料(井戸水)	強制徴収公債権	○		
32	農業集落排水施設使用料	非強制徴収公債権	○		
	農業集落排水事業分担金	強制徴収公債権	○		

※1子ども・子育て支援システムを使用している

※2介護保険料及び後期高齢者医療保険料の債権管理は、令和3年度より納税課に移管される

第3章 監査の結果及び意見

第1. 監査の結果及び意見（総論）

I. 全般的事項

1. 債権管理の集中化（意見）

(1) 債権管理の現状

令和2年度現在において、地方税については調定に関しては市民税課、資産税課、国保年金課が行い、債権管理、いわゆる滞納整理事務は、納税課が行っている。このように、収入を計上する部署と回収管理を行う部署を区分することは、債権管理上の効率性や専門性の観点からも必要であるが、内部統制の観点からも必要なことである。また、平成27年度に導入された債権管理システムの目的と同様、福島市の債権管理の今後の方向性は、集中管理を目指していると思われる。

「第2章 福島市の債権の概要」の「3. 福島市の債権管理システム」に記載した通り、強制徴収公債権については、道路占用料を除き債権管理システムが導入されている。税及び公営企業会計（水道事業、下水道事業、農業集落排水事業）に係る債権を除く債権の所管部署と債権管理システムの導入状況を改めて示すと、以下の表の通りである。

強制徴収公債権の債権管理は税債権と同様に強制執行権があり、時効期間経過後に時効が成立し、税債権と同様の債権管理が必要とされるため、効率化等の観点から債権管理システムを導入しているものと考えられる。

税以外の一般会計及び特別会計の債権の所管部署

監査報告書No	項目	区分(注1)	債権管理システム	所管部署
6	老人福祉施設措置費負担金	非	×	長寿福祉課
7	母子生活支援施設措置費負担金	私	×	こども家庭課
8	公立保育所負担金	強	○	幼稚園・保育課
	私立保育所負担金	強	○	
9	夜間急病診療所使用料	私	×	保健所総務課
	休日救急歯科診療所使用料	私	×	
10	道路占用料	強	×	路政課
11	市営住宅使用料	私	×(注3)	住宅政策課
	市営住宅等駐車場使用料	私	×(注3)	
12	幼稚園授業料	非	○	幼稚園・保育課
13	土地貸付料	私	×	財産マネジメント推進課
14	土地建物売払収入	私	×	財産マネジメント推進課
15	生活保護費返還金 78条	強(注2)	○	生活福祉課
	生活保護費返還金 63条	非	○	
	雑入	非	○	
16	学校給食費徴収金	私	×	教育施設管理課
17	電気使用料	私	×	産業雇用政策課
	ガス使用料	私	×	
	水道使用料	私	×	
18	信用保証料返戻金	私	×	商工業振興課
19	児童手当返還金	非	○	こども政策課
	児童扶養手当返還金	非	○	
	子育て世帯臨時特例給付金返還金	非	○	
20	生活支援型短期入所事業利用者負担金	私	×	長寿福祉課
	在宅措置費負担金	非	×	
21	特別障害者手当等給付金返還金	非	×	障がい福祉課
23	温泉使用料(飯坂町財産区)	私	×	観光コンベンション推進室
	公衆浴場使用料(飯坂町財産区)	私	×	
24	土地貸付料(飯坂町財産区)	私	×	農林整備課
25	介護保険料	強	○	長寿福祉課
26	後期高齢者医療保険料	強	○	国保年金課
27	母子父子寡婦福祉資金貸付金債権	私	○	こども家庭課
28	災害援護資金貸付金(東日本大震災)	私	×	地域福祉課
	災害援護資金貸付金(台風19号)	私	×	
29	福島市特定診療科医師研究資金返還金	私	×	保健所総務課

(注1)強:強制徴収公債権、非:非強制徴収公債権、私:私債権

(注2)生活保護法改正により、H26/7/1以降に支弁した保護費の返還金は非強制徴収公債権から強制徴収公債権に変更された

(注3)債権管理システムが外字に対応していないことなどにより導入していない

(2) 対象債権の優先順位

① 強制徴収公債権

前述の通り、強制徴収公債権は、税債権と同様の債権管理が必要となるため、債権管理システムが導入されたものと考えられる。また、システムだけではなく債権管理業務そのものも納税課で集中管理することが、債権管理の効率化のために必要である上、調定と債権管理の担当者を分けることは内部統制の観点からも求められる。この点、(1)の表に記載したように、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の債権管理は令和3年度より納税課所管となる。しかし、公立保育所負担金・私立保育所負担金及び生活保護費返還金は、債権管理シス

テムは導入されたが、納税課への移管は行われていない。

この 2 種類の債権は、以下の②に掲げた表からも、過去 4 年間の平均値で相当額の不納欠損額及び収入未済額が計上されている。また、生活保護費返還金はその件数も多い。保育所負担金には件数の記載がないが、実際にはかなりの件数の収入未済が存在する。すなわち、いずれの債権も金額及び件数ともに多いため、人員不足により滞納処分等への対応が行いにくく、結果として担当部署でのノウハウ蓄積も進まないという悪循環が続いているものと思われる。また、前述の通り調定と債権管理の担当者を分けることは内部統制の観点からも有用である。さらに、生活保護費返還金は生活保護者の相談を受けることを主たる業務としているケースワーカーが回収管理を行うという点での対応の難しさもある。

以上、債権管理の効率性と有効性、マンパワーの問題、さらに調定と債権管理の担当者を分けるという内部統制上の観点等から、公立保育所負担金・私立保育所負担金及び生活保護費返還金（強制徴収公債権部分）についても、早期に債権管理を納税課に移管することが望ましい。

なお、強制徴収公債権のうち、道路占用料は債権管理システムが導入されておらず、所管部署も路政課となっている。この債権は、市道上に工作物を設けたり（電柱設置等）、継続して道路を使用すること（道路工事等）などにより発生する特殊な債権であり、②の表の通り過去 4 年間で不納欠損処理はなく、収入未済額もごく僅かしか発生していない。したがって、納税課での集中管理の対象とする必要性は乏しいと考える。

また、下水道事業は強制徴収公債権を有しているが、これは市の一般会計・特別会計から分離された公営企業会計が適用される特殊債権であるため、市の所管部署が債権管理を行うことは適切ではないものとする。

② 非強制徴収公債権及び私債権

以下の表は平成 28 年度から令和元年度の 4 年間の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額、及び各年度末の収入未済額の件数の平均値を示したものである。参考のために強制徴収公債権も表に含めているが、税債権は除いている。

非強制徴収公債権及び私債権の債権管理の納税課への移管の優先順位は、まずは公債権である非強制徴収公債権が、私債権よりも優先されると考える。非強制徴収公債権を優先するのは、時効の取扱いが強制徴収公債権と同様であることや法令に基づく分担金・加入金・過料・使用料・手数料等であることだけでなく、私債権の場合は内容が種々特殊なものが多いことにもよる。次に、以下の表の不納欠損額、収入未済額、件数の多寡が判断基準の一つとして重要と考える。以上により、監査人の結論としては、以下の表の網掛け部分の非強制徴収公債権及び私債権が、納税課での集中管理の対象とする優先順位の高い債権であると考える。

まず、老人福祉施設措置費負担金は、不納欠損額は少ないが収入未済額は金額・件数ともに多い。生活保護費返還金 63 条及び雑入は、①で記載した通り生活保護法第 78 条の返還

金が強制徴収公債権である上、収入未済額は金額・件数ともに多い。児童扶養手当返還金は、収入未済額の高額・件数はそれほど多くないが、児童扶養手当が社会的弱者に対するものであるため、調定と債権管理の担当を分離することが有用と考えられる。私債権では温泉使用料が不納欠損額、収入未済額の高額・件数ともに多い。以上により、以下の債権については優先して債権管理を納税課に移管することが望ましい。

(非強制徴収公債権)

老人福祉施設措置費負担金、生活保護費返還金 63 条及び雑入、児童扶養手当返還金

(私債権)

温泉使用料 (飯坂町財産区)

平成28年度から令和元年度の4年間の平均値

【金額単位:円】

No	項目	区分(注1)	債権管理システム	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	件数
6	老人福祉施設措置費負担金	非	×	79,085,990	70,894,648	27,819	8,191,343	299
7	母子生活支援施設措置費負担金	私	×	396,475	160,750	0	235,725	19
8	公立保育所負担金	強	○	201,563,692	195,060,494	213,056	6,290,142	-
	私立保育所負担金	強	○	840,402,737	822,154,406	246,900	18,001,431	-
9	夜間急病診療所使用料	私	×	139,857,973	139,629,166	44,933	183,875	35
	休日救急歯科診療所使用料	私	×	9,621,557	9,598,070	5,348	18,140	4
10	道路占用料	強	×	58,904,665	59,045,303	0	6,521	1
11	市営住宅使用料	私	×(注3)	689,216,540	666,614,769	767,105	21,330,166	-
	市営住宅等駐車場使用料	私	×(注3)	27,247,400	26,824,875	23,000	399,525	-
12	幼稚園授業料	非	○	24,811,400	24,580,450	0	230,950	-
13	土地貸付料	私	×	68,338,499	41,372,688	7,275,402	19,690,410	-
14	土地建物売払収入	私	×	96,518,082	85,112,582	0	11,405,500	1
15	生活保護費返還金 78条	強(注2)	○	51,026,195	9,149,510	2,639,572	39,237,114	104
	生活保護費返還金 63条	非	○	51,286,032	38,902,776	1,284,402	11,098,854	48
	雑入	非	○	3,200,005	1,009,626	206,562	1,983,818	30
16	学校給食費徴収金	私	×	620,208,299	612,999,956	887,402	6,320,941	-
17	電気使用料	私	×	14,860,214	8,533,817	0	6,326,397	3
	ガス使用料	私	×	14,391,322	7,007,787	0	7,383,535	3
	水道使用料	私	×	14,237,872	5,582,419	0	8,655,453	3
18	信用保証料返戻金	私	×	11,687,763	10,798,674	0	889,090	7
19	児童手当返還金	非	○	866,250	246,250	0	620,000	5
	児童扶養手当返還金	非	○	5,734,600	687,150	891,008	4,156,443	17
	子育て世帯臨時特例給付金返還金	非	○	6,000	0	0	6,000	1
20	生活支援型短期入所事業利用者負担金	私	×	566,838	437,260	26,373	103,205	6
	在宅措置費負担金	非	×	123,914	41,612	0	82,302	2
21	特別障害者手当等給付金返還金	非	×	249,605	170,260	0	79,345	6
23	温泉使用料(飯坂町財産区)	私	×	151,124,784	76,985,403	386,538	73,752,843	58
	公衆浴場使用料(飯坂町財産区)	私	×	23,911,405	23,911,405	0	0	-
24	土地貸付料(飯坂町財産区)	私	×	12,604	12,604	0	0	0
25	介護保険料	強	○	5,833,635,369	5,684,047,138	40,009,137	109,579,094	-
26	後期高齢者医療保険料	強	○	2,720,992,600	2,685,796,460	6,421,478	28,774,663	3,043
27	母子父子寡婦福祉資金貸付金債権	私	○	11,290,039	6,135,538	0	5,154,501	7
28	災害援護資金貸付金(東日本大震災)	私	×	25,252,848	25,252,848	2,311,974	0	0
	災害援護資金貸付金(台風19号)	私	×	89,245	89,245	0	0	0
29	福島市特定診療科医師研究資金返還金	私	×	1,425,343	1,425,343	0	0	0

(注1)強:強制徴収公債権、非:非強制徴収公債権、私:私債権

(注2)生活保護法改正により、H26/7/1以降に支弁した保護費の返還金は非強制徴収公債権から強制徴収公債権に変更された

(注3)債権管理システムが外字に対応していないことなどにより導入していない

2. 債権管理台帳の整備（指摘）

福島市では平成 26 年度から福島市債権管理条例及び福島市債権管理条例施行規則が施行された。これにより、当該条例の第 5 条で債権管理のための台帳整備が義務化され、施行規則の第 4 条で台帳の記載事項が定められている。

平成 29 年度の福島市監査委員の行政監査報告書において、監査対象とした 44 債権のうち、6 債権について債権管理台帳を整備していないとの記載があった。この 6 債権のうち、今回の包括外部監査でも監査対象とした 4 債権の債権管理台帳の整備状況は以下の通り改善されていた。

監査報告書 No	項目	今回の債権管理台帳整備状況回答
7	母子生活支援施設措置費負担金	あり
13	土地貸付料	あり
19	子育て世帯臨時特例給付金返還金	あり
26	後期高齢者医療保険料	あり

しかしながら、今回の監査において債権管理台帳の現物を確認したところ、多くの債権で、福島市債権管理条例施行規則第 4 条第 1 項に定める以下の記載事項が網羅されていない。特に私債権では、その発生内容が多岐にわたるため、台帳があるといっても、施行規則が求める事項に対する記載不足が見受けられた。

債権管理台帳により、年度更新や担当者の交替などの際に過去からの経緯等が確認でき、効率的・効果的な債権管理を行うことが可能になり、債権管理を継続的に実施するための基本となる帳票である。したがって、福島市債権管理条例において求められる事項を明確に記載すべきである。

なお、非強制徴収公債権及び私債権は、収入未済が発生し、延滞が長期化しても自力執行権がないという理由で記載しない旨の回答があったが、その場合でも台帳の記載欄は設けて該当なしと記載すればよいと考える。記載不要という場合は、福島市債権管理条例施行規則第 4 条第 2 項の省略規定に基づき、市長承認を受けた上で省略されたい。

<p>福島市債権管理条例施行規則 (台帳の整備)</p> <p>第四条 条例第五条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 債権の名称</p> <p>二 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）</p> <p>三 債務者の財産に関する事項</p> <p>四 債権の額</p> <p>五 債権の発生原因及び発生年月日</p> <p>六 履行期限その他履行方法に関する事項</p> <p>七 債権の徴収に係る履歴</p> <p>八 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項</p> <p>九 その他市長等が必要があると認める事項</p> <p>2 前項各号に掲げる事項のうち、市長等が市の債権の管理上必要がないと認めるときは、その記載の一部を省略することができる。</p>
--

債権管理台帳の整備状況

監査報告書No	項目	区分	債権管理台帳記載の不備	摘要
1	市民税(個人)	地方税	なし	債権管理システム
2	市民税(法人)	地方税	なし	債権管理システム
3	固定資産税	地方税	なし	債権管理システム
4	軽自動車税	地方税	なし	債権管理システム
5	入湯税	地方税	なし	債権管理システム
6	老人福祉施設措置費負担金	非強制徴収公債権	あり	滞納分の経過記載のみ
7	母子生活支援施設措置費負担金	私債権	あり	入金管理のみ
8	公立保育所負担金・私立保育所負担金	強制徴収公債権	なし	子ども・子育て支援システム
9	夜間診療所使用料、休日診療所使用料	私債権	なし	—
10	道路占用料	強制徴収公債権	なし	—
11	市営住宅使用料、市営住宅等駐車場使用料	私債権	あり	債務者の財産に関する記載なし
12	幼稚園授業料	非強制徴収公債権	なし	子ども・子育て支援システム
13	土地貸付料	私債権	なし	—
14	土地建物売却収入	私債権	なし	—
15	生活保護費返還金	強制徴収公債権 非強制徴収公債権	なし	債権管理システム
16	学校給食費徴収金	私債権	あり	債務者毎の台帳なし
17	電気・ガス・水道使用料	私債権	あり	債務者毎の一覧がない
18	雑入(信用保証返戻金)	私債権	あり	債務者毎の台帳なし
19	児童扶養手当過誤払い返還金	非強制徴収公債権	なし	債権管理システム
	児童手当過誤払い返還金	非強制徴収公債権	なし	債権管理システム
	子育て世帯臨時特例給付金返還金	非強制徴収公債権	なし	債権管理システム
20	雑入(短期入所負担金等)	私債権 非強制徴収公債権	あり	財産・履行期限等の記載不備
21	特別障害者手当等給付金返還金	非強制徴収公債権	なし	他の部署で参考にすべき事例
22	国民健康保険税	地方税	なし	債権管理システム
23	温泉使用料、公衆浴場使用料(飯坂町財産区)	私債権	あり	債務者毎の台帳なし
24	土地貸付料(飯坂町財産区)	私債権	あり	債務者毎の台帳なし
25	介護保険料	強制徴収公債権	なし	債権管理システム
26	後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	なし	債権管理システム
27	母子・父子・寡婦福祉資金貸付返還金	私債権	なし	債権管理システム
28	災害援護資金貸付金(東日本大震災分)	私債権	あり	債権管理システム 債務者毎の台帳なし
29	特定診療科医師研究資金貸与金	私債権	あり	債務者毎の台帳なし
30	水道事業会計	私債権	なし	—
31	下水道事業受益者負担金	強制徴収公債権	なし	債権管理システム
	下水道使用料(井戸水)	強制徴収公債権	なし	債権管理システム
32	農業集落排水施設使用料	非強制徴収公債権	なし	債権管理システム
	農業集落排水事業分担金	強制徴収公債権	なし	債権管理システム

(注) No21 の特別障害者手当等給付金返還金の債権管理台帳は他の債権でも参考にすべき事例である

3. 地方税の延滞金の調定期（指摘）

地方税に係る延滞金は、地方税が納期限までに納付されない時に発生するものである。延滞金に係る取扱いは地方税の税目毎に定められているが、いずれも本税の納付・収納と同時に確定する。延滞金は各税目の法定納期限または本来の納期限の翌日から起算し、延滞していた本税が完納された日までの期間に対して、一定の利率を乗じて計算される。したがって、地方税の延滞金は、本税の滞納期間にわたって計算され、本税が完納された日に確定する。

福島市では、住民税（個人・法人）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税について納税課で債権管理を行っており、延滞金の歳入の調定は延滞金の納付時に行われている。これはいわゆる「事後調定」という処理方法であり、市の説明によると、福島市財務規則第 32 条を根拠としてこのような処理を行っているとのことである。

しかし、財務規則の定めにより事後調定を行う収入金は、例えば住民票等の取得に係る手数料のように、事前に納付額が確定しないような「性質上納付前に調定できない収入金」である。このため、本税の滞納額も滞納期間も明確であり、当該滞納額が完納されて金額が確定した延滞金の額は、この規定は適用されないものとする。

地方自治法施行令第 142 条第 3 項において、「普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第 1 項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする」とされており、延滞している本税が完納された場合、その本税が収納された時点で延滞金の額は確定するのであるから、本税が収納された日の属する会計年度の歳入として当該本税に係る延滞金を調定し、以後は市の債権として認識、管理を行うべきである。

なお、既に滞納本税が完納されたことにより確定しているが調定されていない延滞金の額は、以下の通り、監査実施時点の令和 2 年 12 月 21 日時点で 525,624 千円と多額に上っている。

（参考）確定延滞金の額（令和 2 年 12 月 21 日現在）（単位：円）

市県民税	固定資産税	軽自動車税	入湯税	法人 市民税	国民健康 保険税	合計
127,656,318	165,594,145	1,261,150	13,225,360	3,835,407	214,051,690	525,624,070

4. 本税を不納欠損処理した場合の延滞金の処理（意見）

前述の通り、福島市では税に係る延滞金は、本税の完納により延滞金が確定し、当該延滞金が納付された時点で調定・計上している。このため、未納のまま本税が不納欠損処理された場合は、延滞金の調定は行われませんが、滞納管理システム上は延滞金の計算が行われていることから、本税を不納欠損処理した年度において、当該本税に係る延滞金の欠損処分調書（決裁処理文書）が作成されていた。

本税は過去に市の債権として調定されているため、時効の成立等により債権が消滅した場合は不納欠損処理が必要である。しかし、当該本税に係る延滞金は市の歳入歳出決算上は計上されていないため、不納欠損処理を行う必要はない。市の説明によると、本税と同時に行われる延滞金の不納欠損手続は、あくまでシステムで計算されている延滞金を消去するための決裁処理であるとのことである。

延滞金は市の債権であるため、システム内だけで処理を完結するのではなく、いったん延滞金を調定して歳入に計上した上で不納欠損処理するのが適正な処理と考える。これにより、延滞金という債権が発生したにもかかわらず、回収できずに損失が発生したという経済実態が市の財政決算に反映されるからである。

なお、「福島市財務規則」第 52 条において、「収入権者は、毎年度末において、既に調定した収入金（前条の規定により繰り越された収入未済金を含む。）に時効その他の事由により、その徴収の権利が消滅しているものがあるときは、これを不納欠損金として整理しなければならない」とされており、不納欠損処理は事前に調定計上されていることが前提であり、この点からも延滞金の調定を行うことが望ましいと考える。

5. 公債権の延滞金の取扱い（意見）

福島市債権管理条例第 7 条によると、市の公債権（強制徴収公債権及び非強制徴収公債権を含み、私債権を除く）について督促を行った場合は、その債権の履行期限の翌日から納付日までの期間、延滞金を徴収する定めがある。このため、非強制徴収公債権について延滞が発生して督促状を送付した場合、延滞金を徴収するのが原則である。

一方、今回の監査で監査対象とした以下の 17 項目の債権について、平成 28 年度から令和元年度の過去 4 年間で延滞金の徴収が行われているのは、後期高齢者医療保険料及び下水道事業受益者負担金の 2 項目のみである。非強制徴収公債権の全て、及び強制徴収公債権の 5 項目は、延滞金を徴収していない。

市の債権管理条例の延滞金に係る定めは、「延滞金を徴収するものとする」という文言であるため、延滞金を科さない判断はあるものとする。また、以下の債権には社会的弱者に対する給付等も多く含まれるため、延滞金を減免することも考えられる（福島市債権管理条例第 7 条第 3 項、同条例施行規則第 6 条）。

しかし、公債権は延滞金徴収が原則であるため、延滞金を徴収しないのであれば、その判断に係る根拠をマニュアルや取扱要領に定めて、担当者による判断の恣意性や、債務者の負担の公平性を確保することが望ましい。

強制徴収公債権及び非強制徴収公債権の延滞金徴収実績

監査報告書No	項目	区分	債権管理システムの採用	H28年度～R元年度の延滞金徴収実績
6	老人福祉施設措置費負担金	非強制徴収公債権	×	徴収実績なし
8	公立保育所負担金・私立保育所負担金	強制徴収公債権	○	徴収していない
10	道路占用料	強制徴収公債権	×	徴収実績なし
12	幼稚園授業料	非強制徴収公債権	○	徴収実績なし
15	生活保護費返還金 63条	非強制徴収公債権	○	徴収実績なし
	雑入	非強制徴収公債権	○	徴収実績なし
19	児童手当返還金	非強制徴収公債権	○	徴収実績なし
	児童扶養手当返還金	非強制徴収公債権	○	徴収実績なし
	子育て世帯臨時特例給付金返還金	非強制徴収公債権	○	徴収実績なし
20	在宅措置費負担金	非強制徴収公債権	×	徴収実績なし
21	特別障害者手当等給付金返還金	非強制徴収公債権	×	徴収実績なし
25	介護保険料	強制徴収公債権	○	徴収していない
26	後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	○	徴収実績あり※
31	下水道事業受益者負担金	強制徴収公債権	○	徴収実績あり
	下水道使用料(井戸水)	強制徴収公債権	○	徴収実績なし
32	農業集落排水施設使用料	非強制徴収公債権	○	徴収実績なし
	農業集落排水事業分担金	強制徴収公債権	○	徴収実績なし

※後期高齢者医療保険料は分納約束日までの延滞金を調定している

福島市債権管理条例

(延滞金)

第七条 市長は、公債権について前条の規定により督促をした場合においては、当該督促をした金額（その額に千円未満の端数があるとき又はその額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）と同条の履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該履行期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（その額に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

3 市長は、第一項の延滞金を納付すべき者が前条の履行期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同項の延滞金を減免することができる

福島市債権管理条例施行規則

(延滞金の減免)

第六条 条例第七条第三項に規定する延滞金の減免は、市長が、債務者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときに行うものとする。

一 債務者が、震災、風水害、火災その他の災害又は盗難により経済的損失を被った場合で、納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。

二 債務者又は債務者と生計を一にする者の疾病、負傷、又は死亡により多額の経費を要した場合で、納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。

三 債務者が生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定による保護を受けたとき又はこれに準ずる状態であると認められるとき。

四 債務者が失業等により著しく収入が減少した場合で、納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。

五 債務者が営む事業又は業務に関し、著しい業績不振又は倒産により深刻な経済的損失を被った場合で、納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。

六 その他市長が必要があると認めるとき。

II. 個別債権に係る重要事項

1. 特別徴収義務者の長期未納者への対応（指摘）

福島県では住民税の特別徴収を進めるため、県内市町村とともに対象となる事業主を特別徴収義務者として一斉に指定する取組を平成 27 年度より進めている。福島市は平成 28 年度より特別徴収義務者の一斉指定に取り組んでいるが、特別徴収義務者であるにも関わらず滞納期間が 1 年以上、又は滞納額が 100 万円超の事業者が存在する。

住民税の特別徴収制度は、事業者が従業員の給与から住民税を引き去り、まとめて従業員の居住する市町村に納付する制度であり、特別徴収額が未納の場合、給与支払者たる特別徴収義務者のみならず、該当する個人の市民税も未納扱いとなる。このため、特別徴収額が納付されない場合には従業員の納税証明書に納税額が記載されないこととなる。

福島市では、以下の表の通り、平成 29 年度末（平成 30 年 3 月 31 日）における特別徴収義務者の未納者（給与支払事業所）数は 438 件、未納額は 78,570,457 円にのぼる。特別徴収額は従業員からの預り金であり、当該資金を納付せずに事業資金として流用した場合は業務上横領に相当する行為である。このため、地方税法には特別徴収の滞納者に対して懲役や罰金を含む刑の定めがある。特別徴収の滞納者には滞納処分の実行により回収を図ることはもちろん、滞納処分による回収が困難かつ悪質な事業者については、公務員の告発義務に従って刑事告発するなどの厳格な対応を検討すべきである。

「平成 29 年度末滞納者名簿」の集計結果

項目	件数	金額
特別徴収に係る滞納額（過年度分）	97 件	32,474,253 円
特別徴収に係る滞納額（現年度分）	406 件	46,096,204 円
特別徴収に係る滞納額合計	※ 438 件	78,570,457 円
上記のうち特別徴収に係る滞納額が 100 万円を超える者	16 件	31,834,450 円

※過年度も現年度も滞納額を有する者があるため、合計件数は一致しない

2. 会社経営者である個人の市税滞納者の財産調査（指摘）

個人市民税を含む市税の滞納整理記録より、会社経営者である高額滞納者が複数発見された。この中には経営者個人は高額滞納者だが法人では滞納がない者、個人・法人ともに高額滞納者だが個人の給与所得や不動産所得が高額である者があった。また、平成 13 年から財産の差押え等を行っているものの状況が好転することなく現在に至っている者があった。さらに、同族会社の経営者の役員報酬の差押えや、滞納がある会社経営者が経営する法人の決算報告書が入手されていない。

滞納者が被雇用者等である場合には給与や年金の差押えを行っているにも関わらず、役員である場合に役員報酬の差押えを行わない理由はないと考える。給与差押え後に法人が役員報酬の支払いを停止した場合は、第三債務者に対する取立訴訟により法人財産の差押えを検討すればよいと考える。また、同族会社には役員借入金や法人経営者名義での保険契約等が存在する場合も多い。会社役員の滞納整理事務については、当該役員が経営する法人の決算報告書及び添付書類たる勘定科目内訳書を収集し、法人財産の差押えを視野に入れた財産状況調査を実施すべきである。

3. 児童手当の特別徴収等による保育所負担金の回収（意見）

幼稚園・保育課では、保育料の滞納額の回収のために、滞納者に対する児童手当を窓口での現金支給としており、窓口で納付相談を行っている。しかし、債務者の納付意思に任せていることもあり、債権回収が長期化している。

他の自治体では特別徴収や申出（任意）徴収により滞納を減少させる取り組み事例があり、保育料や学校給食費などの未納額を児童手当の金額から控除して支給するため、未納額の回収が図れる。ただし、特別徴収は児童手当法に基づく制度であり、児童手当から控除できるのは現年度の滞納額のみである。一方、申出徴収は児童手当の受給者から任意に申出書を提出してもらうことにより、滞納額を児童手当から控除する仕組みである。

特別徴収は滞納が発生した場合に市側が強制的に実行できるため、収入未済の発生抑止につながる。申出徴収は任意の制度だが、過年度分も含めて滞納額を回収できる。受益者負担の公平性確保と債権管理事務コストの削減のために、これらの制度の導入により、滞納債権の発生防止と回収促進を図ることが望ましい。

4. 市営住宅使用料の滞納者に対する法的措置の基準（指摘）

市営住宅使用料の現年度分収入の収入率は直近4か年平均で98.5%と高い水準だが、過年度分の収入率は33.7%と低い。平成29年度末（平成30年3月31日）時点での市営住宅使用料に係る収入未済額を個別に確認したところ、滞納額が150万円超のもの、滞納月数57ヶ月のもの等、滞納が長期化し滞納額が高額になっているものが散見された。これらには名義人の収入状況が不安定となった等、名義人と連絡はつくが約束が守られていないケースが相当数存在する。

過年度分の収入率向上と長期滞納者の減少を図るためには、適時に使用許可取消等の法的措置を取ることが必要と考えられる。福島市では「法的措置選定基準」において、法的措置の目安が定められている。この定めによれば6ヶ月以上または10万円以上の滞納者は法的措置（明渡し請求訴訟等）の対象者になると思われるが、法的措置の対象としているのは滞納上位者の数名のみである。

法的措置選定基準の形式基準である 6 ヶ月以上又は 10 万円以上に該当する滞納者については、法的措置を実施しない判断の客観性と公平性を確認できるよう、債権管理台帳等に判断基準を記載した上で、起案書等による決裁承認をとるべきである。なお、入居者との交渉が可能な場合は、訴訟に比べ比較的 low コスト（印紙・郵送代）かつ短期間で強制執行が可能となる即決和解（※）の手続を積極的に利用することも有用と考える。

※即決和解（民事訴訟法第 275 条）とは、当事者間で合意済みの内容を裁判所にて公証してもらう手続であり、確定判決と同様の効果を有する（民事訴訟法第 267 条）。この時、相手方が和解内容で定められた義務を怠った場合には、裁判を経ずに明渡等の強制執行ができる。また、時効期間を 10 年に伸長する効果もあり、債権回収の促進のために有効な手段である。

5. 収入超過者の市営住宅使用料滞納者に対する明渡請求及び損害金（意見）

福島市の市営住宅には福島市営住宅等条例に規定する収入超過者が一定数居住しており、収入超過者についても市営住宅使用料の未納額が発生している。当該条例では収入超過者に対して市営住宅の明渡努力義務が課せられており、3 ヶ月以上の家賃滞納者には住宅明渡請求ができるとされている。まずは滞納解消を優先すべきであるが、滞納解消について非協力的な滞納者に対しては、条例に基づいて明渡請求することが望ましい。

収入超過者は明渡努力義務が課されていることから、家賃滞納期間が 3 ヶ月以上の入居者は、明渡請求を行う必要性がより高まるものと考ええる。公営住宅は、「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸すること」により、住民福祉の向上を目的として建設されているものである。したがって、公営住宅への入居を希望する市民の要望に応えるためにも、収入超過者かつ滞納者については、明渡しを求める必要性は高い。

また、家賃滞納の解消及び住宅明渡の促進のために、住宅明渡しに応じない場合には福島市営住宅等条例に基づく損害金請求も行うことが望ましい。さらに、市営住宅の設置目的と他の使用者との公平性の観点から、延滞がない収入超過者についても、明渡しを促進することが必要と考える。

6. 学校給食費の徴収方法（意見）

今回、学校給食費の平成 29 年度末の未納額について、公会計と私会計の残高を確認したところ、以下の通り、単独給食実施校（以下、「単独校」という。）の方が 1 校当たりの未納額が少ない。市の担当者に確認したところ、単独校の未納額が少ないのは、単独校の学校給食費収入及び食材費支出は市の収支対象外であり独立採算のため、収入不足が食材購入資金の不足につながるということが理由にあると思われるとのことである。給食センター方式の学校についても収納率を向上させるために、単独校の給食費に係る徴収方法や保護者

への周知方法など、参考になる事例があれば積極的に取り入れることが望ましい。

また、「福島市学校給食長期計画 2016」（以下、「長期計画」という。）に記載している以下の取り組みをさらに進めて、児童手当受給者で給食費を滞納している保護者については、他の自治体で既に実施されているような、保護者からの申出により児童手当から給食費を控除する制度を導入することが望ましい。

（長期計画より抜粋）

経済的に支払が困難な保護者については、納付猶予や分納、就学援助制度の説明等の納付相談に応じるとともに、納付誓約書の提出等により計画的な納付を進めます。また、福祉部局と連携し、「児童手当」支給日に、保護者との相談会を実施します。

平成 29 年度の未納額及び調定額 (単位：円)

項目	センター校 (46 校)	単独校 (25 校)
当年度未納額	2,006,077	390,294
過年度未納額	4,742,247	619,823
合計	6,748,324	1,010,117
1 校当たり未納額	146,702	40,404
給食費調定額	639,284,720	—
収納率	98.94%	—

7. 学校給食費の支払督促と債権放棄及び不納欠損処理（指摘）

平成 30 年度に不納欠損処理が行われた 712,000 円の内訳は平成 24 年度及び 25 年度に調定された給食費であった。不納欠損処理が行われた以下の表の債権は、いずれも督促状を送付しても反応がなく、平成 30 年度以前の過去 5 年間で納付が全くないことにより、債権放棄・不納欠損処理している。

一方で、平成 25 年度以前に調定され、平成 31 年度以後に債権が繰越された給食費が以下の通り 261,843 円ある。これらの債権は、少額ずつでも支払いがあるもの、学校給食費納入誓約書が提出されたことにより時効の中断があったもの、などである。

(単位：円)

当初調定年度	金額
平成 16 年度	37,190
平成 17 年度	21,810
平成 21 年度	8,500
平成 24 年度	75,693
平成 25 年度	118,650
合計	261,843

上記のように納付実績がある者、納入誓約書提出者は債務が残るが、完全未納者は当初調定日から5年経過するとほぼ自動的に債権放棄されている。これは、非常に問題であると考えられる。すなわち、給食費の支払遅延について誠実に取り組んでいる保護者に対する債権は5年経過後も継続して支払を求められるのに対して、給食費の支払遅延解消に取り組まない保護者に対する債権は5年で消滅させるのは、公平性に欠けるからである。

給食費の滞納者について、まずは6. 給食費の徴収方法（意見）に記載した保護者からの申出による児童手当からの引去りによる徴収を進めた上で、納付に非協力的な未納者に対しては、長期計画に記載している法的手続きによる督促制度、強制執行を進めるべきである。これらの法的制度を活用せずに時効による債権放棄が行われている現状は、著しく不公平であり、滞納に対する手続きの厳格化を進めるべきである。なお、この点は以下の通り、長期計画にも記載されている。

（長期計画より抜粋）

さらに再三の督促や訪問、納入誓約にもかかわらず、給食費を納入していただけない保護者に対しては、法的手続きである支払督促制度※を活用するなどの収納対策に努めます。

※支払督促制度

簡易裁判所の手続の一つ。通常の訴訟手続とは異なり、書類等の手続によって裁判における判決を受けた場合と同一の効果を簡易迅速に得ることのできる制度。「異議申立」がなければ、申立人（債権者）において強制執行を行うことが可能。

第2. 監査の結果及び意見（各論～個別債権）

以下、個別の債権毎の監査の結果及び意見を、一般会計、特別会計、その他の債権の順に記載している。また、一般会計の中での記載順序は、福島市歳入歳出決算データ科目（款・項・目・節）のコード順によっている。

1. 市民税（個人）

(1) 市民税（個人）の概要

個人市民税は地方税法、福島市税条例、福島市税条例施行規則、福島市財務規則に基づいて市民税課が調定を行い、納税課が市税の徴収に係る管理を行っている。住民税は租税であるため強制徴収公債権に該当し、各年度の1月1日現在で福島市に住民登録がある個人に対して、前年の所得に応じて課税される。強制徴収公債権滞納管理システムにより、納期限の管理を含む滞納管理を行っている。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

なお、税債権（市民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税、入湯税、都市計画税、国民健康保険税）の時効は全て5年である。

【市民税(個人)】					【金額単位:円】
	区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額
平成28年度	現年	15,519,333,710	15,324,855,817	0	202,089,503
	過年度(滞納繰越)	685,568,474	174,191,097	49,091,389	462,786,758
	合計	16,204,902,184	15,499,046,914	49,091,389	664,876,261
平成29年度	現年	15,774,238,579	15,568,646,602	248,929	212,917,555
	過年度(滞納繰越)	654,501,404	188,692,139	50,656,973	415,439,089
	合計	16,428,739,983	15,757,338,741	50,905,902	628,356,644
平成30年度	現年	15,611,775,611	15,448,154,094	816,631	170,557,046
	過年度(滞納繰越)	619,741,287	187,631,447	41,476,586	390,700,656
	合計	16,231,516,898	15,635,785,541	42,293,217	561,257,702
令和元年度	現年	15,640,053,017	15,476,583,799	333,570	173,649,291
	過年度(滞納繰越)	554,940,794	152,849,074	37,982,091	364,264,529
	合計	16,194,993,811	15,629,432,873	38,315,661	537,913,820

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・課税対象者の特定や課税所得の集計は適切に行われているか
- ・課税金額の計算は正しく、かつ、適切な時期に行われているか
- ・課税免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか

- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の調定額について、前年度転入者の資料、給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告資料等より、サンプルを 10 件抽出し、調定額及び入金処理の適法性を確認した。	抽出したサンプルについて、市民税課に提出されている資料の情報が適切に税務基幹システムに反映されているか確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
上記のサンプルについて適時適切に通知を行い、納入管理を行うことにより、収入未済（延滞債権）発生防止に努めているか確認した。	収納の状況とシステム上の収納処理日に 1 ヶ月以上の乖離がないことを確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
平成 29 年度末の未納者のリストからサンプルを抽出し、滞納管理システムを照会しその後の回収状況と顛末を確認した。	抽出したサンプルについて回収状況等を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
平成 29 年度末の特別徴収の滞納税額について明細を入手し、件数と金額を集計して関連帳票と突合した。	左記の手続を実施した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 特別徴収義務者の長期未納者への対応（指摘）

福島県では、県と市町村で組織する福島県地方税滞納整理推進会議本部会議が、県内における特別徴収を進めていくため、対象となる事業主を特別徴収義務者として、平成 27 年度または平成 28 年度に一斉に指定する取組を、県と市町村が一体となって実施していく方針について決定した。これに基づいて、福島市は平成 28 年度より特別徴収義務者の一斉指定に取り組んでおり、特別徴収の継続が困難と認められる一部の事業者を除き、給与支払者の全てを特別徴収義務者に指定することとしている。一方で特別徴収義務者であるにも関わらず、1 年以上納付のない者や 100 万円を超える滞納をしている事業者が存在する。

住民税の特別徴収制度とは、従業員の給与支払い時に、事業者が住民税を給与から引き去り、まとめて従業員の居住する市町村に納付する制度である。特別徴収義務者が徴収した資金は従業員からの預り金であり、特別徴収額が未納の場合、給与支払者

たる特別徴収義務者のみならず、該当する個人の市民税も未納扱いとなる。この結果、市民税を給与引去りされた従業員側では、納税証明書に納税額が記載されないという不利益が及ぶことになる。

福島市では、以下の表の通り、平成 29 年度末（平成 30 年 3 月 31 日）における特別徴収義務者の未納者（給与支払事業所）数は 438 件あり、未納額は 78,570,457 円に上っている。特別徴収の滞納に関しては、他の地方税と同様にまずは督促状を送付し、督促状の発送日から起算して 10 日経過後は差押等の滞納処分を行うことができる。

前述の通り、特別徴収額は従業員からの預り金であり、当該資金を納付せずに事業資金として流用した場合は業務上横領に相当する行為である。このため、地方税法では特別徴収の滞納に関して市町村民税の脱税に関する罪として、地方税法第 324 条第 3 項において特別徴収事業者が納入すべき個人市民税を納付しない場合、「10 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」と定めている。特別徴収義務者の滞納者に対しては、滞納処分の実行により回収を図ることはもちろん、滞納処分による回収が困難かつ悪質な事業者については、地方税法第 324 条第 3 項に基づき、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の公務員の告発義務に従って刑事告発するなどの厳格な対応を検討すべきである。

項目	件数	金額
特別徴収に係る滞納額（過年度分）	97 件	32,474,253 円
特別徴収に係る滞納額（現年度分）	406 件	46,096,204 円
特別徴収に係る滞納額合計	※ 438 件	78,570,457 円
上記のうち特別徴収に係る滞納額が 100 万円を超える者	16 件	31,834,450 円

※過年度も現年度も滞納額を有する者があるため、合計件数は一致しない

② 差押財産の換価（指摘）

個人市民税を含む市税の滞納者のうち、平成 9 年から差押さえている自宅建物と敷地が令和 2 年 11 月現在も売却されていない例が検出された。過去の滞納整理記事照会によると、当該不動産は住宅ローンに係る抵当権に対して市税の未収債権が劣後するため換価しない旨の記録があったが、住宅ローンは平成 28 年 9 月に完済していた。その後、公売よりも任意売却の方が高額で処分できる見込みであることを理由に、公売による換価が見送られている旨が記載されていた。

また、納税課の説明によると、平成 28 年の住宅ローンの完済後に分納不履行が頻繁になったため公売の警告を行ったところ、本人より任意売却により納付する旨の申し出があり、差押物件が居宅不動産であるため生活再建を考慮したことも公売見送りの理由とのことである。

地方税の滞納処分手続きで準用される国税徴収法によれば、差押財産の換価は原則として公売によらなければならない（国税徴収法 94 条）。例外として随意契約による売却が認められるが、随意契約による換価は、上場株式の売却や法令による売却先の制限がある場合など、財産の性質上公売によることが不適切とされる場合に認められる極めて限定的な取扱いとなっている（国税徴収法 109 条第 1 項）。

本件の差押物件は不動産であり法に定める特殊財産には該当せず、差押開始の平成 9 年から 20 年以上経過している上、住宅ローン完済後も令和元年度末で 3 年以上経過している。さらに滞納額も 2 百万円を超えている。以上より、国税徴収法の規定に基づいて遅滞なく公売による換価を実施すべきである。

国税徴収法

（公売）

第九十四条 税務署長は、差押財産等を換価するときは、これを公売に付さなければならない。
2 公売は、入札又は競り売りの方法により行わなければならない。

（随意契約による売却）

第九十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、差押財産等を、公売に代えて、随意契約により売却することができる。

- 一 法令の規定により、公売財産を買い受けることができる者が一人であるとき、その財産の最高価額が定められている場合において、その価額により売却するとき、その他公売に付することが公益上適当でないと認められるとき。
- 二 取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するとき。
- 三 公売に付しても入札等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は第一百五十五条第四項（買受代金の納付の期限等）の規定により売却決定を取り消したとき。

③ 財産調査で判明した預金の差押実行に係る判断（指摘）

個人市民税を含む市税の滞納整理記録を検討したところ、財産の調査によって預金（100 万円）の存在を確認したが、生活保護の対象となってしまう恐れがあるため差押えない旨が記載された滞納整理記事が確認された。その約 1 年後に納税者は死亡し、相続財産については放棄の手続きがとられている。

本件差押対象財産の預金は、滞納者の生活費及び入院費用であり、差押を実施した場合は債務者の生活を逼迫させて生活保護の対象となる可能性があったため、差押を見送ったとのことである。滞納者の生活及び財産の状況が納税課の説明の通りであれば、以下の地方税法及び国税徴収法基本通達の定めに該当するため、滞納処分を停止する判断は妥当と考える。しかし、滞納処分の停止を行うのであれば、根拠法令に基づき債務者の財産及び収入の状況を整理し、起案書等に基づいて市長の承認を得た上で実施すべきである。

地方税法

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

国税徴収法基本通達

第 153 条関係 滞納処分の停止の要件等

(生活の窮迫)

3 法第 153 条第 1 項第 2 号の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者（個人に限る。）の財産につき滞納処分の執行又は徴収の共助の要請による徴収（以下「滞納処分の執行等」という。）をすることにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（法第 76 条第 1 項第 4 号に規定する金額で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいう。

④ 会社経営者である個人の市税滞納者の財産調査（指摘）

個人市民税を含む市税の滞納整理記録を検討した結果、会社経営者である高額滞納者の例が以下の通り複数件発見された。この中には経営者個人は高額滞納者であるものの法人では滞納がない者（区分 B）や、個人と法人がともに高額滞納者であるものの、個人の給与所得や不動産所得が高額である者（区分 C）も存在した。また、区分 A は平成 13 年から財産の差押え等を行っているものの状況が好転することなく現在に至っている状況であった。

A については未納税額のうち住民税が多額なため、所得の内容や財産の状況について担当者に質問したが、不動産所得の収入の内容や、経営している法人からいくら給料が払われているか等も明確な回答が得られなかった。また、過去の滞納が常態化する中で現年度納付の奨励のみが常態化し、過年度未収の整理が進まないいわゆる塩漬け状態となっている。

区分	令和 2 年 9 月末滞納税額（円）	滞納税の内容
A	42,114,800	市民税、固定資産税
B	6,863,218	市民税、固定資産税、軽自動車税
C	7,747,835	市民税、固定資産税、軽自動車税

納税課では同族経営と思われる会社の経営者やその配偶者に対して役員報酬が支払われていることを認識しながらも、経営者が滞納者自身であることを理由に役員報酬の差押えを行っていない。また、会社経営者個人の滞納整理において経営する法人の決算報告書を入手することも行っていない。

滞納者が被雇用者等である場合には給与や年金の差押えを行っているにも関わらず、役員である場合に役員報酬の差押えを行わない理由はないと考える。差押え後に本人（経営者）が従わないとすれば、第三債務者に対する取立訴訟により法人財産の差押えを検討することが必要と考える。

また、同族会社には法人経営者との間の資金貸借や法人経営者名義での保険契約等が存在する場合も多い。法人財産の差押えを視野に入れた滞納整理を検討するため、会社役員の滞納整理事務については、当該役員が経営する法人の決算報告書及び添付書類たる勘定科目内訳書を収集し、財産の状況を調査すべきである。

⑤ 延滞金の調定期（指摘）

納税課で債権管理を行っている租税全般（住民税（個人・法人）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税）の延滞金の調定について検討した結果、収納時に歳入の調定（いわゆる事後調定）が行われている。市の説明によると、「福島市財務規則」第 32 条を根拠として事後調定を行っているとのことであるが、財務規則における事後調定を行う収入金は、例えば住民票等の取得に係る手数料のように、事前に納付額が確定しないような「性質上納付前に調定できない収入金」であって、本税が完納され、延滞金の額が確定したものについてはこれには該当しないものとする。

地方自治法施行令第 142 条第 3 項において、「普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第 1 項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする」とされており、滞納する本税が完納された場合、その本税が収納された時点で延滞金の額は確定するのであるから、本税が収納された日の属する会計年度の歳入として当該本税に係る延滞金を調定し、以後は市の債権として認識、管理を行うべきである。

なお、既に滞納本税が完納されたことにより確定しているが調定されていない延滞金の額は、以下の通り、監査実施時点の令和 2 年 12 月 21 日時点で 525,624 千円と多額に上っている。

（参考）確定延滞金の額（令和 2 年 12 月 21 日現在）

（単位：円）

市県民税	固定資産税	軽自動車税	入湯税	法人 市民税	国民健康 保険税	合計
127,656,318	165,594,145	1,261,150	13,225,360	3,835,407	214,051,690	525,624,070

⑥ 本税を不納欠損処理した場合の延滞金の処理（意見）

納税課で債権管理を行っている租税全般の延滞金の不納欠損処理を確認したところ、本税を不納欠損処理した年度において、当該本税に係る延滞金の欠損処分調書（決

裁処理文書)が作成されていた。しかし、前述の通り延滞金は事後調定を行っているため、本税の滞納残高に見合う延滞金は調定されていない。担当課に確認したところ、本税と同時に行われる延滞金の不納欠損手続は、あくまでシステムで計算されている延滞金を消去するための決裁処理であるとの回答を得た。

しかし、延滞金は市の債権であるため、システム内だけで処理を完結するのではなく、いったん延滞金を調定して歳入に計上した上で不納欠損処理するのが適正な処理と考える。これにより、延滞金という債権が発生したにもかかわらず、回収できずに損失が発生したという経済実態が市の財政決算に反映されるからである。既に滞納本税が完納されたことにより確定しているが調定されていない延滞金の額は、前述の通り、監査実施時点の令和2年12月21日時点で525,624千円と多額に上っている。

なお、「福島市財務規則」第52条において、「収入権者は、毎年度末において、既に調定した収入金(前条の規定により繰り越された収入未済金を含む。)に時効その他の事由により、その徴収の権利が消滅しているものがあるときは、これを不納欠損金として整理しなければならない」とされており、不納欠損処理は事前に調定計上されていることが前提であり、この点からも延滞金の調定を行うことが望ましいと考える。

2. 市民税(法人)

(1) 市民税(法人)の概要

法人市民税は地方税法、福島市税条例、福島市税条例施行規則、福島市財務規則に基づいて市民税課が調定を行い、納税課が市税の徴収に係る管理を行っている。法人市民税は租税であるため強制徴収公債権に該当し、各法人の決算期の最終日の翌日から2ヶ月以内の確定申告をもって課税される。納税課所管の下、滞納管理システムにより納期限の管理を含む滞納管理を行っている。過去4年間の調定額及び収入未済額(債権残高)等の推移は以下の通りである。

【市民税(法人)】		【金額単位:円】			
区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	
平成28年度	現年	3,874,457,700	3,858,518,498	0	27,641,902
	過年度(滞納繰越)	45,997,549	10,639,006	6,947,906	28,435,637
	合計	3,920,455,249	3,869,157,504	6,947,906	56,077,539
平成29年度	現年	3,455,209,500	3,427,900,280	100,000	33,613,020
	過年度(滞納繰越)	44,419,239	10,732,685	5,459,594	28,240,060
	合計	3,499,628,739	3,438,632,965	5,559,594	61,853,080
平成30年度	現年	3,220,654,200	3,205,012,700	41,600	18,328,800
	過年度(滞納繰越)	40,988,780	10,747,723	6,288,170	23,952,887
	合計	3,261,642,980	3,215,760,423	6,329,770	42,281,687
令和元年度	現年	3,251,571,000	3,226,711,137	0	32,750,463
	過年度(滞納繰越)	40,024,187	7,433,071	3,777,485	28,813,631
	合計	3,291,595,187	3,234,144,208	3,777,485	61,564,094

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・課税対象者の特定や課税所得の集計は適切に行われているか
- ・課税金額の計算は正しく、かつ、適切な時期に行われているか
- ・課税免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続きは法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分等の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の調定額内訳書よりサンプルを 6 件抽出し、申告書の原本と照合・計算チェックを実施した。	サンプル抽出した法人について申告書の記載内容を突合した結果、「監査の結果」に記載した事項が検出された。
未申告者に対する申告の勧奨手続きが適時に行われているか確認した。	左記の手続を実施した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
平成 29 年度末の未納者のリストからサンプルで滞納管理システムを照会しその後の回収状況と顛末を確認した。	サンプル抽出した未納者について回収状況と顛末を確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
減免措置の対象者が収益事業を行っていないことが確認されているか確認した。	減免措置対象者から入手した回答文書の内容を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 無申告法人の調査（意見）

過年度から継続して一度も申告を行っていない法人が存在する可能性について、法人市民税においては法人登記がされているにも関わらず確定申告をしていないケースや、本店所在地は他市町村だが支店や事業所が福島市内に存在する法人が福島市に申告書を提出していないケースが考えられる。このうち、法人の登記情報と申告実績の照合については福島税務署と福島県税事務所において行っているとのことであるが、福島市に支店や事業所がある法人の申告漏れについては調査手続きが行われていない。

未申告法人の調査については漠然と実施するのではなく、福島市水道局における法人の上下水道の契約者の名簿と法人市民税の申告実績を照合することや、固定資産税の課税法人や保健所の営業許可法人等のリストから未申告法人を発見することが可能であると考えられる。

また、平成 21 年度の浜松市の包括外部監査報告書によれば、浜松市において無申告法人の申告勧奨を行うための手段として、「大規模ショッピングセンターのテナントに対して、その開設時やリニューアル時に実地調査を行う」という方法と、「NTT 電話帳に掲載されている法人について、1 件ずつローラー作戦による法人市民税データとの照合作業を行う」という方法によって大きな成果を上げた事例が紹介されている。これらの方法は多大な労力と時間を要するものである。しかし、無申告法人についての調査は毎年新たに実施する必要はなく、複数年度かけてでも一度実施してしまえば発見された未申告法人についてその後毎年申告が期待できる。したがって、市税徴収の適正化、市税収入の拡大のために、可能な限り対応することが望ましい。

② 均等割額（従業者数）の確認（意見）

以下の表の通り、法人市民税の均等割の税額は従業者数が 50 人を超えるかどうかで大きく異なる。しかし、福島市では提出された法人税の申告書に記載されている従業者数について、記載が正しいことの確認を行っていない。

この確認方法の 1 つとして、直近の給与支払報告書等の人数と照合することが考えられる。もちろん、給与支払報告書は目的が異なるし、基準日の考え方も異なる（住民税均等割は決算期末時点、給与支払報告書は暦年（1 月～12 月）の給与支給者数）ため、直接の確認手段ではない。しかしながら、従業員数が 50 人を若干下回る場合や、両者の人員数が大幅に異なることがないかという観点からの調査は有益であると思われる。したがって、均等割の過少申告が行われていないことの確認のために、法人税申告書と給与支払報告書の人員数を比較することが望ましい。

福島市法人市民税均等割額

資本金等の額	従業者数	均等割 (円/年)
1,000万円以下の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1,000万円を超え1億円以下	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億円以下	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円を超え50億円以下	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

③ 滞納税額の納付に係る充当順序と延滞金の計算 (意見)

納税課所管の市税債権は、滞納税額の本税が納付された時点で延滞金が課され、延滞金は収納時に歳入の調定 (いわゆる事後調定) されている。一方で、滞納者が税を納付した場合、本来は延滞期間が長い (古い) 債権から充当すべきところ、当年度の調定額を先行して充当する事例が見受けられた。このように滞納者に対する納税指導において現年度の租税の納付が優先的に勧奨されているため、計算上の延滞金が累積してより多額になる傾向がみられる。

この結果、多額の滞納者について最終的に本税が不納欠損処理された場合、過去において計算されていた多額の延滞金は調定されず、初めから延滞金が課されなかったことと同等となっている。また、納税者の立場に立てば、延滞金の発生額がより少なくなる支払方法を選択することに経済合理性がある。

この点について、複数債務の一部弁済が行われた時に、弁済者からどの債務に係る弁済であるかの指定がなく、債権者も特に指定しない場合、民法のいわゆる法定充当の定めでは、債務者にとって利益が多いものを優先して充当することとされている (民法第488条第4項第2号)。さらに、民法の定めでは、債務者にとっての利益が同等であれば弁済期が先に到来したものから充当することとされている (民法第488条第4項第3号)。

以上により、滞納者による市民税の納付については、納付書で納付金の対象年度等が明示されている場合を除き、古い債権から順に回収したものとして取扱うことが望ましい。

民法

(同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当)

第四百八十八条

債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付が全ての債務を消滅させるのに足りないとき（次条第一項に規定する場合を除く。）は、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。

- 2 弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。
- 3 前二項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によってする。
- 4 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも第一項又は第二項の規定による指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。
 - 一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。
 - 二 全ての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。
 - 三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。
 - 四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

④ 休眠会社に対する徴収事務の執行（意見）

平成 30 年度に休業の届出が提出されている法人に対する最終年度の均等割の徴収について検討したところ、月割りによる金額（41,600 円）は正確に計算されていたが、監査実施時点で納付が確認できなかった。このため納税課担当者へ状況を問い合わせたところ、催告通知を送付し、預金調査により法人の口座に残高がないことを確認しているが、代表者への電話連絡等は行っていないとのことであった。電話連絡を行わない理由につき確認したところ、高額滞納者を優先していることから、当該事案については電話での確認を行っていなかったとのことである。

上記のケースでは適切に休業の届出を提出し、正確に計算された申告書の提出があった法人であることから、金額僅少であっても遅滞なく連絡することで納付が行われた可能性も否定できない。滞納整理に当たっては、たとえ少額であっても錯誤等により納付漏れとなっていると思われるような事例に関しては、電話等による督促は実施することが必要と考える。

滞納整理の優先順位付けに当たっては、徴収事務の効率性及び経済性の観点から、滞納額の多寡だけではなく、回収可能性の程度を加味することが望ましい。

3. 固定資産税及び都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税の概要

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在の土地、家屋及び償却資産の所有者に対し、その固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金である。また、都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために目的税として課税されるものであり、都市計画法による都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋（償却資産は課税の対象外）を課税対象資産として、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有者に対して課税される。

固定資産税及び都市計画税のいずれも、資産税課が調定を行い、納税課が徴収に係る管理を行っており、時効は5年である。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【固定資産税】			【金額単位：円】						
年度	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数	
平成28年度	現年	13,439,143,700	101,361	13,331,794,135	-	4,049,581	-	104,704,803	-
	過年度	733,806,082	0	157,253,602	-	102,390,382	-	474,255,907	-
	合計	14,172,949,782	101,361	13,489,047,737	-	106,439,963	-	578,960,710	-
平成29年度	現年	13,596,679,700	101,987	13,459,055,850	-	4,698,085	-	136,049,703	-
	過年度	576,089,109	0	173,814,006	-	51,850,918	-	350,860,524	-
	合計	14,172,768,809	101,987	13,632,869,856	-	56,549,003	-	486,910,227	-
平成30年度	現年	16,010,003,100	102,648	15,874,566,913	-	4,520,572	-	132,844,693	-
	過年度	481,955,809	0	159,112,541	-	71,599,292	-	251,391,149	-
	合計	16,491,958,909	102,648	16,033,679,454	-	76,119,864	-	384,235,842	-
令和元年度	現年	16,260,667,700	102,942	16,075,030,654	-	3,830,108	-	183,192,343	-
	過年度	382,827,564	0	120,488,752	-	41,109,231	-	221,475,950	-
	合計	16,643,495,264	102,942	16,195,519,406	-	44,939,339	-	404,668,293	-

※調定額のみ件数（納税義務者数）を記載している

【都市計画税】			【金額単位：円】						
年度	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数	
平成28年度	現年	2,167,859,900	72,741	2,150,489,148	-	653,219	-	16,944,138	-
	過年度	120,714,655	0	25,653,598	-	16,921,186	-	78,155,062	-
	合計	2,288,574,555	72,741	2,176,142,746	-	17,574,405	-	95,099,200	-
平成29年度	現年	2,201,288,100	73,228	2,179,007,787	-	760,615	-	22,025,460	-
	過年度	94,581,101	0	28,488,367	-	8,525,051	-	57,638,277	-
	合計	2,295,869,201	73,228	2,207,496,154	-	9,285,666	-	79,663,737	-
平成30年度	現年	2,651,049,000	73,301	2,628,553,251	-	748,528	-	22,066,643	-
	過年度	78,862,455	0	25,940,858	-	11,774,687	-	41,170,737	-
	合計	2,729,911,455	73,301	2,654,494,109	-	12,523,215	-	63,237,380	-
令和元年度	現年	2,712,382,200	73,958	2,681,422,550	-	638,992	-	30,551,753	-
	過年度	62,935,258	0	19,817,377	-	6,729,410	-	36,429,002	-
	合計	2,775,317,458	73,958	2,701,239,927	-	7,368,402	-	66,980,755	-

※調定額のみ件数（納税義務者数）を記載している

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・固定資産税・都市計画税徴収の課税対象者の特定や金額集計は適切に行われているか
- ・固定資産税・都市計画税の計算は正しく、かつ、適切な時期に行われているか
- ・固定資産税・都市計画税の免除、減免の対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の調定額についてサンプルを抽出し、資産税課調定システム及び税務基幹システムが条例に基づいた金額が算定されていることを確認した。	資産税課調定システム及び税務基幹システムの税率は、福島市税条例の規定に基づく金額となっており、問題点は検出されなかった。
調定額の算定資料となる登記情報等の資料について適時適切に収集されているかをヒアリングにより確認した。	土地及び家屋は法務局等から資料を収集し、農地の転用情報については農業委員会から提供される。償却資産については、対象事業所から提出期限である 1 月 31 日までに償却資産申告が提出されており、これらの資料収集は適時適切に行われていると判断した。
調定額の計算に誤りはないか、また、誤謬発生防止のための対策は取られているかについてヒアリングにより確認した。	毎月の調定システムへの入力処理、及び毎月の税額変更額を確認方法について、調定額の計算誤りや誤謬発生防止のための対策は適切であると判断した。
調定額は適切な時期に遅滞なく計上されているかについてヒアリングにより確認した。	固定資産税は年度当初の調定額及び各月ごとに発生する税額変更の調定額の処理について、また、償却資産は事業所からの申告書に記載された償却資産について、税額計算及び調定期間は適時適切に行われていると判断した。
調定額及び納期限等につき、遅滞なく納入に係る通知が行われているかをヒアリングにより確認した。	固定資産税・都市計画税は例年 4 月上旬に納税通知書を送付しているとの回答を得た。第 1 期の納付期限は例年 4 月末日になっており、通知は遅滞なく行われているものと判断した。

実施した手続	実施結果
税務基幹システムを閲覧し、調定額の計上及び納入に係る消込処理についての管理状況を確認した。	調定額の計上及び納入に係る消込処理は適切に管理されていた。
外部委託者の管理状況についての監督・指導が適切に行われているかについてヒアリングにより確認した。	納付書の作成は民間事業者に外部委託しており、納付書の宛先や金額について資産税課でサンプル 10 件程度を確認しているとの回答を得た。外部委託者の管理状況について適切な業務が行われていると判断した。
収入未済が発生しないための取り組みは十分であるかについてヒアリングにより確認した。	償却資産税に関して、資産税課で不申告事業所を主体に例年 50～60 件の立会調査を実施しており、収入未済が発生しないための取り組みは十分であると判断した。
「固定資産税減免申請書」を閲覧し、課税免除について所定の手続に従って適正に処理されていることを確認した。	「固定資産税減免申請書」を閲覧し、所定の手続に従って適正に処理されていることを確認した。
滞納管理システムを閲覧し、平成 30 年 3 月 31 日時点で固定資産税・都市計画税の滞納がある納税者 10 件をサンプル抽出し、履行期限を超過した債権について、条例等に基づく督促手続及び滞納処分の実施状況を確認した。	サンプル抽出した納税者について、滞納管理システムを閲覧し、交渉経過情報等を確認した結果、督促手続及び滞納処分が適切に実施されていることを確認した。
滞納管理システムより平成 30 年 3 月 31 日時点の滞納者から 10 件をサンプルで抽出し、延滞金の計算過程を確認した。	滞納管理システムより抽出した滞納者について延滞金の計算過程を確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
滞納管理システムより平成 30 年 3 月 31 日時点の滞納者から 10 件をサンプルで抽出し、執行停止が適切に実施されているかを確認した。	滞納管理システムより抽出した滞納者について執行停止の内容を検討した結果、1. 市民税（個人）（4）「監査の結果」⑤、⑥に記載した問題点が検出された。
滞納管理システムより平成 30 年 3 月 31 日時点の滞納者から 10 件をサンプルで抽出し、不納欠損処理が適切に行われているかについて確認した。	滞納管理システムより抽出した滞納者について不納欠損処理の内容を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 十分な調査に基づく不納欠損処理（指摘）

滞納者に係る債権管理状況を検討した結果、滞納者の死亡により配偶者への相続が行われているにも関わらず、滞納処分の不納欠損処理に当たり、債務者の相続人の支払能力の検討等が十分に行われていない事例が認められた。

当該納税者は、個人事業主であり平成 30 年度に死亡したが、存命中の平成 28 年度に固定資産税の延滞金（平成 7 年度～平成 8 年度分）の滞納処分が執行停止されていた。その後、配偶者に執行停止となった固定資産税の延滞金が相続されたが、執行停止から 3 年到来したタイミングで「早期整理困難」という理由で、令和元年度に全額不納欠損処理されている。

しかし、相続人の令和元年度の所得は、事業収入が約 9 百万円、給与収入が約 60 万円あり、課税所得金額が約 2 百万円計上されている。配偶者の現在の所得状況からすると未納額 679,200 円について納付する資力が認められる可能性は十分にあるにもかかわらず、配偶者の所得や資産状況に関して検討した記録はなく、以下の理由により早期整理困難として不納欠損処理している。

- ・所有不動産については以前より不動産差押・参加差押していたが、平成 28 年度中に解除している
- ・現在は事業を正式に配偶者に承継し、配偶者による月 50 万円の来庁納付を誓約するも不履行が目立つ
- ・今後は現状世帯収支を配偶者へ確認し、配偶者分現年履行させながらも本人分（死亡した納税者）の誓約分納を見直し更なる整理を図るが早期整理困難

不納欠損処理は、滞納者の直近時点の所得や資産に係る状況を再確認し、支払能力を十分検討した上で実施すべきである。

② 滞納債権に係る担保不動産の換価手続（指摘）

滞納者に係る債権管理状況を検討した結果、滞納者の死亡後に差押不動産の処分が長期間放置されている債権 2,071,570 円が検出された。当該納税者は、平成 6 年度に死亡しており、限定承認により相続人が財産を相続している。その後、平成 7 年度に相続財産管理人として弁護士が選任されたが、令和 2 年度現在においても相続財産である不動産の換価が行われていない。不動産は権利関係が複雑であり早期売却困難ではあるものの、納税者死亡から 25 年以上経過している。市が相続財産管理人と最後に接触したのは平成 21 年度であり、以後既に 10 年以上経過している。

平成 26 年度の所内調査の際には、「今後は相続財産管理人から状況及び方針聴取し、相続財産の換価見込みない様であれば、不動産差押解除の上で処分停止も検討する」旨の記載があるが、その後も相続財産管理人との接触はなく、不動産の差押解除や処分停

止は行われていない。

差押物件が換価不能であり、かつ、相続人の支払能力がないのであれば、長期の未納債権を放置することなく、未納債権の不納欠損処理を検討すべきである。

4. 軽自動車税

(1) 軽自動車税の概要

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽四輪車、軽二輪車、小型二輪車、小型特殊自動車等の所有者に課税される税金であり、毎年4月1日現在の所有者(割賦購入の場合は使用者)に対して課税される。根拠法令は地方税法、福島市税条例、福島市税条例施行規則、福島市財務規則などであり、市民税課が調定を行い、納税課が徴収に係る管理を行っている。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【軽自動車税】		【金額単位:円】			
	区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額
平成28年度	現年	690,788,000	678,160,241	37,800	12,768,659
	過年度(滞納繰越)	21,453,656	5,537,570	2,759,372	13,181,124
	合計	712,241,656	683,697,811	2,797,172	25,949,783
平成29年度	現年	714,388,200	702,284,040	42,300	12,231,260
	過年度(滞納繰越)	25,129,883	7,084,788	2,035,199	16,045,283
	合計	739,518,083	709,368,828	2,077,499	28,276,543
平成30年度	現年	739,630,800	727,392,985	107,200	12,297,115
	過年度(滞納繰越)	27,768,449	7,882,120	2,155,324	17,740,805
	合計	767,399,249	735,275,105	2,262,524	30,037,920
令和元年度	現年	759,287,500	746,383,388	76,700	12,996,012
	過年度(滞納繰越)	29,505,620	7,632,318	2,561,828	19,324,374
	合計	788,793,120	754,015,706	2,638,528	32,320,386

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・軽自動車税徴収の課税対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・軽自動車税の計算は正しく、かつ、適切な時期に行われているか
- ・軽自動車税の免除、減免等の対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続きは法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分等の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の現年度調定額よりサンプルを抽出し、税務基幹システム及び「軽自動車税異動確認票」が、条例に基づいた金額が算定されているかについて検討した。	税務基幹システム及び「軽自動車税異動確認票」の税率は、福島市税条例第 71 条に基づいた金額となっていた。
調定額の算定資料となる新規登録や変更（名義変更、廃車等）の資料より適時適切に収集されているかをヒアリングにより確認した。	軽自動車検査協会等から半月に 1 度、約 15 日分の新規登録や変更（名義変更、廃車等）の資料を収集しているとの回答を得た。資料収集は適時適切に行われていると判断した。
調定額の計算に誤りはないか、また、誤謬発生防止のための対策は取られているかについてヒアリングにより確認した。	新規登録や変更（名義変更、廃車等）の資料と「軽自動車税異動確認票」を毎日（入力の翌営業日）照合して確認しているとの回答を得た。調定額の計算誤りや誤謬発生防止のための対策は適切であると判断した。
調定額は適切な時期に遅滞なく計上されているかについて、発議書の閲覧及びヒアリングにより確認した。	年度当初の調定額については、納税通知書発付の時点（毎年 5 月 10 日前後）で計上しているとの回答を得た。 その後の税額変更に関しては、市民税課での発議書を閲覧し、調定額は適切な時期に遅滞なく計上されていると判断した。
調定額及び納期限等につき、遅滞なく納入に係る通知が行われているかをヒアリングにより確認した。	軽自動車税の賦課期日は 4 月 1 日であり、例年 5 月 10 日頃に納税通知書を送付しているとの回答を得た。納付期限は例年 5 月末日になっており、通知は遅滞なく行われているものと判断した。
税務基幹システムを閲覧し、調定額の計上及び納入に係る消込処理についての管理状況を検討した。	調定額の計上及び納入に係る消込処理は適切に管理されていた。
外部委託者の管理状況についての監督・指導が適切に行われているかについてヒアリングにより確認した。	納付書の作成は外部委託しており、納付書の宛先や金額について市民税課よりサンプルで 10 件程度確認しているとの回答を得た。外部委託者の管理状況について適切な業務が行われていると判断した。

実施した手続	実施結果
収入未済が発生しないための取り組みとして、市政だよりで軽自動車税の案内を行っていることを確認した。	福島市 HP より市政だより（平成 30 年 5 月発行分及び平成 31 年 3 月発行分）を閲覧し、年 2 回軽自動車税の案内を行っていることを確認した。
「軽自動車税（種別割）減免申請書」を閲覧し、課税免除に係る処理を検討した。	左記の手続を実施した結果、所定の手続に従って課税免除が適正に処理されていることを確認した。
滞納管理システムを閲覧し、履行期限を超過した債権について、条例等に基づく督促手続きが実施されているかについて確認した。	滞納管理システムを閲覧し、平成 30 年 3 月 31 日時点で軽自動車税の滞納がある納税者 10 件をサンプルで抽出し、督促手続について確認した。交渉経過情報を閲覧し、督促手続が適切に実施されていることを確認した。
滞納管理システムの延滞金の計算過程を確認し、福島市税条例に定められた計算方法となっていることを確認した。	滞納管理システムを閲覧し、平成 30 年 3 月 31 日時点で軽自動車税の滞納がある納税者 10 件をサンプルで抽出し、延滞金の計算過程を確認した結果、1. 市民税（個人）（4）「監査の結果」⑤、⑥に記載した問題点が検出された。
滞納管理システムを閲覧し、督促期間の経過後に滞納処分が適切に行われているかについて確認した。	滞納管理システムを閲覧し、平成 30 年 3 月 31 日時点で軽自動車税の滞納がある納税者 10 件をサンプルで抽出し、滞納処分が適切に実施されていることを確認した。
滞納管理システムを閲覧し、執行停止が適切に行われているかについて確認した。	滞納管理システムを閲覧し、平成 30 年 3 月 31 日時点で軽自動車税の滞納がある納税者 10 件をサンプルで抽出し、執行停止が適切に行われていることを確認した。
滞納管理システムを閲覧し、平成 30 年 3 月 31 日時点で軽自動車税の滞納がある納税者 10 件を抽出し、不納欠損処理が適切に行われているかについて検討した。	サンプル抽出した納税者について、不納欠損処理が適切に行われていることを確認した。

(4) 監査の結果

① 減免処理した延滞金の消込処理漏れ（指摘）

滞納管理システムを閲覧し、平成 30 年 3 月 31 日時点で滞納がある納税者 10 件をサンプル抽出し、延滞金の計算過程を確認した結果、滞納していた本税の一括納付時に延滞

金を減免したにもかかわらず、システム上延滞金が残っている納税者が1件抽出された。なお、この延滞金は減免処理されているため、市の歳入歳出決算書では収入として調定計上されておらず、システム上のみ残高が残っているものである。

減免処理に伴うシステム上の消込処理がなされていなかった当該延滞金は、平成8年度及び平成9年度の本税滞納により発生したものである。滞納本税は平成25年10月29日に納付されており、本税納付時に延滞金を減免したにもかかわらずシステムには残高が残っていた。市に確認したところ、本税が平成8年度及び平成9年度と古いものなので、現状のシステムで対応できなかったことが理由と考えられるとのことであり、システム上の延滞金を削除すべきである。

なお、平成9年度以前に本税の滞納が発生し、その後延滞金を免除した案件は他にないため、同様の延滞金の消込処理漏れはないとの回答を得た。

5. 入湯税

(1) 入湯税の概要

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対して入湯客に課税するものであり、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるための目的税である。

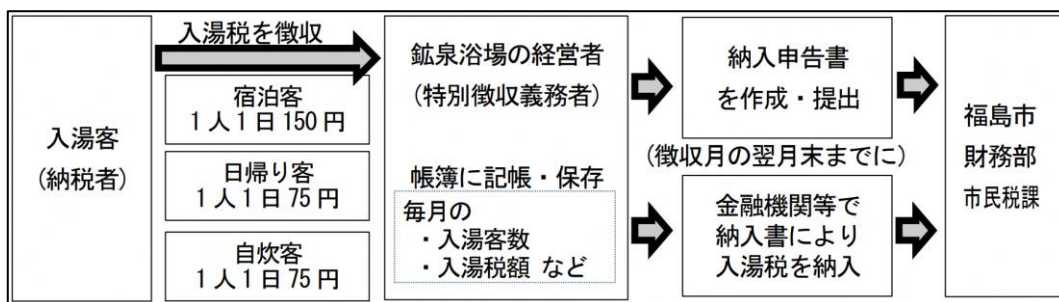
市民税課が、特別徴収義務者から受領した「入湯税納入申告書兼課税台帳」に基づいて調定を行い、納税課が市税の徴収に係る管理を行っている。入湯税は租税であるため強制徴収公債権に該当し、鉱泉浴場（旅館など）の経営者で市長が指定した者が特別徴収義務者とされる。滞納管理システムにより、納期限の管理を含む滞納管理を行っている。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【入湯税】		【金額単位:円】			
	区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額
平成28年度	現年	120,575,550	118,964,933	0	1,688,917
	過年度(滞納繰越)	6,478,139	1,552,130	1,697,025	3,228,984
	合計	127,053,689	120,517,063	1,697,025	4,917,901
平成29年度	現年	117,261,150	115,613,500	0	1,647,650
	過年度(滞納繰越)	4,918,959	1,148,883	0	3,775,176
	合計	122,180,109	116,762,383	0	5,422,826
平成30年度	現年	115,960,950	114,208,845	0	1,752,105
	過年度(滞納繰越)	5,422,826	1,921,907	0	3,500,919
	合計	121,383,776	116,130,752	0	5,253,024
令和元年度	現年	110,908,275	107,658,825	0	3,250,800
	過年度(滞納繰越)	5,253,024	3,665,787	0	1,587,237
	合計	116,161,299	111,324,612	0	4,838,037

① 納税義務者（福島市の場合）

鉱泉浴場(温泉施設)の入湯客

- ② 課税されない者
- ・ 年齢 12 歳未満の者
 - ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
 - ・ 長期療養(15 日以上)を目的とし、医師の診断書を有する者
 - ・ 学校の学生生徒等で、修学旅行又は体育大会等学校行事に参加している者及びその引率者
- ③ 税率
- ・ 宿泊客 1 人 1 日につき 150 円
 - ・ 日帰り客 1 人 1 日につき 75 円
 - ・ 自炊客 1 人 1 日につき 75 円
- ※ 1 泊 2 日の場合は、1 日として計算する
- ④ 徴収の方法
- 徴収については、特別徴収（鉱泉浴場経営者が徴収する）の方法である。
- ⑤ 特別徴収義務者
- 鉱泉浴場(旅館など)の経営者で、市長が指定した者。
- ⑥ 特別徴収の手続
- 特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月末日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、納入金を福島市に納入する。
- ⑦ 特別徴収義務者の申告
- 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、必要な事項を記載した経営申告書を市長に提出する。
- 提出した経営申告事項に異動があった場合には、直ちにその旨を記載した経営（異動）申告書を福島市長に提出する。
- ⑧ 帳簿記帳義務等
- 特別徴収義務者は、入湯客数、税額を帳簿に記帳し、記載した日から 1 年間帳簿を保存しなければならない。
- なお、福島市税条例においては「帳簿は、その記載の日から一年間これを保存しなければならない。」とされているが、福島市は「入湯税特別徴収の手引」において「法律上はその帳簿を記載した日から 1 年間保存しなければなりません、可能な限り 5 年間保存してください。」としており、5 年間の保存を促している。
- ⑨ 入湯税納入の流れ



(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・入湯税徴収の課税対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・入湯税の計算は正しく、かつ、適切な時期に行われているか
- ・入湯税の免除、減免等の対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
「入湯税納入申告書兼課税台帳」よりサンプルを1件抽出し、福島市税条例に基づいた金額が算定されているかについて検討した。	「入湯税納入申告書兼課税台帳」の税率は、福島市税条例第155条に基づいた金額となっていた。
「市税のしおり」、「入湯税特別徴収の手引」を閲覧し、条例に基づいた内容になっているかについて検討した。	「入湯税特別徴収の手引」の内容を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
「入湯税申告書受付控」を閲覧し、納入申告書の収集を適時適切に管理しているかについて検討した。	「入湯税申告書受付控」には特別徴収義務者毎に各月の「入湯税納入申告書兼課税台帳」の収集状況が記載されており、適時適切に管理されていた。
調定額の計算に誤りはないか、また、誤謬発生防止のための対策は取られているかについてヒアリングにより確認した。	市民税課は年間約30件の施設を対象に実態調査を行っているとの回答を得た。特別徴収義務者は82施設（H30年度時点）であり、3年間で全て網羅できる調査数であることか

実施した手続	実施結果
	ら、実態調査の数についても不足なく妥当なものであると判断した。
調定額の計算について、「入湯税調定額一覧表」からサンプルを抽出し、税務基幹システムと突合した。	「入湯税調定額一覧表」と税務基幹システムの内容は一致しており、調定額は適切な時期に正しい金額は計上されていると考える。
調定額及び納期限等につき、遅滞なく納入に係る通知が行われているかをヒアリングにより確認した。	市民税課が毎年2月中旬までに「入湯税納入申告書兼課税台帳」を1年分発送しているとの回答があり、納入に係る通知が適切に行われていると判断した。
「入湯税申告書受付控」を閲覧し、申告書受領についての管理状況を確認した。	「入湯税申告書受付控」にて消込作業は適切に行われていた。
税務基幹システムを閲覧し、調定額の計上及び納入に係る消込処理についての管理状況を確認した。	調定額の計上及び納入に係る消込処理に係る管理状況は特に問題ないものとする。
不申告の特別徴収義務者に対する管理状況について、「入湯税納入申告書兼課税台帳」及び「入湯税更正（決定）通知書」を閲覧して検討した。	不申告の特別徴収義務者に対しては市民税課で督促を行っているが、再三の督促にも応じない特別徴収義務者に対しては更正決定を行っていることを「入湯税更正（決定）通知書」により確認した。 平成29年度から不申告となっている特別徴収義務者は当該1件のみで他にいない。
「福島市入湯税課税免除用証明書」及び「入湯税課税免除申請書」を閲覧し、課税免除について所定の手続に従って適正に処理されていることを検討した。	課税免除手続は、福島市税条例第154条に基づいて適正に処理されているものとする。
滞納管理システムを閲覧し、平成30年3月31日時点で滞納がある納税者10件をサンプル抽出し、条例等に基づく督促手続が実施されているかを検討した。	サンプル抽出した10件について交渉経過情報を閲覧した結果、督促手続が適切に実施されているものとする。
滞納管理システムを閲覧し、平成30年3月31日時点で滞納がある納税者10件をサンプルで抽出し、延滞金の計算過程を確認した。	左記の手続を実施した結果、1. 市民税（個人）（4）「監査の結果」⑤、⑥に記載した問題点が検出された。
滞納管理システムを閲覧し、平成30年3月31日時点で滞納がある納税者10件をサンプルで抽出し、督促期間の経過後に滞納処分が適切に行われているか確認した。	左記の手続を実施した結果、滞納処分は適切に実施されているものとする。

実施した手続	実施結果
滞納管理システムを閲覧し、平成 30 年 3 月 31 日時点で滞納がある納税者 10 件をサンプルで抽出し、執行停止が適切に行われているかについて確認した。	左記の手続を実施した結果、問題点は検出されなかった。
滞納管理システムを閲覧し、平成 30 年 3 月 31 日時点で滞納がある納税者 10 件をサンプルで抽出し、不納欠損処理が適切に行われているかについて確認した。	左記の手続を実施した結果、問題点は検出されなかった。

(4) 監査の結果

① 帳簿（入湯税徴収原簿）の保存期間（意見）

「入湯税特別徴収の手引」では帳簿（入湯税徴収原簿）の保存期間に関して、「特別徴収義務者は、入湯客数、税額を帳簿に記帳し、法律上はその帳簿を記載した日から 1 年間保存しなければなりません、可能な限り 5 年間保存してください。」としている。しかし、市税条例第 162 条では、「入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯税額を記載した帳簿は、その記載の日から 1 年間これを保存しなければならない」旨が定められている。可能な限り 5 年間の帳簿保存を求めているのは、地方税の課税権は地方税法第 17 条の 5 において 5 年（偽りその他不正の行為の場合は 7 年）と定められていることから、5 年前まで遡及して調査が行われる可能性があるためと思われる。

入湯税の申告書の計算に誤りがないか確認するための実態調査は、市民税課により年間約 30 件の施設を対象に行っているが、特別徴収義務者は 82 施設（H30 年度時点）であり、平均すると 1 施設当たり 3 年に 1 回の調査である。特別徴収義務者の負担等を考慮し、調査範囲は基本的に直近 1 年間であるが、不申告の場合等は 1 年間の帳簿のみでは支障が生じることが想定される。

市民税課の説明によると、過年度の調査を行う際は現金出納帳等の帳簿を重視しており、事業所得等の帳簿書類の保存期間は所得税法等において 5 年または 7 年とされており、市税条例第 162 条の帳簿（入湯税徴収原簿）に頼ることなく課税標準額及び税額を決定しているとのことである（所得税法施行規則第 102 条第 4 項、法人税法施行規則第 67 条第 2 項）。

しかし、市税条例における入湯税徴収原簿についても 5 年間の保存を促している実態に合わせるため、また、入湯税に係る税務調査を円滑かつ効率的に実施するためには、福島市税条例を改正して 5 年以上の保存期間を義務付けることが望ましい。なお、福島市と同様に入湯税に係る帳簿保存期間は 1 年間としている自治体が多いが、以下の自治体については保存期間を 5 年以上としている。

- ・千葉県千葉市・・・5 年
- ・千葉県佐倉市・・・5 年

- ・静岡県伊豆市・・・5年
- ・京都府京都市・・・7年
- ・北海道音威子府村・・・7年

6. 老人福祉施設措置費負担金

(1) 老人福祉施設措置費負担金の概要

老人福祉施設措置費負担金は、市町村が、65歳以上の者で一定の事由により居宅において養護又は介護を受けることが困難な者を、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームへの入所若しくは入所の委託の措置又は養護受託者への養護の委託をした場合、老人福祉法第28条1項に基づき、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものである。

福島市では「老人福祉施設入所等に要する費用徴収規則」を定めて徴収しており、長寿福祉課が管理している。老人福祉施設措置費負担金は非強制徴収公債権で時効は5年であり、過去4年間の調定額及び収入未済額(債権残高)等の推移は以下の通りである。

【老人福祉施設措置費負担金】				【金額単位:円】					
年度	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数	
平成28年度	現年	72,693,565	1,882	69,295,334	1,793	0	0	3,398,231	89
	過年度	2,348,968	133	323,333	7	95,600	2	2,025,635	126
	合計	75,042,533	2,015	69,618,667	1,800	95,600	2	5,423,866	215
平成29年度	現年	72,375,002	1,797	69,922,803	1,719	0	0	2,452,199	78
	過年度	5,423,866	215	765,098	26	0	0	4,658,768	189
	合計	77,798,868	2,012	70,687,901	1,745	0	0	7,110,967	267
平成30年度	現年	69,413,272	1,732	66,574,245	1,647	0	0	2,839,027	85
	過年度	7,110,967	267	669,625	12	0	0	6,441,342	255
	合計	76,524,239	1,999	67,243,870	1,659	0	0	9,280,369	340
令和元年度	現年	77,697,952	1,894	75,029,226	1,815	0	0	2,668,726	79
	過年度	9,280,369	339	998,926	44	15,677	1	8,281,443	295
	合計	86,978,321	2,233	76,028,152	1,859	15,677	1	10,950,169	374

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続を実施した。

- ・措置費負担金徴収の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・措置費負担金の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか

- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の調定より、サンプルを 5 件抽出し、「老人福祉施設入所等に要する費用徴収規則」に基づいて負担金徴収額が決定されているかを確認し、調定伺書と突合した。	サンプル抽出した 5 件の措置費負担金が「老人福祉施設入所等に要する費用徴収規則」に基づいて決定されているか検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
平成 30 年度における滞納繰越額の調定について滞納一覧表と調定伺書と突合した。	平成 30 年度における滞納繰越額の調定について滞納一覧表と調定伺書と一致した。
平成 30 年度の収入未済額について、未納額一覧と突合した。	平成 30 年度の収入未済額について、未納額一覧と一致した。
未納額についてサンプルを 5 件抽出し、督促状の発送状況を確認した。	福島市債権管理条例に基づき、督促状が発送されているかを検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
過年度の滞納額一覧を入手し、長期延滞先よりサンプルを抽出し、回収管理の状況を検討した。	長期延滞先について回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
債権管理台帳が福島市債権管理条例に基づいて整備されていることを確認した。	債権管理台帳の整備状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 老人福祉施設措置費負担金の徴収額決定に係る根拠資料（指摘）

老人福祉施設措置費負担金は、「老人福祉施設入所等に要する費用徴収規則」に基づいて、被措置者の前年所得状況及びその扶養義務者の前年所得に係る課税状況により階層区分及び負担金徴収額が決定される。しかし、平成 30 年度の負担金決定についてサンプルで確認した被負担者の中に、前年度の所得状況等を確認できる資料がないにもかかわらず、前年度所得税が非課税として階層区分を決定していたものがあった。

本来、負担金決定に当たっては、必要資料を入手した上で階層区分を決定すべきである。しかしながら、平成 30 年度の負担金決定の際に、根拠資料がない中で階層区分をどのように決定したのかについては確認できなかった。また、市の説明によると、担当者に

より資料の保管方法が異なることがあったとのことであり、資料整理保存の不備により根拠資料が見つからない可能性がある。

負担金徴収額を決定する際に根拠資料の不足や不備はないかを確認することは当然の必須事項であり、金額決定後も一定期間は根拠資料を保管しておくべきである。根拠資料を確認せずに世帯の階層区分が決定された場合は、正しい負担金徴収額が決定、調定されない可能性があり、その場合は所得に応じた負担金ではなくなる。このため、担当課におけるチェック体制を強化し、「老人福祉施設入所等に要する費用徴収規則」に基づいて、適正に負担金を決定するとともに、根拠資料を整理して保管すべきである。

なお、担当課に令和 2 年度の措置費負担金決定に関する根拠資料の不備や不足及び負担金徴収額の誤りの有無の再確認を依頼した。この結果、令和 2 年度の負担金徴収額の決定は、「老人福祉施設入所等に要する費用徴収規則」に基づいて適正に行われているとの報告を受けた。

② 督促状への履行期限の記載（指摘）

平成 30 年度の督促状の送付状況を確認したところ、翌年度の平成 31 年 4 月 1 日（滞納繰越分）及び令和元年 6 月 1 日（現年度繰越分）に催告書及び納付書が送付されていたが、平成 30 年度内は督促状が送付されていなかった。しかし、平成 31 年度以後は毎月未納者リストを作成し、債権管理条例に基づいて督促状を送付しているとのことであった。

このため、平成 31 年 4 月以後の督促状の送付状況を確認したところ、令和 2 年 3 月末の未納額（履行期限は令和 2 年 4 月 14 日）については令和 2 年 5 月 1 日に督促状を発送しているが、督促状には履行期限が令和 2 年 5 月 22 日と記載されており、督促状に記載すべき履行期限（督促状発送日から 15 日以内）を超過していることが判明した。長寿福祉課の説明では、ゴールデンウィークによる銀行休業日等を考慮したとのことであるが、福島市債権管理条例施行規則第 5 条第 2 項において「督促状において指定すべき履行期限は、当該督促状を発する日から十五日以内としなければならない」とされており、休日の有無には関わらないため、当該規則の期限を超過している。なお、履行期限が地方公共団体の休日に当たる場合は、その翌日が履行期限となる（地方自治法第 4 条の 2 第 4 項）。督促状で指定する履行期限は、条例に定められた 15 日以内の適切な期限を記載すべきである。

③ 長期滞納債権の回収業務（意見）

老人福祉施設措置費負担金の過年度滞納者には、毎年 4 月 1 日（滞納繰越分）及び 6 月 1 日（現年度繰越分）に催告書及び納付書を送付している。平成 30 年度における滞納額を確認したところ、最も古い債権の発生年度は平成 25 年度である。長期滞納債権の回収管理状況について確認したところ、電話、訪問を実施し、納付相談により分納誓約書を取り交わす等の対応を行っているとのことである。しかし、早期の回収に結び付かず、時効により不納欠損処理される滞納者が見受けられた。

高齢の被措置者に対して身内や相続人が納付に非協力的であることも多いとのことだが、強制執行等の法的手続による積極的な回収管理が行われていない。強制執行等の制度を検討することなく漫然と時効を迎えて不納欠損処理が行われる場合、納付に誠実に取り組む被措置者及び扶養義務者と比較して、公平性に欠けると考える。

今後の債権回収管理においては、徴収の公平性と回収コストを勘案し、例えば一定額以上の滞納者に対して、法的措置も視野に入れた積極的かつ効率的な回収管理を検討することが望ましい。

④ 債権管理台帳の整備（指摘）

債権管理台帳として、「滞納一覧表及び対応経過」が提示された。この帳票は滞納者のみ年度毎の滞納額及び対応経過を記載したものであり、滞納管理のために作成されているものである。

福島市債権管理条例第 5 条及び福島市債権管理条例施行規則第 4 条では、債権の名称、債務者の氏名及び住所、財産に関する事項、債権の額、債権の発生原因及び発生年月日、履行期限その他履行方法に関する事項、債権の徴収に係る履歴、担保に関する事項等の項目を記載した台帳を整備しなければならないとされているが、債務者毎にこのような項目を網羅した債権管理台帳は作成されていない状況である。

債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、滞納者だけでなく、全債務者について福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。

7. 母子生活支援施設措置費負担金

(1) 母子生活支援施設措置費負担金の概要

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づいてつくられた児童福祉施設であり、母子家庭、あるいはこれに準ずる事情のある者が入所対象者となる。児童福祉法第 56 条第 2 項には、母子生活支援施設において市町村が行う母子保護の実施に要する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができると規定されている。福島市では「福島市児童福祉施設入所に要する費用徴収規則」に基づき負担金を徴収しており、こども家庭課が管理している。

母子生活支援施設措置費負担金は私債権で時効は 5 年であり、過去 4 年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【母子生活支援施設措置費負担金】

【金額単位：円】

年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	127,100	23	53,400	0	0	0	73,700	2
	過年度	140,700	3	0	0	0	0	140,700	3
	合計	267,800	26	53,400	0	0	0	214,400	5
平成29年度	現年	220,800	32	87,100	13	0	0	133,700	19
	過年度	174,200	5	67,000	1	0	0	107,200	5
	合計	395,000	37	154,100	14	0	0	240,900	24
平成30年度	現年	247,500	45	140,700	21	0	0	106,800	24
	過年度	240,900	7	140,700	5	0	0	100,200	3
	合計	488,400	52	281,400	26	0	0	207,000	27
令和元年度	現年	227,700	36	154,100	23	0	0	73,600	13
	過年度	207,000	5	0	0	0	0	207,000	5
	合計	434,700	41	154,100	23	0	0	280,600	18

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・負担金徴収の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・負担金の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や違約金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続きは法令等に基づいて実施されているか
- ・担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成30年度負担金調定額について、「福島市児童福祉施設入所に要する費用徴収規則」に規定される世帯の階層に応じて、負担金徴収額（月額）が決定、徴収されていることを確認し、調定伺書と突合した。	平成30年度負担金徴収額について、「福島市児童福祉施設入所に要する費用徴収規則」に基づいて決定されているか検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
平成30年度の未納額について、入居者負担金収入状況の未納額と突合した。	平成30年度の未納額は、入居者負担金収入状況の未納額と一致した。
平成30年度の未納額について督促状の発送状況を確認した。	毎月当初の調定に合わせ、前月までの未納額（履行期限毎月末）につき督促状を発送していることを確認した。過年度滞納者には現年度分だけでなく、過年度の滞納額も明示して通知を送付していることを確認した。

実施した手続	実施結果
過年度の未納金について、回収管理の状況を検討した。	回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
債権管理台帳が福島市債権管理条例に基づいて整備されていることを確認した。	債権管理台帳の整備状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 母子生活支援施設措置費負担金徴収額の決定（指摘）

母子生活支援施設措置費負担金は「福島市児童福祉施設入所に要する費用徴収規則」に基づき、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収するとされており、世帯の所得税の階層ごとに徴収額が決定される。この階層区分は所得税法によって計算された所得税の額により決定される。

こども家庭課では市民税課から入手した「課税状況調書」を基に所得税額を計算している。しかし、課税状況調書は市民税の課税計算における所得情報であり、基礎控除や寡婦控除等の所得控除の額が所得税法上の金額と異なるため、課税状況調書の所得金額を用いて計算した所得税額は、実際の所得税額と異なる。課税状況調書の基礎控除を所得税法の額に修正して計算していたとの説明を受けたが、計算の根拠となる資料には金額を修正した形跡はなく、計算結果のみ調書に手書きで記載があるものの、計算過程が不明なものがあった。

平成 30 年度に負担金徴収額がある全ての対象者の世帯における階層区分を確認したところ、前述の理由により所得税額の計算は誤っていた。ただし、所得税法に基づく正しい所得金額でも世帯の階層区分は変わらず、母子生活支援施設措置費負担金の金額に影響はない。

負担金徴収額の公平性と正確性を確保するためには、金額の決定に係る適切な資料を入手し、事務コストを勘案した上で担当課における十分なチェックを行うべきである。なお、所得税法によって計算された所得税額の確認のためには、対象者より源泉徴収票や確定申告書を入手することが考えられる。

② 収入未済の管理方法（意見）

平成 30 年度の収入未済額は平成 28 年度及び平成 29 年度に調定された 2 件であり、監査を実施した令和 2 年 10 月時点でも未回収となっていた（未納額合計 207 千円）。担当課では毎月の調定の際に過年度分の金額も含め年度毎の未納額を明らかにして債務者に通知しているとのことだが、債務者から返答はなく相当期間が経過している状況である。

催告書の送付だけでは時効の中断の効力が発生しないため、このままでは時効期間の

5年が経過することが想定される。未納が相当期間経過し、かつ、納付に非協力的な被負担者に対しては、漫然と時効を迎え不納欠損処理することのないよう、通知のみの対応ではなく、電話や戸別訪問も行うことが望ましい。催告書の送付のみで時効到来により不納欠損処理が行われる場合、納付に誠実に取り組む被負担者と比較し、公平性に欠けるものとする。

現状では未納件数は2件であり未納額も少額ではあるが、今後の債権回収管理においては、回収コストを勘案しながら徴収の公平性を確保するために、一定額以上の未納額については法的措置も視野に入れた積極的かつ効率的な回収管理を検討することが望ましい。

③ 債権管理台帳の整備（指摘）

債権管理台帳として、「負担金収入明細」が提示された。当該帳票には債務者の月毎の調定額及び納入額が記載されており、負担金の納入状況を管理するために作成されているものである。

福島市債権管理条例第5条及び福島市債権管理条例施行規則第4条では、債務者の氏名及び住所、財産に関する事項、債権の額、債権の発生原因及び発生年月日、履行期限その他履行方法に関する事項、債権の徴収に係る履歴、担保に関する事項等の項目を記載した台帳を整備しなければならないとされているが、債務者毎にこのような項目を網羅した債権管理台帳は作成されていない状況である。

債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。

8. 公立保育所負担金・私立保育所負担金

(1) 公立保育所負担金・私立保育所負担金の概要

保育所負担金は、児童福祉法第56条第2項により、同法第51条第2号から第5号（保育所等の費用）を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該費用の全部または一部を徴収することができることとされている。

福島市では「福島市保育所条例」及び「福島市子ども・子育て支援法施行細則」を定めて保育所負担金を徴収している。保育所負担金は幼稚園・保育課が管理しており、強制徴収公債権で時効は5年である。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【公立保育所負担金】

【金額単位:円】

年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	216,765,450	-	215,962,950	-	0	0	802,500	-
	過年度	9,356,099	-	2,414,700	-	0	0	6,941,399	-
	合計	226,121,549	-	218,377,650	-	0	0	7,743,899	-
平成29年度	現年	202,465,300	-	201,667,870	-	0	0	797,430	-
	過年度	7,743,899	-	1,802,143	-	658,522	-	5,283,234	-
	合計	210,209,199	-	203,470,013	-	658,522	-	6,080,664	-
平成30年度	現年	230,662,800	-	229,086,400	-	0	0	1,576,400	-
	過年度	6,080,664	-	1,548,600	-	0	0	4,532,064	-
	合計	236,743,464	-	230,635,000	-	0	0	6,108,464	-
令和元年度	現年	127,072,090	-	126,338,610	-	0	0	733,480	-
	過年度	6,108,464	-	1,420,704	-	193,700	-	4,494,060	-
	合計	133,180,554	-	127,759,314	-	193,700	-	5,227,540	-

(注)件数がないものは「0」、件数はあるが記載していないものは「-」としている。

【私立保育所負担金】

【金額単位:円】

年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	872,139,350	-	868,542,960	-	0	0	3,596,390	-
	過年度	23,760,535	-	5,839,690	-	0	0	17,920,845	-
	合計	895,899,885	-	874,382,650	-	0	0	21,517,235	-
平成29年度	現年	869,440,760	-	867,058,760	-	0	0	2,382,000	-
	過年度	21,517,235	-	5,200,140	-	36,000	-	16,281,095	-
	合計	890,957,995	-	872,258,900	-	36,000	-	18,663,095	-
平成30年度	現年	878,711,900	-	876,024,900	-	0	0	2,687,000	-
	過年度	18,663,095	-	3,853,004	-	301,200	-	14,508,891	-
	合計	897,374,995	-	879,877,904	-	301,200	-	17,195,891	-
令和元年度	現年	660,182,180	-	658,521,100	-	0	0	1,661,080	-
	過年度	17,195,891	-	3,577,070	-	650,400	-	12,968,421	-
	合計	677,378,071	-	662,098,170	-	650,400	-	14,629,501	-

(注)件数がないものは「0」、件数はあるが記載していないものは「-」としている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・保育所負担金の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・保育所負担金の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の調定額について、途中入園児を含めてサンプルを 6 件抽出し、福島市子ども・子育て支援法施行細則に基づいて決定され、調定されているかを確認した。	サンプル抽出した 6 件の現年度調定額は福島市子ども・子育て支援法施行細則に基づいて決定、調定されていた。
督促状の発送状況及び延滞金の徴収状況を確認した。	福島市債権管理条例に基づき、督促状は適時に送付されている。 延滞金の徴収状況について確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
未納台帳を入手し、長期延滞先または金額の大きな先からサンプルを抽出し、債権管理台帳（子ども・子育て支援システム）等により、回収管理の状況を検討した。	債権管理台帳（子ども・子育て支援システム）等により回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
不納欠損処理が条例に基づいて適切に行われていることを確認した。	不納欠損処理が条例に基づいて適切に行われていた。

(4) 監査の結果

① 延滞金の徴収とシステムの整備（意見）

保育所負担金の督促は、地方自治法第 231 条の 3 が根拠となっており、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項では、「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。」とされている。担当課では履行期限までに履行しない者があるときは、地方自治法及び福島市債権管理条例第 6 条に基づいて督促を行っている。

また、地方自治法第 231 条の 3 第 2 項において、「地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる」とされており、福島市債権管理条例第 7 条では、公債権について督促をした場合、当該督促をした金額に履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該履行期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を「加算して徴収するものとする」との定めがある。

上記の定めはあるが、現状では保育所負担金の未納者に対して延滞金の徴収は行われていない。保育所負担金は入所する世帯の資力に応じて決定されており、入所後の生活環境等の変化により延滞するケースは想定される。しかしながら、延滞に明確な理由がない、あるいは資力があるにもかかわらず履行期限を守らないような滞納者がいる場合、

大部分の者が適正に納付している現状と比較し、公平性に欠ける。また、当債権は強制徴収公債権であるため、滞納に対してより厳正に対応すべきであり、この点からも延滞金を科すことが望ましいと考える。

一方で、幼稚園・保育課では延滞金を計算するシステムが整備されておらず、人員にも余裕がないため、支払能力を有すると認められる滞納者があっても延滞金を適時に計算できない。滞納者から延滞金を徴収しない理由を明確にし、支払能力を有すると認められる滞納者に対しては延滞金を計算、徴収できる環境を整備することが望ましい。

② 延滞債権に対する滞納処分（意見）

保育所負担金は、児童福祉法第 56 条第 6 項により「地方税の滞納処分の例により処分することができる」とされている。これまでの債権回収履歴を確認する限り、漫然と時効を迎えて不納欠損になることのないよう、相当程度の催告（通知、電話、訪問等）を実施し、納付相談や納付誓約を取り交わす等の手続が行われている。しかし、幼稚園・保育課の債権回収管理に係る人員不足、滞納処分に係るノウハウや判断基準の不足等により、滞納者の収入や財産の網羅的な調査、強制執行等の滞納処分の手続は行われていない。この結果、早期の債権回収につながらず、債権発生から 20 年以上も経過している長期滞納債権がある。

滞納者に対しては催告のみならず収入や資産状況の調査を行い、納付について不誠実な滞納者には、滞納処分等の法的措置も視野に入れた積極的な対応を行うことが必要と考える。これらの手続を実施せずに時効を迎えて不納欠損処理することは、適正に納付している多くの負担者と比較して、公平性に欠けるためである。

滞納債権の回収管理に当たっては、回収に係る費用対効果を勘案し、例えば延滞期間や金額の多寡等による一定の基準を設けて、該当する債権については法的措置も視野に入れた対応を行うことが考えられる。特に当債権のような強制徴収公債権については、自力執行権を有効に活用するために、また、債権回収の効率化やノウハウの蓄積のためにも、市全体で一括して債権管理に取り組むことが必要と思われる。そのためには、強制徴収公債権の滞納に係る債権管理部署を設けて、当該部署で一括して滞納処分の手続きを実施することが望ましい。

③ 児童手当の特別徴収や申出（任意）徴収による回収（意見）

幼稚園・保育課では、滞納者に対する児童手当を納付等の状況に応じて現金支給としており、担当課窓口にて支給する際に、滞納額を少しでも納付するよう納付相談を行っている。しかし、債務者の納付意思に任せていることもあり、債権回収が長期化しているケースが見受けられた。また、児童手当は対象児童が中学卒業までとされており、児童手当支給時の納付により回収しているような長期延滞債権は、児童手当支給終了後における回収方法も懸念される場所である。

現在、児童手当を受給している滞納者について、納付相談時に負担者の意思に任せて納付を促すという債権回収を行っているが、他の自治体では特別徴収や申出（任意）徴

収により滞納を減少させる取り組み事例がある。いずれも保育料や学校給食費などの未納額を児童手当の金額から控除して支給するため、未納額の回収が図れる。

特別徴収は児童手当法第 22 条に基づく制度であり、児童手当から控除できるのは現年度の滞納額のみである。申出徴収は児童手当の受給者から任意に申出書を提出してもらうことにより、児童手当から滞納額を控除する制度である。特別徴収は滞納が発生した場合に市側が強制的に実行できるため、収入未済の発生抑止につながる。申出徴収は任意の制度だが、過年度分も含めて滞納額を回収できる。受益者負担の公平性確保と債権管理事務コストの削減のために、これらの制度の導入により、滞納債権の発生防止と回収促進を図ることが望ましい。

(参考) 児童手当法 第 22 条

第二十二條

市町村長は、児童福祉法第五十六条第二項の規定により費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）を徴収する場合又は同法第五十六条第七項若しくは第八項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を徴収する場合において、第七条（第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が同法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）を支払うべき扶養義務者又は同法第五十六条第七項若しくは第八項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又は保護者に児童手当の支払をする際に保育料（同条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）又は同法第五十六条第七項若しくは第八項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）を徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収（以下この項において「特別徴収」という。）の方法によつて保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者（以下この項において「特別徴収対象者」という。）に係る保育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によつて徴収すべき保育料の額その他内閣府令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならない。

9. 夜間急病診療所使用料、休日救急歯科診療所使用料

(1) 夜間急病診療所使用料及び休日救急歯科診療所使用料の概要

夜間急病診療所使用料は、福島市夜間急病診療所で診療を受けた際の診療費である。福島市夜間急病診療所は、地方自治法に基づき、夜間等の急病患者に対し応急的な治療を行うために設置された。福島市夜間急病診療所において徴収した診療費は、保健所総務課が調定から債権管理までを行っている。診療費は債権に該当し、当日の窓口徴収を基本とするが、現

金を持参しなかった者については、その後持参するか納入通知書による納入を依頼している。

休日救急歯科診療所使用料は、福島市休日救急歯科診療所で診療を受けた際の診療費である。福島市休日救急歯科診療所は、地方自治法に基づき、休日において応急的な歯科診療及び障害者基本法に規定する障がい者に対して歯科診療を行うために設置された。福島市休日救急歯科診療所において徴収した診療費は、保健所総務課が調定から債権管理までを行っている。診療費は債権に該当し、当日の窓口徴収を基本とするが、現金を持参しなかった者については、その後持参するか納入通知書による納入を依頼している。

夜間急病診療所使用料及び休日救急歯科診療所使用料は、いずれも私債権であり、時効は3年である。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	143,491,188	14,777	143,458,968	14,770	0	0	32,220	7
	過年度	170,770	37	5,530	2	43,680	9	121,560	26
	合計	143,661,958	14,814	143,464,498	14,772	43,680	9	153,780	33
平成29年度	現年	139,066,807	14,227	138,990,787	14,214	0	0	76,020	13
	過年度	153,780	33	7,510	2	0	0	146,270	31
	合計	139,220,587	14,260	138,998,297	14,216	0	0	222,290	44
平成30年度	現年	141,229,061	15,357	141,152,811	15,347	0	0	76,250	10
	過年度	222,290	44	0	0	114,050	24	108,240	20
	合計	141,451,351	15,401	141,152,811	15,347	114,050	24	184,490	30
令和元年度	現年	134,913,506	14,504	134,870,256	14,492	0	0	43,250	12
	過年度	184,490	30	30,800	3	22,000	6	131,690	21
	合計	135,097,996	14,534	134,901,056	14,495	22,000	6	174,940	33

年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	9,201,372	1,387	9,201,372	1,387	0	0	0	0
	過年度	21,390	5	0	0	5,730	1	15,660	4
	合計	9,222,762	1,392	9,201,372	1,387	5,730	1	15,660	4
平成29年度	現年	9,398,820	1,403	9,398,820	1,403	0	0	0	0
	過年度	15,660	4	0	0	0	0	15,660	4
	合計	9,414,480	1,407	9,398,820	1,403	0	0	15,660	4
平成30年度	現年	9,341,236	1,311	9,328,446	1,310	0	0	12,790	1
	過年度	15,660	4	0	0	0	0	15,660	4
	合計	9,356,896	1,315	9,328,446	1,310	0	0	28,450	5
令和元年度	現年	10,463,640	1,503	10,463,640	1,503	0	0	0	0
	過年度	28,450	5	0	0	15,660	4	12,790	1
	合計	10,492,090	1,508	10,463,640	1,503	15,660	4	12,790	1

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・督促に係る手続きは法令等に基づいて実施されているか
- ・滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか

- ・委託契約は前年踏襲ではなく、必要な経費の見積もりを検討して行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
歳入額と委託コストを比較し、見積書の合理性を検証した。	左記の手続を実施した結果、問題点は検出されなかった。
平成29年度末の未収債権について、その後の債権管理状況を検討した。	左記の手続を実施した結果、問題点は検出されなかった。
平成30年度及び令和元年度の不納欠損処理の妥当性について、関連帳票により検討した。	左記の手続を実施した結果、問題点は検出されなかった。

(4) 監査の結果

監査人が必要と認めた監査手続を実施した結果、特に問題点は検出されなかった。

10. 道路占用料

(1) 道路占用料の概要

市道に一定の工作物、物件または施設等を設け、継続して道路を使用することを道路占用と言い、道路法32条に規定されている。道路占用料は道路の占用に伴い徴収する負担金である。道路法、福島市道路占用料徴収条例、福島市道路占用料徴収条例施行規則に基づいて路政課が債権管理を行っており、強制徴収公債権に該当し、時効は5年である。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【道路占用料】				【金額単位:円】				
年度	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	58,159,024	488	58,159,024	488	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0
	合計	58,159,024	488	58,159,024	488	0	0	0
平成29年度	現年	57,997,052	517	58,580,472	515	0	0	5,218
	過年度	0	0	0	0	0	0	0
	合計	57,997,052	517	58,580,472	515	0	0	5,218
平成30年度	現年	59,582,823	562	59,578,935	562	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	3,888
	合計	59,582,823	562	59,578,935	562	0	0	3,888
令和元年度	現年	59,879,760	459	59,862,782	459	0	0	13,090
	過年度	0	0	0	0	0	0	3,888
	合計	59,879,760	459	59,862,782	459	0	0	16,978

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・対象者の特定や占用料の徴収対象面積及び期間は適切に算定されているか
- ・徴収金額の計算は正しく、かつ、適切な時期に行われているか
- ・免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
道路の占用許可証からサンプルを5件抽出し、平成30年度の調定の手続・収納の手続について確認した。	サンプル抽出した5件について、条例等に基づき適正な金額が調定・収納されているかを確認した結果、問題点は検出されなかった。
平成29年度末の未収債権について、債権管理の状況を確認した	督促や滞納処分等の債権管理の状況を確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 督促をしても納付のない事業者に対する財産の調査（指摘）

道路占用料の収入未済額の管理において、担当課では占用者の一覧表に督促の経過を記載することで滞納管理を行っている。この一覧表には福島市債権管理条例施行規則により作成が求められている債権管理台帳に記載すべきもとして列挙されている項目のうち、財産の状況に関する事項について記載が行われていない。担当者に質問したところ、路政課では占用料未納者に対する財産の調査自体を行っていないとのことである。

道路占用料は強制徴収公債権であり、道路法73条により督促による納期限までに納付がない場合は強制徴収の手続が必要となるため、督促に応じない未納者については財産の調査を実施し、その状況を一覧表に記載すべきである。

② 破産手続き開始の通知に対する債権申出（指摘）

滞納債権に係る債権管理状況を確認したところ、平成29年3月に破産手続きを開始した旨の通知が地方裁判所より届いているが、平成28年度の道路占用料の収入未済額について債権申出を行っていないものがあった。

原因は当時の担当者の知識不足によるものであるとのことであるが、債務者が破産手続き開始の決定を受けたことを知った場合、直ちに交付要求をしなければならないとの定めがある（福島市債権管理条例11条）。担当事務に関する条例については錯誤のないように研修指導を徹底すべきである。

11. 市営住宅使用料

(1) 市営住宅使用料の概要

市営住宅使用料は公営住宅法、福島市営住宅等条例、福島市営住宅等条例施行規則、滞納者への事務取扱要領に基づいて、都市政策部住宅政策課市営住宅係が調定から徴収及び債権管理までを行っている。市営住宅使用料は私的契約に基づく私債権として取り扱われており、入居申込みを受けて市長の許可の後入居に至った入居者に対して前年度の収入申告に基づいて月額家賃を決定し、毎月末までに当月分の家賃の納付をすることとなっている。

債権の時効は5年であり、公営住宅管理システムにより、納期限の管理が行われている。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	688,353,800	38,104	679,969,300	-	0	0	8,384,500	-
	過年度	32,968,581	-	11,632,895	-	221,790	124	19,113,896	-
	合計	721,322,381	38,104	691,602,195	-	221,790	124	27,498,396	-
平成29年度	現年	678,353,600	37,330	672,445,400	-	0	0	5,908,200	-
	過年度	27,498,396	-	9,092,530	-	898,420	57	17,507,446	-
	合計	705,851,996	37,330	681,537,930	-	898,420	57	23,415,646	-
平成30年度	現年	653,231,800	35,791	649,736,900	-	0	0	3,494,900	-
	過年度	23,415,646	-	8,180,610	-	1,005,700	61	14,229,336	-
	合計	676,647,446	35,791	657,917,510	-	1,005,700	61	17,724,236	-
令和元年度	現年	635,320,100	34,635	630,055,300	-	0	0	5,246,800	-
	過年度	17,724,236	-	5,346,140	-	942,510	37	11,435,586	-
	合計	653,044,336	34,635	635,401,440	-	942,510	37	16,682,386	-

(注)件数がないものは「0」、件数はあるが記載していないものは「-」としている。

年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	27,923,600	12,358	27,688,500	-	0	0	235,100	-
	過年度	641,100	-	395,400	-	55,200	24	190,500	-
	合計	28,564,700	12,358	28,083,900	-	55,200	24	425,600	-
平成29年度	現年	27,277,000	12,070	27,040,700	-	0	0	236,300	-
	過年度	425,600	-	197,800	-	6,900	3	220,900	-
	合計	27,702,600	12,070	27,238,500	-	6,900	3	457,200	-
平成30年度	現年	26,182,900	11,614	26,047,200	-	0	0	135,700	-
	過年度	457,200	-	195,500	-	29,900	13	231,800	-
	合計	26,640,100	11,614	26,242,700	-	29,900	13	367,500	-
令和元年度	現年	25,714,700	11,386	25,547,800	-	0	0	166,900	-
	過年度	367,500	-	186,600	-	0	0	180,900	-
	合計	26,082,200	11,386	25,734,400	-	0	0	347,800	-

(注)件数がないものは「0」、件数はあるが記載していないものは「-」としている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・収入申告に基づく家賃の計算に誤りはないか
- ・計算された家賃の通知は適切な時期に行われているか
- ・家賃の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の収入申告書からサンプルを抽出し、家賃の計算の正確性を確認した。	左記の手続を実施した結果、問題点は検出されなかった。
平成 29 年度末の滞納者からサンプルを抽出し、督促状の送付が適時に実施されていることを確認した。	左記の手続を実施した結果、問題点は検出されなかった。
平成 29 年度末の家賃滞納者のリストからサンプルを抽出して滞納整理ファイルを閲覧し、債権管理の状況を確認した。	左記の手続を実施した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 市営住宅使用料の滞納者に対する法的措置の基準（指摘）

市営住宅使用料の収入率について、現年度分の収入率は直近 4 か年の平均で 98.5%と高い水準にあるが、過年度分の収入率は 33.7%と低い水準である。平成 29 年度末（平成 30 年 3 月 31 日）時点での市営住宅使用料に係る収入未済額を個別に確認したところ、滞納額が 150 万円を超えているものや滞納月数が 57 ヶ月に及んでいるもの等、滞納が長期化し滞納額が高額になっているものが散見された。これらは名義人が単独で所在不明となった等即時解決困難なケースもあるが、名義人の収入状況が不安定となった等名義人と連絡はつくものの約束が守られていないというケースも相当数存在する。

【市営住宅使用料調定額と収入額推移】

金額単位：円

年度	現年度分			過年度分		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
平成 28 年度	688,353,800	679,969,300	98.8%	32,968,581	11,632,895	35.3%
平成 29 年度	678,353,600	672,445,400	99.1%	27,498,396	9,092,530	33.1%
平成 30 年度	653,231,800	649,736,900	99.5%	23,415,646	8,180,610	34.9%
令和元年度	635,320,100	630,055,300	99.2%	17,724,236	5,346,140	30.2%
合計	2,655,259,300	2,632,206,900	99.1%	101,606,859	34,252,175	33.7%

過年度分の収入率の向上と長期滞納者の減少を図るためには、適時に使用許可取消等の法的措置を取ることが必要と考えられる。福島市では「法的措置選定基準」（平成 5 年発議平成 7 年一部改正）において、その基準として以下の目安が定められている。

- (1) 6 か月以上又は 10 万円以上の滞納者
- (2) 再三の納付指導にもかかわらず、誠意を示さない者のうちから、特に悪質と認められる者
 - ① 生活保護受給者で住宅扶助費の支給を受けているにも拘らず納付しない者
 - ② 臨戸訪問、文書催告等による納付指導に長期に渡り応じない者
 - ③ 納付指導による分割納付誓約を履行しない者
 ただし、入居者または同居親族が傷病等で長期の療養を要し、多額の出費を余儀なくされたとき、主たる生計維持者が死亡したとき、不慮の災害にあったときで、いずれも住宅扶助を受けていないときは考慮する。
- (3) 法令等に違反して不正に住宅を使用し、再三の指導に従わない者
- (4) 連帯保証人としての債務弁済能力がありながら、債務清算に応じない者

上記の定めによれば 6 ヶ月以上または 10 万円以上の滞納者は法的措置（明渡し請求訴訟等）の対象者になると思われるが、法的措置の対象としているのは滞納上位者の数名のみである。

法的措置選定基準の形式基準である 6 ヶ月以上又は 10 万円以上に該当する滞納者については、法的措置を実施しない判断の客観性と公平性を確認できるよう、債権管理台帳等に判断基準を記載した上で、起案書等による決裁承認をとるべきである。

なお、入居者との交渉が可能な場合は、訴訟に比べ比較的低コスト（印紙・郵送代）かつ短期間で強制執行が可能となる即決和解（※）の手続を積極的に利用することも有用と考える。

※即決和解（民事訴訟法第 275 条）とは、当事者間で合意済みの内容を裁判所にて公証してもらう手続であり、確定判決と同様の効果を有する（民事訴訟法第 267 条）。この時、相手方が和解内容で定められた義務を怠った場合には、裁判を経ずに明渡等の強制執行ができる。また、時効期間を 10 年に伸長する効果もあり、債権回収の促進のために有効な手段である。

② 損害金の請求に係る判断の明確化（指摘）

福島市営住宅等条例 第43条第4項によれば、3ヶ月以上の家賃滞納等がある場合、市営住宅の入居者に明渡しの請求を行った翌日から実際に明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭の徴収をすることができる（以下「損害金」という。）。しかし、今回の監査で検討した市営住宅使用者のうち、明渡しの請求対象となった者に対して損害金を請求した事例はなかった。

担当者に質問した結果、損害金の請求は個別に判断しており、損害金が請求されるケースもあるとのことだが、その判断過程を示すためのマニュアルや基準等は文書化されていない。また、損害金請求に係る決裁文書等も確認できなかった。

条例の文言が「請求できる」との定めであり、損害金の請求は個別判断によるのであれば、判断の恣意性を排除して客観性と公平性を確保するため、判断基準をマニュアル等により明確にした上、損害金請求の可否に係る判断過程を決裁書等により文書化すべきである。

③ 収入超過者の滞納者に対する住宅明渡請求及び損害金（意見）

福島市の市営住宅には条例に規定する収入超過者が一定数居住しており、収入超過者についても市営住宅使用料の未納額が発生している。一方、福島市営住宅等条例 第31条では収入超過者に対する市営住宅の明渡努力義務が課せられており、同条例第43条第1項では3ヶ月以上の家賃滞納者には住宅明渡請求ができるとされている。まずは滞納の解消を求めべきであるが、滞納解消について非協力的な滞納者に対しては、条例に基づいて明渡請求することが望ましい。

収入超過者は明渡努力義務が課されていることから、家賃滞納期間が3ヶ月以上の入居者は、明渡請求を行う必要性がより高まるものとする。公営住宅は、「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸すること」により、住民生活の安定と社会福祉の増進を目的として建設されているものである（公営住宅法第1条）。したがって、公営住宅への入居を希望する市民に応えるためにも、収入超過者かつ滞納者については、明渡しを求める必要性は高い。

また、家賃滞納の解消及び住宅明渡の促進のために、住宅明渡しに応じない場合には福島市営住宅等条例 第43条第4項に基づく損害金請求も行うことが望ましい。さらに、市営住宅の設置目的と他の使用者との公平性の観点から、延滞がない収入超過者についても、明渡しを促進することが必要と考える。

公営住宅法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

【直近3年の未収住宅使用料（収入超過者）の集計表】

団地名	令和元年度末		平成30年度末		平成29年度末	
	件数	月数(合計)	件数	月数(合計)	件数	月数(合計)
中央団地	1	1	2	3	3	4
入江町改良団地	1	1	1	1	0	0
所窪団地	2	5	4	6	3	4
野田町団地	2	3	1	3	0	0
大豆塚団地	1	2	2	4	0	0
平ヶ森団地	0	0	1	2	0	0
南沢又団地	1	2	1	2	0	0
北沢又団地	11	16	12	25	8	18
下釜団地	0	0	0	0	2	2
瀬上団地	1	4	1	7	2	2
北信団地	0	0	0	0	1	1
宮代団地	1	1	1	2	0	0
笹谷団地	1	1	4	5	2	3
荒井団地	2	3	2	4	0	0
蓬萊団地	17	34	10	16	6	9
先達団地	4	4	3	4	3	3
桜町団地	0	0	0	0	1	1
陳光団地	4	6	3	6	1	2
由添団地	7	18	11	19	5	14
嶽駒団地	4	9	3	5	3	5
川前団地	1	1	1	1	1	1
川前第二団地	7	12	3	4	2	3
早稲町団地	2	4	1	2	1	1
合計	70	127	67	121	44	73

④ 分割納付の収納額の充当順位（意見）

平成29年度末の滞納者に対する滞納整理記録を閲覧した結果、使用者から滞納額の一部入金があった際に「欠損処理案件であるため最近のものから充当する」との記載があった。過年度未収額のうち最も古い債権を残すことによって時効の完成を促しているものと思われる。しかし、徴収担当者や使用者側の理由により債権の消込順位が恣意的に操作された場合、使用者間の公平性が損なわれる。このため、延滞債権の一部を回収した際には、最も古いものから消し込むことが望ましい。徴収担当者は債権消込の順位は古いものからとすることとし、担当者により処理が異なることのないように周知されたい。

なお、2. 市民税（法人）の（4）③滞納税額の納付に係る充当順序と延滞金の計算（意

見)の項で記載した通り、民法の法定充当の考え方も同様である。すなわち、複数債務の一部弁済が行われた時に、弁済者も債権者もどの債務に係る弁済であるかの指定がない場合、債務者にとって利益が多いものを優先して充当することとされている(民法第488条第4項第2号)。さらに、債務者にとっての利益が同等であれば弁済期が先に到来したもののから充当することとされている(民法第488条第4項第3号)。

⑤ 債権管理台帳の整備(指摘)

福島市債権管理条例第5条及び同施行規則第4条により、市の全ての債権については所定事項を記載した台帳を整備しなければならないとされている。市営住宅の使用料について住宅政策課では全ての未納家賃を網羅する管理表は作成されていない。未納額が長期に及び別途収納状況を管理すべき滞納者については滞納整理簿を作成し、一つの紙ファイルで管理されている。住宅政策課においてはこれらの機能を総合的に運用して条例に謳う債権管理台帳の機能を果たしているが、福島市債権管理条例施行規則4条に記載が求められている「債務者の財産に関する事項」については記載がない。

市営住宅債権の件数からすると、その全てについて福島市債権管理条例施行規則に定められた項目を網羅した債権管理台帳を作成する必要性は乏しいものとするが、一定期間以上の滞納残高を有する債務者については、債務者毎の債権管理台帳を作成し、以後の債権管理を行うべきである。

⑥ 入居時の保証人の適格性審査(意見)

平成29年度末以降の滞納整理簿を閲覧した結果、未納の市営住宅使用料を保証人に請求しているものの、「関係性希薄につき支払拒否」とされている事例が複数存在した。福島市営住宅等条例第11条によれば市営住宅の入居を許可された者は、10日以内に「独立の生計を営み、入居許可者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人一名の連署する請書を提出すること」とされている。

「関係性希薄」とされた中には名義人の友人を保証人としていた事例があった。このように、保証人に求償することを想定した場合に、「市長が適当と認める」とは思えない者が保証人とされていた事例がある。現在の市営住宅使用承認の事務手続では、名義人が死亡し、相続人が市営住宅の使用許可を承継する際に、保証人変更が必要にもかかわらず適当な保証人がない場合は、保証人の代わりに民間の家賃保証会社と契約を締結する実務が行われている(監査時点で38件の実例があるとのこと)。

今後の新規契約締結、または保証人の変更を必要とする場合には、保証人の適格性の審査を十分に行うとともに、適切な保証人がない場合は家賃保証会社との保証契約の締結を積極的に検討することが望ましい。

12. 幼稚園授業料

(1) 幼稚園授業料の概要

幼稚園授業料の徴収について、学校教育法第6条に「学校においては、授業料を徴収することができる」と規定されており、福島市では、福島市立学校条例第4条で「幼稚園の授業料に関しては、福島市立幼稚園の授業料に関する条例の定めるところによる」とし、福島市立幼稚園の授業料に関する条例第2条に授業料について必要な事項を定めて徴収している。

幼稚園授業料は幼稚園・保育課が債権管理を行っており、非強制徴収公債権で時効は5年である。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【幼稚園授業料】			【金額単位：円】						
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	32,528,300	-	32,528,300	-	0	0	0	0
	過年度	345,100	-	91,100	-	0	0	254,000	-
	合計	32,873,400	-	32,619,400	-	0	0	254,000	-
平成29年度	現年	28,325,100	-	28,325,100	-	0	0	0	0
	過年度	254,000	-	24,000	-	0	0	230,000	-
	合計	28,579,100	-	28,349,100	-	0	0	230,000	-
平成30年度	現年	27,366,300	-	27,360,100	-	0	0	6,200	-
	過年度	230,000	-	19,000	-	0	0	211,000	-
	合計	27,596,300	-	27,379,100	-	0	0	217,200	-
令和元年度	現年	9,979,600	-	9,968,000	-	0	0	11,600	-
	過年度	217,200	-	6,200	-	0	0	211,000	-
	合計	10,196,800	-	9,974,200	-	0	0	222,600	-

(注)件数がないものは「0」、件数はあるが記載していないものは「-」としている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・幼稚園授業料の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・幼稚園授業料の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分等の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成30年度の調定額について、途中入園児を含めてサンプルを8件抽出し、福島市立幼	サンプル抽出した8件の現年度調定額は福島市立幼稚園の授業料に関する規則に

実施した手続	実施結果
稚園の授業料に関する規則に基づいて決定され、調定されているかを確認した。	基づいて決定、調定されていた。
平成 30 年度の未納額について、収入未済額と未納台帳を突合した。	平成 30 年度の過年度調定額と未納台帳の金額は一致した。
督促状の発送状況及び延滞金の徴収状況を確認した。	福島市債権管理条例に基づき、督促状は適時に送付されている。また、延滞金の徴収状況について確認した結果、延滞金は徴収していないとのことである。
未納台帳を入手し、長期延滞債権について債権管理台帳（子ども・子育て支援システム）等により、回収管理の状況を検討した。	債権管理台帳（子ども・子育て支援システム）等により回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

以下、公立幼稚園の授業料に係る意見を記載したが、令和元年 10 月 1 日からの幼児教育・保育の無償化により、無償化以後は幼稚園授業料の新たな滞納債権は発生しないため、過去の滞納に係る意見を記載した。

① 長期滞納債権の回収業務（意見）

幼稚園授業料の過年度収入未済額を確認したところ、滞納債権は 2 件のみであり、かつ金額も少額ではあるものの、ともに 10 年程度滞納している債権である。これまでの債権回収履歴を確認する限り、漫然と時効を迎え不納欠損になることのないよう相当程度の催告（通知、電話、訪問等）を実施し、納付相談や納付誓約を取り交わす等を行っていたようであるが、債務者本人の資力や環境の問題もあり、早期の回収につながらずに長期滞納債権となっている。

滞納者については、本来、徴収の公平性を確保するために法的措置も視野に入れた積極的な回収を図る必要がある。例えば滞納額と回収コストを勘案し、延滞期間や金額の多寡等による一定の基準を設けることにより、積極的かつ効率的な債権管理業務を行うことにより、滞納の長期化を避けることが望ましい。

13. 土地貸付料

(1) 土地貸付料の概要

土地貸付料は市が保有する普通財産を第三者に貸し付けるものであり、福島市普通財産貸付料算定基準に基づいて賃料を設定して賃貸借契約書を締結している。

財産マネジメント推進課が債権管理を行っており、根拠法は民法、福島市財務規則、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例などであり、私債権で時効は10年である。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【土地貸付料】

【金額単位：円】

年度	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数	
平成28年度	現年	48,073,830	116	45,539,713	114	0	0	2,534,117	2
	過年度	21,122,858	12	34,428	1	0	0	21,088,430	11
	合計	69,196,688	128	45,574,141	115	0	0	23,622,547	13
平成29年度	現年	47,513,893	118	44,943,231	115	0	0	2,570,662	3
	過年度	23,622,547	13	4,914	1	0	0	23,617,633	12
	合計	71,136,440	131	44,948,145	116	0	0	26,188,295	15
平成30年度	現年	41,070,314	109	38,530,248	106	0	0	2,540,066	3
	過年度	26,188,295	16	0	0	0	0	26,188,295	16
	合計	67,258,609	125	38,530,248	106	0	0	28,728,361	19
令和元年度	現年	37,033,899	106	36,416,898	103	579,084	1	37,917	2
	過年度	28,728,361	19	21,319	2	28,522,524	12	184,518	5
	合計	65,762,260	125	36,438,217	105	29,101,608	13	222,435	7

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・土地貸付料徴収の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・土地貸付料の計算は正しく、かつ、適切な時期に行われているか
- ・土地貸付料の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続きは法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分等の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成30年度の現年度調定額についてサンプルを抽出し、「福島市普通財産貸付料算定基準」に基づいて土地貸付料が計算されているかを確認した。	サンプルを抽出した物件の土地貸付料は、「福島市普通財産貸付料算定基準」に基づいて計算されていた。
「契約書」を閲覧し、調定額の算定資料の収集に係る状況を確認した。	「契約書」を閲覧し、調定額の算定資料が適時適切に収集されていた。
調定額の計算及び計上時期に誤りはないか、また、誤謬発生防止のための対策は取られて	調定は毎年4月1日付で1年分まとめて起案して適切な承認決裁を得た上で計上

実施した手続	実施結果
<p>いるかについてヒアリング及び「福島市一般発議書」の閲覧により確認した。</p>	<p>されており、調定額の計上時期及び計算誤り等の誤謬発生防止策は問題ないものと判断した。</p>
<p>調定額及び納期限等につき、遅滞なく納入に係る通知が行われているかをヒアリングにより確認した。</p>	<p>納期限は翌年3月31日であるが、調定額について決裁が完了次第、1年分の納付書を相手方に発送している。また、分納者についても毎月遅滞なく送付しているとのことであり、特に指摘すべき事項はない。</p>
<p>「平成30年度土地・建物貸付料消込簿」を閲覧し、納入に係る消込処理が適切に管理されているかを確認した。</p>	<p>「平成30年度土地・建物貸付料消込簿」を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はない。</p>
<p>外部委託者の管理状況についての監督・指導が適切に行われているかについてヒアリングにより確認した。</p>	<p>外部委託者に関しては該当がないとの回答を得た。</p>
<p>収入未済が発生しないための取り組みは十分であるかについてヒアリングにより確認した。</p>	<p>収入未済の借主に対しては、毎月納期限後に電話で催告を行っており、電話による催告に反応がない場合は翌年度の4月中旬に督促状を発送、督促状にも反応がない場合には個別に訪問しているとの回答を得た。収入未済が発生しないための取り組みは十分であると判断した。</p>
<p>「市有財産貸付料減免申請書」を閲覧し、免除について所定の手続に従って適正に処理されていることを確認した。</p>	<p>「市有財産貸付料減免申請書」の内容を確認した結果、減免処理は福島市行政財産使用料条例第3条に基づいて適切に処理されているものと考ええる。</p>
<p>履行期限を超過した債権について、条例等に基づく督促手続きが実施されているかについてヒアリングにより確認した。</p>	<p>納期限である翌年3月31日を過ぎても納付がない借主への督促状の発送状況を確認した結果、条例等に基づく督促手続きは適切に実施されていると判断した。</p>
<p>延滞金の計上及び減免等は条例に基づいて適切に行われているかについてヒアリングにより確認した。</p>	<p>土地貸付料の遅延利息については、契約書において定めておらず、これまで徴収した事例もないとの回答を得た。</p>
<p>「財産マネジメント推進室債権一覧」を閲覧し、債権管理台帳が適切に整備されていることを確認した。</p>	<p>福島市債権管理条例第5条及び福島市債権管理条例施行規則第4条に基づいて、債権管理台帳は適切に作成されている。</p>

実施した手続	実施結果
徴収停止を行っている場合、債権管理条例に従った処理がなされているかについてヒアリングにより確認した。	今回の監査対象期間内では該当なし
不納欠損処理は法令に基づいて適切に実施されているかについて「平成30年度過年度滞納繰越し調定一覧」、「土地・家屋名寄帳」及び「未収明細書（滞納管理システムより出力）」の閲覧により確認した。	不納欠損処理の内容を確認したところ、平成27年に破産手続が開始され、令和元年に土地の任意売却が完了したことによる破産手続終了に伴い不納欠損処理した事例1件のみであり、不納欠損処理手続きは適切に実施されていた。

(4) 監査の結果

監査人が必要と認めた監査手続を実施した結果、特に問題点は検出されなかった。

14. 土地建物売払収入

(1) 土地建物売払収入の概要

土地建物売払収入は市有財産の売却に基づき調定されるものであり、原則として収入未済は発生しない。売却価格は財産マネジメント推進課が固定資産税評価額を基に取引先と交渉の上、決定しているが、売却予定額が1,000万円以上の場合は財産価額審議会へ諮問し、外部委員からの答申を得ている。

根拠法令は市有財産譲渡契約、収入事務の手引き（会計課作成）などであり、財産マネジメント推進課が債権管理を行っており、私債権で時効は原則として10年（相手先が事業者、法人の場合は5年）である。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【土地建物売払収入】						【金額単位:円】			
年度	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数	
平成28年度	現年	33,720,788	41	33,720,788	41	0	0	0	
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	33,720,788	41	33,720,788	41	0	0	0	
平成29年度	現年	24,865,042	27	24,865,042	27	0	0	0	
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	24,865,042	27	24,865,042	27	0	0	0	
平成30年度	現年	275,667,159	42	252,856,159	47	0	0	22,811,000	
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	275,667,159	42	252,856,159	47	0	0	22,811,000	
令和元年度	現年	29,008,338	34	29,008,338	34	0	0	0	
	過年度	22,811,000	1	0	0	0	0	22,811,000	
	合計	51,819,338	35	29,008,338	34	0	0	22,811,000	

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・土地建物売払収入徴収の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・土地建物売払収入の計算は正しく、かつ、適切な時期に行われているか
- ・土地建物売払収入の免除、減免等の対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続きは法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分等の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成30年度の現年度調定額についてサンプルを抽出し、「面積狭小地、不整形地等（道路残地、法定外公共物）の処分について」に基づいて土地建物売払収入が計算されているかを確認した。	サンプルを抽出した土地建物売払収入は、左記の基準に基づいて正しく計算されていた。
「市有財産譲渡契約書」を閲覧し、調定額の算定資料が適時適切に収集されていることを確認した。	「市有財産譲渡契約書」を閲覧した結果、調定額の算定資料は適時適切に収集されているものと判断する。
調定額は適切な時期に遅滞なく計上されているかについてヒアリングにより確認した。	調定及び納付書（納入通知書）の発布は契約日を以て適切に計上されているものと判断した。
「財務収入明細書」を閲覧し、納入に係る消込処理が適切に管理されているかを確認した。	「財務収入明細書」を閲覧した結果、納入に係る消込処理が適切に管理されているものと判断した。
収入未済が発生しないための取り組みは十分であるかについてヒアリング及び「市有財産譲渡契約書」の閲覧により確認した。	不動産の売買のため、代金納入後に所有権が相手方に移転する契約になっており、基本的には督促をする様な納入が遅れる様な事案がないことをヒアリング及び「市有財産譲渡契約書」の閲覧により確認した。
減免・免除は所定の手続に従って適正に処理されているかについてヒアリングにより確認した。	今回の監査対象期間内では該当なし

実施した手続	実施結果
履行期限を超過した債権について、条例等に基づく督促手続が実施されているかについてヒアリング及び「財産マネジメント推進室債権一覧」の閲覧により確認した。	ヒアリング及び「財産マネジメント推進室債権一覧」により、履行期限を過ぎた債権はないことを確認した。
「財産マネジメント推進室債権一覧」を閲覧し、台帳が適切に整備されていることを確認した。	福島市債権管理条例第5条及び福島市債権管理条例施行規則第4条に基づいて、債権管理台帳は適切に作成されている。
徴収停止及び不納欠損処理を行っている場合、債権管理条例に従った処理がなされているかについてヒアリング及び「財産マネジメント推進室債権一覧」の閲覧により確認した。	今回の監査対象期間内では該当なし

(4) 監査の結果

監査人が必要と認めた監査手続を実施した結果、特に問題点は検出されなかった。

15. 生活保護費返還金、戻入金

(1) 生活保護費返還金、戻入金の概要

生活保護費返還金は、生活保護法第78条の規定（収入の未申告や過少申告による不正受給）による費用の徴収金及び生活保護法第63条の規定（保護開始時等に保有する資力の活用等）による費用の返還金に区分される。前者は強制徴収公債権であり、後者は非強制徴収公債権である。ただし、生活保護法第78条の規定による費用の徴収金が強制徴収公債権となったのは、生活保護法の改正が施行された平成26年7月1日以後である。

この他、雑入に計上される生活保護費過払額の戻入金（保護の変更等により生じた過払い扶助費の返納）があり、これは非強制徴収公債権である。また、3つの債権の時効は全て5年である。

これらの債権に係る根拠法令は、生活保護法、地方自治法施行令であり、生活保護費用返還・債権管理マニュアル（福島県保健福祉部作成）に基づいて、生活福祉課が債権管理を行っている。なお、雑入に計上される生活保護費過払額の戻入金は、生活保護費返還金に比して件数・金額ともに少ないため、生活保護費返還金に対してのみ債権管理に係る監査手続を実施した。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【生活保護費返還金 63条】							【金額単位:円】		
年度	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数	
平成28年度	現年	32,017,828	97	30,612,426	89	0	1,405,402	13	
	過年度	10,413,767	36	1,224,691	22	3,386,846	5,802,230	22	
	合計	42,431,595	133	31,837,117	111	3,386,846	7,207,632	35	
平成29年度	現年	55,081,373	141	49,075,705	126	0	6,005,668	22	
	過年度	7,207,632	35	1,696,291	22	0	5,511,341	28	
	合計	62,289,005	176	50,771,996	148	0	11,517,009	50	
平成30年度	現年	30,013,991	150	25,659,006	138	204,650	4,150,335	18	
	過年度	11,517,009	50	1,936,583	31	1,470,119	8,110,307	33	
	合計	41,531,000	200	27,595,589	169	1,674,769	12,260,642	51	
令和元年度	現年	47,292,085	173	44,321,098	163	75,991	2,894,996	18	
	過年度	11,600,441	50	1,085,304	29	0	10,515,137	38	
	合計	58,892,526	223	45,406,402	192	75,991	13,410,133	56	

【生活保護費返還金 78条】							【金額単位:円】		
年度	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数	
平成28年度	現年	13,227,147	71	3,835,849	65	0	9,391,298	36	
	過年度	36,985,128	91	6,159,789	66	4,280,866	26,544,473	63	
	合計	50,212,275	162	9,995,638	131	4,280,866	35,935,771	99	
平成29年度	現年	14,244,542	77	1,635,087	60	0	12,609,455	37	
	過年度	35,935,771	99	7,101,068	78	1,360,401	27,474,302	66	
	合計	50,180,313	176	8,736,155	138	1,360,401	40,083,757	103	
平成30年度	現年	11,232,168	64	4,090,815	50	0	7,141,353	29	
	過年度	40,083,757	103	6,084,797	71	2,466,346	31,532,614	78	
	合計	51,315,925	167	10,175,612	121	2,466,346	38,673,967	107	
令和元年度	現年	13,722,301	51	2,011,373	34	0	11,710,928	29	
	過年度	38,673,967	107	5,679,261	69	2,450,674	30,544,032	77	
	合計	52,396,268	158	7,690,634	103	2,450,674	42,254,960	106	

【雑入】							【金額単位:円】		
年度	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数	
平成28年度	現年	1,368,499	6	949,793	5	0	418,706	10	
	過年度	1,639,718	22	88,749	3	220,709	1,330,260	14	
	合計	3,008,217	28	1,038,542	8	220,709	1,748,966	24	
平成29年度	現年	769,395	15	478,112	10	0	291,283	6	
	過年度	1,748,966	24	26,200	2	101,698	1,621,068	21	
	合計	2,518,361	39	504,312	12	101,698	1,912,351	27	
平成30年度	現年	2,545,479	23	1,988,185	13	0	557,294	11	
	過年度	1,912,351	27	79,312	4	373,039	1,460,000	21	
	合計	4,457,830	50	2,067,497	17	373,039	2,017,294	32	
令和元年度	現年	798,319	27	301,578	17	12,640	484,101	10	
	過年度	2,017,294	32	126,573	8	118,160	1,772,561	26	
	合計	2,815,613	59	428,151	25	130,800	2,256,662	36	

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・生活保護費返還金の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・生活保護費返還金の対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか

- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分等の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の調定額・未納額・不納欠損額について、内訳明細表を入手し、その合計額を同年度の調定額と突合した。	平成 30 年度の調定額・未納額・不納欠損額は、その内訳明細表と一致した。
平成 30 年度の未納額について、内訳明細表よりサンプルを 5 件抽出し、税務調査結果の判定等による調定額計上の可否を確認した。	サンプル抽出した 5 件の対象先について、平成 30 年度の調定額算定は適正に行われていた。
収入未済が発生した債権について、質問等により、督促状の発送状況を確認した。	生活保護費用返還・債権管理マニュアル（福島県保健福祉部作成）に基づき、督促状は適時に送付されている。
督促手数料や延滞金の算定に関して質問等により確かめた。	督促手数料及び延滞金ともに徴求していないとの回答を得た。
過年度の未納金について、その明細を入手し、長期延滞先または金額の大きな先からサンプルを抽出し、債権管理台帳等により、回収管理の状況を確認した。	債権管理台帳には福島市債権管理条例施行規則第 4 条に定められた事項が漏れなく記載されており、さらに折衝記録票には債務者との交渉記録が詳細に記載されており、好取組事例といえる。
平成 30 年度の不納欠損処理額について、その明細を入手し、債権管理台帳等により、回収管理の状況を確認した。	債権管理台帳等により回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 不納欠損処理された生活保護法第 78 条による徴収金（指摘）

平成 30 年度に不納欠損処理が行われた生活保護法第 78 条による費用の徴収金（以下、「78 条徴収金」という。）について、その内容や経緯を検討した結果、以下の 2 つの事例に関しては、強制執行等の債権回収手続きが不十分ではないかと考える。

市の説明によると、78 条徴収金が強制徴収公債権として取扱われることになったのは平成 26 年 7 月の生活保護法改正以後であり、以下の 2 つの債権は法改正前に発生しており非強制徴収公債権であるため、強制執行等の手続をとらなかつたとのことである。しかし、非強制徴収公債権であっても、督促実施後、相当の期間（概ね 1 年が限度）を経過してもなお履行されない場合は、徴収停止や履行延期特約を適用しない限り、強制執行等の

手続を実施することが義務として定められている（福島市債権管理条例第9条）。

また、78条徴収金は収入の未申告や過少申告などに起因する不正受給によるものであること、以下に記載した事例は債権額が百万円以上と多額であることから、不納欠損処理をより慎重に行うべきであると考ええる。

以上により、以下の2つの事例は、強制執行等の債権回収手続きが不十分であり、不納欠損処理を行う前に、徴収停止や履行延期特約、また債務承認書の入手などによる時効の中断手続を優先すべきだったと考える。不納欠損処理に当たっては、滞納者の収入や財産による支払能力を十分に検討する必要があり、特に多額の滞納債権については、より慎重に対応すべきである。

（ケース1）不納欠損処理額 1,415,528円・・・生活保護廃止者に対する債権

平成24年に分割納入誓約書を作成したが、その後平成26年の一部入金を最後に入金がない。平成26年の最終入金時点から起算し、平成31年3月には5年以上経過することから、時効成立を理由として平成30年度において不納欠損処理した。

平成24年時点での生活保護費返還金の調定は過年度の収入未申告により生じたものであり、その後1年以上入金がない時点で、支払督促による債務承認書の入手や、提訴による強制執行手続等を検討すべきだったと考える。また、平成30年度において不納欠損処理を行ったが、「折衝記録票」によると時効対象年度以後に発生した債権について平成31年3月4日に電話連絡により支払意思を確認している点からも、時効を成立させるには時期尚早と考える。

（ケース2）不納欠損処理額 1,050,818円・・・生活保護廃止者に対する債権

平成25年に給与や保険金等の収入の未申告のため生活保護法第78条による費用の徴収を通知した。その後、平成26年に本人に納入通知書を手渡したのが最後の意思疎通であり、以後、再三の訪問、電話にも不在または反応がない。

毎年1回の文書催告は実施しているとのことだが、「折衝記録票」には平成26年2月以後、平成28年4月までの間、文書送付や電話、訪問の記録がない。しかし、平成25年度の収入等調査時に給与証明書や銀行預金の取引明細を入手していることから、平成26年2月以後の滞納が継続していた時期に、債務名義を取得し、強制執行手続を実施すべきであったと考える。

② 不納欠損処理された生活保護法第63条による返還金（指摘）

（ケース3）不納欠損処理額 1,377,299円・・・生活保護廃止者に対する債権

平成25年に不動産売却収入が発生したことから、当該収入による資力相当額について平成27年1月に返還請求を行ったが、債務者死亡後、相続放棄の手続が行われたため、平成30年度に回収不能により1,377,299円が不納欠損処理された（福島市債権管理条例第15条第1項5号）。

しかし、平成25年6月の不動産売却時に市は差押中の滞納市税の完納を受けており、

市はこの時点で売却による収入発生が認識できている上、そもそも該当者の生活保護受給が開始した平成 24 年 9 月には市税の滞納や差押等の財産状況を把握していた。このような状況にもかかわらず、不動産売却後、生活保護法第 63 条による生活保護費返還金の請求まで 1 年半程度経過している。このため、返還対象の生活保護費も平成 25 年 6 月から平成 26 年 3 月までの長期間となったことが、返還金が 1,377,299 円と多額になった一因である。

返還請求が遅滞なく行われていれば、回収不能となった原因の不動産売却代金の他の借入返済への流用は防げたものと思われる。また、生活保護費の支給期間も短期となり、返還金が多額になることを防げたはずである。

不動産の資産売却等により生活保護費返還金が発生しうる状況を把握している場合は、遅滞なく返還金の請求を行うように努めるべきである。

③ 債権管理の担当課及び人員の確保（意見）

生活保護費返還金の債権管理は、現在、ケースワーカーが行っているとのことである。しかし、今後、強制執行等の法的手続による回収を積極的に行うためには、スキルの観点、生活保護者の相談者という立場、マンパワーなどの点から課題が多い。

このため、少なくとも強制徴収公債権となった 78 条徴収金については、納税課への移管により滞納債権の一元管理を行うことが望ましい。また、それ以外の生活保護費返還金の滞納管理についても、類似する債権であるため、早期に納税課に移管することが望ましい。

16. 学校給食費徴収金

(1) 学校給食費徴収金の概要

学校給食費徴収金は、学校給食を給食センター方式（以下、「センター校」という。）により受配している小中学校において、保護者から徴収する給食費の代金であり、私債権であり、教育施設管理課が債権管理を行っており、時効は 2 年である。福島市の場合、単独給食実施校（以下、「単独校」という。）の給食費は私会計によって処理されているため、市の収入には計上されない。このため、回収不能となった場合に不納欠損処理が行われるのは、センター方式による給食費のみである。ただし、単独校からも未納状況調書等の書類は提出されており、学校給食費の滞納者への催告書はセンター校と同様、教育委員長名で発出されている。なお、保護者が負担する給食費は、施設・設備の整備費、修繕費、人件費、光熱水費、食材費などのうち、食材費相当額であり、人件費及びその他の管理経費等は市の財政負担（支出）による。

以上、福島市として債権管理を行っているのはセンター校であるため、センター校の債権管理の状況を監査対象とした。ただし、管理状況の比較のため、必要に応じて単独校の管理資料も確認した。なお、学校給食費徴収金の債権管理は、「福島市学校給食費徴収金

の未納解消処理に関する事務取扱要領」に従って行われている。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【学校給食費徴収金】				【金額単位：円】					
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	647,743,689	-	645,778,619	-	0	0	1,965,070	-
	過年度	7,140,686	-	1,240,216	-	1,611,260	-	4,289,210	-
	合計	654,884,375	-	647,018,835	-	1,611,260	-	6,254,280	-
平成29年度	現年	633,626,117	-	631,620,040	-	0	0	2,006,077	-
	過年度	6,259,607	-	916,356	-	601,004	-	4,742,247	-
	合計	639,885,724	-	632,536,396	-	601,004	-	6,748,324	-
平成30年度	現年	616,580,149	-	615,170,876	-	0	0	1,409,273	-
	過年度	6,748,634	-	1,314,571	-	712,000	-	4,722,063	-
	合計	623,328,783	-	616,485,447	-	712,000	-	6,131,336	-
令和元年度	現年	556,602,976	-	555,671,252	-	0	0	931,724	-
	過年度	6,131,336	-	287,892	-	625,345	-	5,218,099	-
	合計	562,734,312	-	555,959,144	-	625,345	-	6,149,823	-

(注) 件数がないものは「0」、件数はあるが記載していないものは「-」としている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 給食費徴収の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・ 給食費の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・ 督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・ 督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・ 差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・ 滞納処分停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・ 不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成30年度の調定額・収入額・未納額・不納欠損額について、学校別の徴収額一覧表を入手し、その合計額を同年度の調定額と突合した。	平成30年度の調定額・収入額・未納額・不納欠損額は学校別の「学校給食費徴収金収入状況」と一致した。
平成30年度の未納額について、当年度分は学校別明細と、過年度分は過年度収入調定簿と突合した。	平成30年度の未納額は、その明細表と一致した。
平成30年度の現年度調定額についてサンプルを3校抽出し、給食費精算報告書と突合した。	サンプル抽出した3校の現年度調定額は、給食費精算報告書の金額と一致した。

実施した手続	実施結果
未納額についてサンプルを3校抽出し、督促状の発送状況を確認した。	福島市学校給食費徴収金の未納解消処理に関する事務取扱要領に基づき、督促状は適時に送付されている。
違約金(遅延損害金または延滞金)の算定に関して質問等により確かめた。	違約金(遅延損害金または延滞金)は徴求していないとの回答を得た。
過年度の未納金については、その明細を入手し、長期延滞先または金額の大きな先からサンプルを抽出し、債権管理台帳(学校給食費未納状況調書)等により、回収管理の状況を検討した。	債権管理台帳(学校給食費未納状況調書)等により回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 給食費の公会計化(意見)

令和2年11月4日に文科省が公表した「学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果について」によると、学校給食を実施している全国の小中学校等で給食費を「公会計」化している学校の比率は26.0%、準備・検討している学校の比率は31.1%である。「公会計」は、公費として議会承認(市の予算・決算)などを通して収支が管理される会計方式であり、公会計化していない場合は議会承認を必要とせず、学校内で収支が管理される。ただし、公会計化していないのは、食材に係る購入費用及び食材費分として保護者から徴収される給食費の収入であり、施設・設備の整備費、修繕費、人件費、光熱水費等の費用は、市の予算により支出されている。

学校給食費の公会計化等(※)の実施・検討状況～文科省資料より

実施・検討状況	回答数(割合)
実施している	438(26.0%)
準備・検討している	524(31.1%)
計	962(57.1%)
実施を予定していない	724(42.9%)

※「公会計化等」とは、学校給食費について、以下①、②の双方を満たしたものをいう。

①公会計制度を導入

②徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体自らの業務として実施

福島市では、平成28年2月に公表された「福島市学校給食長期計画2016」(以下、「長期計画」という。)において、私会計(公会計化していない会計処理)の部分について、『会計の透明性と未納に対する負担の不公平性の解消の観点から「公会計」へ整理・移行する必要があります。』としている。しかしながら、現在は5カ所の給食センター

により給食を実施している 44 校は公会計によっているが、単独給食による 25 校は公会計化しておらず、上記の長期計画の目標が進展していない（令和 2 年度現在）。

長期計画では、公会計化を促進する理由として「会計の透明性と未納に対する負担の不公平性の解消」をあげている。特に福島市では単独校は私会計、センター校は公会計と不統一であるため、市民負担の公平性確保の観点から公会計に統一する必要性は高いものと考えられる。

なお、文科省が給食費の公会計化を進めようとしているのは、教員の給食費徴収に係る業務負担を軽減することが主目的である。今回の監査手続において、各学校の給食費徴収に係る書類を閲覧したが、教員が作成する書類も多く、福島市の場合も、この点からの公会計化の必要性がある。

公会計化に当たっては以下のような課題があるが、会計の透明性確保、未納者への徴収手続及び給食費保護者負担の統一による公平性確保、学校教職員の事務負担の軽減の観点から、公会計化を積極的に進めることが望ましい。

- ・ 単独給食 25 校のセンター給食への移行
- ・ 給食費の調定及び債権管理に係るシステムの導入
- ・ 市役所内での債権管理担当部門及び職員の拡充

② 給食費の徴収方法（意見）

今回、学校給食費の平成 29 年度末の未納額について、公会計と私会計の残高を確認したところ、以下の通り、単独校の方が 1 校当たりの未納額が少ない。市の担当者を確認したところ、単独校の未納額が少ないのは、単独校の学校給食費収入及び食材費支出は市の収支対象外であり独立採算のため、収入不足が食材購入資金の不足につながることで理由にあると思われるとのことである。センター校についても収納率を向上させるために、単独校の給食費に係る徴収方法や保護者への周知方法など、参考になる事例があれば積極的に取り入れることが望ましい。

また、長期計画に記載している以下の取り組みをさらに進めて、児童手当受給者で給食費を滞納している保護者については、他の自治体で既に実施されているような、保護者からの申出により児童手当から給食費を控除する制度を導入することが望ましい。

（長期計画より抜粋）

経済的に支払が困難な保護者については、納付猶予や分納、就学援助制度の説明等の納付相談に応じるとともに、納付誓約書の提出等により計画的な納付を進めます。また、福祉部局と連携し、「児童手当」支給日に、保護者との相談会を実施します。

平成 29 年度の未納額及び調定額

(単位：円)

項目	センター校 (46 校)	単独校 (25 校)
当年度未納額	2,006,077	390,294
過年度未納額	4,742,247	619,823
合計	6,748,324	1,010,117
1 校当たり未納額	146,702	40,404
給食費調定額	639,284,720	—
収納率	98.94%	—

③ 未納債権に係る支払督促と債権放棄及び不納欠損処理 (指摘)

平成 30 年度に不納欠損処理が行われた 712,000 円の内容を検討したところ、以下の表の通り、平成 24 年度及び 25 年度に調定された給食費であった。不納欠損処理が行われた以下の表の債権は、いずれも督促状を送付しても反応がなく、平成 30 年度以前の過去 5 年間で納付が全くないことにより、債権放棄・不納欠損処理している (福島市債権管理条例第 15 条第 6 号)。

(単位：円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	計
東部学校給食センター	13,200	234,100	247,300
西部学校給食センター	0	7,000	7,000
南部学校給食センター	0	185,600	185,600
北部学校給食センター	0	272,100	272,100
合計	13,200	698,800	712,000

一方で、平成 25 年度以前に調定され、平成 31 年度以後に債権が繰越された給食費が以下の通り 261,843 円ある。これらの債権は、少額ずつでも支払いがあるもの、学校給食費納入誓約書が提出されたことにより時効の中断があったもの、などである。

(単位：円)

当初調定年度	金額
平成 16 年度	37,190
平成 17 年度	21,810
平成 21 年度	8,500
平成 24 年度	75,693
平成 25 年度	118,650
合計	261,843

未納債権の債権放棄等の処理について確認したところ、上記のように納付実績がある者、納入誓約書提出者は債務が残るが、完全未納者は当初調定日から 5 年経過すると

ほぼ自動的に債権放棄されている。これは、非常に問題であると考え。すなわち、給食費の支払遅延について誠実に取り組んでいる保護者に対する債権は5年経過後も継続して支払を求められるのに対して、給食費の支払遅延解消に取り組まない保護者に対する債権は5年で消滅させるのは、公平性に欠けるからである。

給食費の滞納者について、まずは②に記載した保護者からの申出による児童手当からの引去りによる徴収を進めた上で、納付に非協力的な未納者に対しては、長期計画に記載している法的手続きによる督促制度、強制執行を進めるべきである。これらの法的制度を活用せずに時効による債権放棄が行われている現状は、著しく不公平であると考え。①の学校給食の公会計化とともに、滞納に対する手続きの厳格化を進めるべきである。なお、この点は以下の通り、長期計画にも記載されている。

(長期計画より抜粋)

さらに再三の督促や訪問、納付誓約にもかかわらず、給食費を納入していただけない保護者に対しては、法的手続きである支払督促制度※を活用するなどの収納対策に努めます。

※支払督促制度

簡易裁判所の手続の一つ。通常の訴訟手続とは異なり、書類等の手続によって裁判における判決を受けた場合と同一の効果を簡易迅速に得ることのできる制度。「異議申立」がなければ、申立人(債権者)において強制執行を行うことが可能。

④ 債権管理台帳の整備 (指摘)

債権管理台帳として、「学校給食費未納状況調査調書」が提示されたが、学校給食費未納状況調査調書は、福島市債権管理条例施行規則第4条に定める項目のうち、以下の記載内容につき問題がある。

- ・ 当初の発生年度の未納額の記載はあるが、以後の納入状況の金額記載がない
- ・ 学校給食費未納状況調査調書とは別に、学校別の過年度分給食費の納入に係る明細表が作成されているため、未納発生後の納入状況は別途管理していると思われるが、個人別の債権管理台帳にも納入状況の記載欄を設けるべき
- ・ 私債権であり、未納が発生すると「学校給食費納入誓約書」を作成していることから強制執行手続を実施するケースは見受けられないが、財産の記入欄を設けるべき

17. 電気使用料・ガス使用料・水道使用料

(1) 電気使用料・ガス使用料・水道使用料の概要

電気使用料・ガス使用料・水道使用料は、福島テルサ内のレストランまたはフィットネスの運営を行っている事業者に対して請求している光熱水費の使用に係る負担金であり、私債権であり、産業雇用政策課が債権管理を行っており、時効は10年である。

これらの使用料負担金は、毎月子メーターにより測定される使用量に応じて、福島テ
ルサ全体の電気・ガス・水道の請求額を按分することにより、各テナントの料金を算定
して毎月請求し、支払を受けている。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）
等の推移は以下の通りである。

【電気使用料】 【金額単位：円】

年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	4,343,785	15	4,343,785	15	0	0	0	0
	過年度	6,089,719	2	0	0	0	0	6,089,719	2
	合計	10,433,504	17	4,343,785	15	0	0	6,089,719	2
平成29年度	現年	9,583,849	24	9,583,849	24	0	0	0	0
	過年度	6,089,719	2	0	0	0	0	6,089,719	2
	合計	15,673,568	26	9,583,849	24	0	0	6,089,719	2
平成30年度	現年	10,130,241	24	10,130,241	24	0	0	0	0
	過年度	6,089,719	2	0	0	0	0	6,089,719	2
	合計	16,219,960	26	10,130,241	24	0	0	6,089,719	2
令和元年度	現年	11,024,106	24	10,077,393	22	0	0	946,713	2
	過年度	6,089,719	2	0	0	0	0	6,089,719	2
	合計	17,113,825	26	10,077,393	22	0	0	7,036,432	4

【ガス使用料】 【金額単位：円】

年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	2,742,293	16	2,742,293	16	0	0	0	0
	過年度	7,137,994	2	0	0	0	0	7,137,994	2
	合計	9,880,287	18	2,742,293	16	0	0	7,137,994	2
平成29年度	現年	7,857,283	24	7,857,283	24	0	0	0	0
	過年度	7,137,994	2	0	0	0	0	7,137,994	2
	合計	14,995,277	26	7,857,283	24	0	0	7,137,994	2
平成30年度	現年	9,007,727	24	9,007,727	24	0	0	0	0
	過年度	7,137,994	2	0	0	0	0	7,137,994	2
	合計	16,145,721	26	9,007,727	24	0	0	7,137,994	2
令和元年度	現年	9,406,008	24	8,423,844	22	0	0	982,164	2
	過年度	7,137,994	2	0	0	0	0	7,137,994	2
	合計	16,544,002	26	8,423,844	22	0	0	8,120,158	4

【水道使用料】 【金額単位：円】

年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	2,262,141	8	2,262,141	8	0	0	0	0
	過年度	8,338,906	2	0	0	0	0	8,338,906	2
	合計	10,601,047	10	2,262,141	8	0	0	8,338,906	2
平成29年度	現年	6,577,287	12	6,577,287	12	0	0	0	0
	過年度	8,338,906	2	0	0	0	0	8,338,906	2
	合計	14,916,193	14	6,577,287	12	0	0	8,338,906	2
平成30年度	現年	7,332,023	12	7,332,023	12	0	0	0	0
	過年度	8,338,906	2	0	0	0	0	8,338,906	2
	合計	15,670,929	14	7,332,023	12	0	0	8,338,906	2
令和元年度	現年	7,424,413	12	6,158,226	10	0	0	1,266,187	2
	過年度	8,338,906	2	0	0	0	0	8,338,906	2
	合計	15,763,319	14	6,158,226	10	0	0	9,605,093	4

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・電気使用料・ガス使用料・水道使用料の対象者の特定や金額集計は適切に行われているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分等の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の調定額・収入額・未納額・不納欠損額について、相手先別及び収入項目別の負担金請求及び納付明細表を入手し、その合計額を同年度の調定額と突合した。	平成 30 年度の調定額・収入額・未納額・不納欠損額は負担金請求及び納付明細表と一致した。
平成 30 年度の未納額について、その明細資料と突合した。	平成 30 年度の未納額は、その明細資料と一致した。
違約金（遅延損害金または延滞金）の算定に関して質問等により確かめた。	違約金（遅延損害金または延滞金）は徴求していないとの回答を得た。
過年度の未納金については、その明細を入手し、相手先別の債権管理台帳及び交渉記録等により、回収管理の状況を検討した。	債権管理台帳等により回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
収入未済が発生しないための取り組みが十分であるかについて、ヒアリング及び相手先別の債権管理台帳及び交渉記録等により検討した。	取り組みがされているかの状況を確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 債権管理台帳の整備（指摘）

債権管理台帳として、「負担金請求及び納付明細表」及び「対応等記録」並びに未納者との交渉記録等が記載された文書が提示された。しかし、これらの書類は福島市債権管理条例施行規則第 4 条に定める項目のうち、債務者の概要や収入未済発生状況、その後の督促等に係るなど、以下の記載内容が網羅的に記載されておらず、債権管理台帳としては不備がある。

債務者数が少ないため、個別債務者の延滞発生の過去からの経緯や督促の実施状況、債務者の支払能力等の確認に係る調査結果等の情報はそれぞれ文書化されている。しかし、少なくとも収入未済が発生している債権については、全体を集約した債権管理台帳を作成し、関連資料等も当該台帳の資料としてまとめて整理保存すべきである。

- ・債務者の財産に関する事項
- ・履行期限その他履行方法に関する事項
- ・債権の徴収に係る履歴
- ・担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項

② 収入未済が発生しないための取り組み（意見）

過年度の未納金については、経営状況などの確認を行うことなく、同一事業者に行政財産の使用許可を継続していたことも原因の一つと考えられるため、同様の事案発生防止のためにも、一定期間ごとに事業者の再公募等による審査を行うことが望ましい。

18. 信用保証料返戻金

(1) 信用保証料返戻金の概要

信用保証料返戻金は、福島市中小企業信用保証料補助金の対象である借入金について、補助金を受領した事業者が当該借入金を繰り上げ返済した際、返戻される信用保証料に見合う補助金相当額を返戻金として徴求するものであり、私債権に該当し、商工業振興課が債権管理を行っており、時効は10年である。

福島市中小企業信用保証料補助金は、(イ) 福島市中小企業一般融資要綱に基づいて資金を借受けた中小企業者、または(ロ) 福島県起業家支援保証制度要綱に基づいて資金を借受けた者（福島市内に事業所を有する者に限る）に対して、中小企業者がその債務に付された信用保証料を福島県信用保証協会（以下「協会」という。）に対し納付した場合に交付する補助金である。(イ)の対象者は信用保証料の50/100、(ロ)の対象者は信用保証料の80/100が補助額だが、いずれも補助金の限度額は50万円である（福島市中小企業信用保証料補助金等の交付等に関する要綱）。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【信用保証料返戻金】					【金額単位:円】				
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	5,133,220	72	4,896,881	70	0	0	236,339	2
	過年度	74,795	1	0	0	0	0	74,795	1
	合計	5,208,015	73	4,896,881	70	0	0	311,134	3
平成29年度	現年	21,017,640	227	20,581,000	225	0	0	436,640	2
	過年度	311,134	3	6,000	1	0	0	305,134	3
	合計	21,328,774	230	20,587,000	226	0	0	741,774	5
平成30年度	現年	11,062,250	176	10,388,747	173	0	0	673,503	3
	過年度	741,774	5	124,019	5	0	0	617,755	3
	合計	11,804,024	181	10,512,766	178	0	0	1,291,258	6
令和元年度	現年	7,118,982	115	6,755,451	108	0	0	363,531	7
	過年度	1,291,258	6	442,596	2	0	0	848,662	5
	合計	8,410,240	121	7,198,047	110	0	0	1,212,193	12

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 信用保証料返戻金の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・ 督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・ 督促に係る手続きは法令等に基づいて実施されているか
- ・ 差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・ 滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・ 不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の調定額・収入額・不納欠損額について、相手先別の明細表を入手し、その合計額を同年度の調定額と突合した。	平成 30 年度の「福島市中小企業信用保証料補助金 返戻 納付確認表」と一致した。なお、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間、不納欠損処理はない。
平成 29 年度から繰越された平成 30 年度の未納額について、その明細資料と突合した。	平成 29 年度から繰越された平成 30 年度末の未納額は、福島市中小企業信用保証料補助金 返戻 納付確認表の未納リストと一致した。
平成 30 年度に調定し、同年度末に未納（収入未済）となっている取引よりサンプルを抽出して督促状の発送状況を確認した。	左記の手続を実施した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
違約金（遅延損害金または延滞金）の算定に関して質問等により確かめた。	違約金（遅延損害金または延滞金）は徴求していないとの回答を得た。
過年度の未納金については、その明細を入手し、相手先別の債権管理台帳及び交渉記録等により、回収管理の状況を検討した。	債権管理台帳等により回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 遅延金の徴収（指摘）

福島市中小企業信用保証料補助金等の交付等に関する要綱第 4 条において、返還期限内に支払われない場合は未納額に対して年利 14.6%の割合で計算した遅延金を課する旨の規定があるが、現在、市では遅延金を徴収していない。

福島市債権管理条例第 7 条において、公債権の督促を行った場合に延滞金を課する旨の

規定はあるが、実際には延滞金を徴収していない例が多く見受けられる。同条例の定めは「延滞金を加算して徴収するものとする」という文言であること、滞納者の支払能力等を勘案して、公債権については延滞金を課さないこともあり得るものとする。しかし、当債権は私債権のため同条例第7条の延滞金の対象外であり、私債権は契約等により違約金や遅延損害金等の定めがある場合にのみ、請求可能となる。

福島市中小企業信用保証料補助金等の交付等に関する要綱第4条には「遅延金を徴するものとする」との定めがある。あえて延滞金（違約金）を課する旨の定めを置いていることからすると、当債権は保証対象の借入金の繰上償還に伴い生ずるものであり、補助金受領者の支払能力は認められるため、当該規定に従って延滞金を徴収すべきである。実務上、延滞金を徴収しないことを想定するのであれば、恣意性の排除と公平性確保のため、延滞金を徴収しない場合の要件をマニュアル等により明文化すべきである。

② 督促状の発送（指摘）

督促状は当該債権の履行期限から20日以内に発送しなければならない（福島市債権管理条例施行規則第5条）。しかし、平成30年度に調定され年度末に収入未済となった債権からサンプルを2件抽出し、督促状の送付状況を確認したところ、いずれも納付期限から20日を超過していた。また、資料として入手した「信用保証料返戻金債権管理手順書」によると、督促状の発送日について「納入期限後3ヶ月経過した場合、督促状を送付」とされている。地方税法第329条にも同様に「納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない」との規定があり、この期限を過ぎた督促状も有効であるという解説があるが、債権管理条例に基づいて期限までに督促状を発送すべきである。

③ 債権管理台帳の整備（指摘）

平成29年度末の滞納者について債権管理台帳の提示を依頼したところ、滞納者へ送付した督促状の控やヒアリングの記録等は提示された。しかし、福島市債権管理条例施行規則第4条に定める項目を網羅的に記載したものではなく、債権管理台帳といえるものではない。

当債権は年間の発生件数が100件以上と多い一方、新規に収入未済となる件数は10件未満と少ないため、新規に調定した債権全てについて債務者毎の債権管理台帳を作成する必要はないものとする。しかし、少なくとも収入未済となった債権については、福島市債権管理条例施行規則第4条に定める以下の事項を網羅した債務者毎の債権管理台帳を作成すべきである。

- ・ 債権の名称
- ・ 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- ・ 債務者の財産に関する事項
- ・ 債権の額
- ・ 債権の発生原因及び発生年月日

- ・ 履行期限その他履行方法に関する事項
- ・ 債権の徴収に係る履歴
- ・ 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項

19. 児童手当返還金、児童扶養手当返還金、子育て世帯臨時特例給付金返還金

(1) 児童手当返還金、児童扶養手当返還金、子育て世帯臨時特例給付金返還金の概要

児童手当返還金及び児童扶養手当返還金並びに子育て世帯臨時特例給付金返還金は、児童手当法、及び子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱に基づいて支給された給付金について、本来支給すべきではない場合や、過大に支給した手当の過誤払返還金である。また、児童扶養手当返還金は児童扶養手当法に基づいて支給された手当に係る同様の過誤払返還金である。いずれも非強制徴収公債権に該当し、こども政策課が債権管理を行っており、時効は5年である。

なお、子育て世帯臨時特例給付金返還金は平成28年度から31年度の発生額は1件、債権額が6,000円と僅少のため、調査を省略した。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【児童手当返還金】		【金額単位：円】							
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	400,000	1	400,000	1	0	0	0	0
	過年度	645,000	5	0	0	0	0	645,000	5
	合計	1,045,000	6	400,000	1	0	0	645,000	5
平成29年度	現年	585,000	3	585,000	3	0	0	0	0
	過年度	645,000	5	0	0	0	0	645,000	5
	合計	1,230,000	8	585,000	3	0	0	645,000	5
平成30年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	595,000	4	0	0	0	0	595,000	4
	合計	595,000	4	0	0	0	0	595,000	4
令和元年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	595,000	4	0	0	0	0	595,000	4
	合計	595,000	4	0	0	0	0	595,000	4

【児童扶養手当返還金】		【金額単位：円】							
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	317,280	4	191,280	2	0	0	126,000	3
	過年度	6,599,560	23	307,880	9	1,851,670	5	4,440,010	17
	合計	6,916,840	27	499,160	11	1,851,670	5	4,566,010	20
平成29年度	現年	1,501,920	4	639,640	3	0	0	862,280	1
	過年度	4,566,010	18	288,540	8	1,422,350	3	2,855,120	15
	合計	6,067,930	22	928,180	11	1,422,350	3	3,717,400	16
平成30年度	現年	1,098,280	1	0	0	0	0	1,098,280	1
	過年度	4,242,010	18	931,500	13	290,010	2	3,020,500	15
	合計	5,340,290	19	931,500	13	290,010	2	4,118,780	16
令和元年度	現年	494,560	3	0	0	0	0	494,560	3
	過年度	4,118,780	16	389,760	11	0	0	3,729,020	13
	合計	4,613,340	19	389,760	11	0	0	4,223,580	16

【子育て世帯臨時特例給付金返還金】						【金額単位:円】			
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	6,000	1	0	0	0	0	6,000	1
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	6,000	1	0	0	0	0	6,000	1
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	6,000	1	0	0	0	0	6,000	1
	合計	6,000	1	0	0	0	0	6,000	1
平成30年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	6,000	1	0	0	0	0	6,000	1
	合計	6,000	1	0	0	0	0	6,000	1
令和元年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	6,000	1	0	0	0	0	6,000	1
	合計	6,000	1	0	0	0	0	6,000	1

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 児童手当返還金、児童扶養手当返還金の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・ 督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・ 督促に係る手続きは法令等に基づいて実施されているか
- ・ 差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・ 滞納処分等の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・ 不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成30年度の調定額・収入額・不納欠損額について、相手先別の明細表を入手し、その合計額を同年度の調定額と突合した。	平成30年度の児童手当返還金及び児童扶養手当返還金の債権残高明細表の合計額と、調定額・収入額・不納欠損額は一致した。
平成29年度から繰越された平成30年度の未納額について、その明細資料と突合した。	平成29年度からの未納額は、その明細表と一致した。
平成30年度に調定し、同年度末に未納（収入未済）となっている取引よりサンプルを抽出して督促状の発送状況を確認した。また、督促状の発送状況についてヒアリングを実施した。	左記の手続を実施した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
違約金（遅延損害金または延滞金）の算定に関して質問等により確かめた。	児童手当返還金は延滞の発生がなく、児童扶養手当返還金は受給者が低所得者

実施した手続	実施結果
	であることに鑑み違約金（遅延損害金または延滞金）は徴求していないとの回答を得た。
過年度の未納金については、その明細を入手し、相手先別の債権管理台帳及び交渉記録等により、回収管理の状況を検討した。	債権管理台帳等により回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 児童手当・特例給付返還金の督促状の発送（指摘）

返還金の履行期限に納付がないことを確認し、対象者へ電話催促を行うとともに督促状を発送することとしているが、平成 30 年度の収入未済の一部に督促状の送付がないものがあったとのことである。福島市債権管理条例施行規則第 5 条により、督促状は履行期限から 20 日以内に発送しなければならない。督促状発送は遅滞なく、かつ、漏れなく実施すべきである。

② 児童手当返還金の債権管理台帳の整備（指摘）

児童手当返還金は納期限までに納付されるものが大半で、納期限を過ぎたものも比較的短い期間で納付されるため、紙の「児童手当・特例給付 過誤払金返還台帳」で管理しているとのことである。しかし、当該台帳には債権管理台帳に記載すべき事項とされているもののうち、次の項目の記載がない。特に債権徴収履歴は債権管理において重要であり、少なくとも年度末に収入未済となったものについては、記載すべきである（福島市債権管理条例施行規則第 4 条）。

- ・債務者の財産に関する事項
- ・債権の徴収に係る履歴
- ・担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項

③ 児童手当返還金の調定金額の妥当性（意見）

収入未済債権の内容を検討したところ、市側で所得制限超過を看過した結果、過払いが発生しているケースが散見される。このような場合、受給者側が市の対応に不信感を持つことにより延滞が発生しているケースがある。また、発見時期の遅れにより返納すべき金額が大きくなることから、現況届所得審査の際に前年度の所得状況は特に留意して検討することが望ましい。

④ 児童扶養手当返還金の徴収（意見）

平成 29 年度に 677,120 円、平成 30 年度に 1,267,440 円の障害者年金との二重受給による過払金が発生しており、いずれも収入未済となっている。③と同様に所得基準による返

還金の発生に気づくのが遅れた場合は返納すべき金額が大きくなるため、毎年の現況届の確認の際に、特に年金の受給状況と前年の所得に関して留意して検討することが望ましい。

20. 生活支援型短期入所事業利用者負担金、在宅措置費負担金

(1) 生活支援型短期入所事業利用者負担金、在宅措置費負担金の概要

生活支援型短期入所事業利用者負担金は、生活支援型短期入所事業における高齢者の養護老人ホーム等への短期入所の負担金であり、私債権であり、時効は5年である。なお、生活支援型短期入所事業とは、日常生活での支援等を必要とする在宅の虚弱高齢者等について、同居家族等に代わり一時的に養護する必要がある場合に、当該要援助高齢者を養護老人ホーム等に一時的に入所させるという事業である。

在宅措置費負担金は、短期入所生活介護、通所介護等の在宅措置に係る施設利用料金を市が立替払いし、後日、本人または家族等に対して措置負担金として請求するものであり、非強制徴収公債権であり、時効は5年である。

生活支援型短期入所事業利用者負担金及び在宅措置費負担金ともに長寿福祉課が債権管理を行っている。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【生活支援型短期入所事業利用者負担金】				【金額単位:円】					
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	93,220	7	93,220	7	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	93,220	7	93,220	7	0	0	0	0
平成29年度	現年	250,890	11	219,320	10	0	0	31,570	1
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	250,890	11	219,320	10	0	0	31,570	1
平成30年度	現年	788,990	45	580,710	32	0	0	208,280	13
	過年度	31,570	1	0	0	0	0	31,570	1
	合計	820,560	46	580,710	32	0	0	239,850	14
令和元年度	現年	862,830	43	787,370	37	0	0	75,460	6
	過年度	239,850	14	68,420	4	105,490	7	65,940	3
	合計	1,102,680	57	855,790	41	105,490	7	141,400	9
【在宅措置費負担金】				【金額単位:円】					
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	現年	166,447	3	166,447	3	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	166,447	3	166,447	3	0	0	0	0
平成30年度	現年	164,604	3	0	0	0	0	164,604	3
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	164,604	3	0	0	0	0	164,604	3
令和元年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	164,604	3	0	0	0	0	164,604	3
	合計	164,604	3	0	0	0	0	164,604	3

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・生活支援型短期入所事業利用者負担金、在宅措置費負担金は適切に計上されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続きは法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の調定額・収入額・不納欠損額について、相手先別の明細表を入手し、その合計額を同年度の調定額と突合した。	平成 30 年度の現年度調定額及び過年度調定額の明細表の合計額と、調定額・収入額・不納欠損額は一致した。
平成 29 年度から繰越された平成 30 年度の未納額について、その明細資料と突合した。	平成 29 年度からの未納額は、その明細表と一致した。
平成 30 年度に調定した取引の明細表よりサンプルを抽出し、施設からの請求書等の証憑との突合を実施した。	平成 30 年度の調定額は、入所利用書、施設からの請求書等の証憑と一致した。
平成 30 年度末の収入未済額よりサンプルを抽出して督促状の発送状況を確認した。また、督促状の発送状況についてヒアリングを実施した。	左記の手続を実施した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
違約金（遅延損害金または延滞金）の算定に関して質問等により確かめた。	生活支援型短期入所事業利用者負担金、在宅措置費負担金は、違約金を徴求していないとの回答を得た。
過年度の未納金については、その明細を入手し、相手先別の債権管理台帳及び交渉記録等により、回収管理の状況を検討した。	債権管理台帳等により回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
平成 31 年度の不納欠損処理について、債権管理台帳や発議書などにより処理の妥当性を検討した。	不納欠損処理に係る帳票を確認した結果、福島市債権管理条例に基づいて処理されており、指摘すべき事項はない。

(4) 監査の結果

① 督促状の発送時期（指摘）

福島市債権管理条例施行規則第5条により、収入権者は当該債権の履行期限後20日以内に督促状を発する義務があり、「生活支援型短期入所事業利用者負担金事務」及び「在宅措置負担金調定事務(在宅措置)」にも同様の期限の記載がある。しかしながら、生活支援型短期入所事業利用者負担金及び在宅措置費負担金のいずれも、ワードに記載された滞納者への対応経過記録によると、平成30年度及び令和元年度に発生した未納債権については、発生年度の翌年度の6月1日に催告書を送付している。督促状の発送は法令及び事務処理規程に基づき、納付期限の20日以内に送付すべきである。

なお、令和2年度に発生した未納債権については、納付期限の20日以内に督促状が送付されている。

② 債権管理台帳の整備（指摘）

債権管理台帳として、エクセルで作成された「平成30年度福島市生活支援型短期入所事業利用者負担金滞納一覧表」及びワードで作成された「生活支援型短期入所事業利用者負担金滞納者対応経過記録」の提示を受けたが、これらは以下の点が記載されていない、または記載不十分であり、債権管理条例施行規則第4条に掲げる台帳の記載要件を満たしていない。なお、在宅措置費負担金に係る債権管理台帳についても同様に記載すべきである。

- ・債務者の財産に関する事項
- ・履行期限その他履行方法に関する事項
- ・担保（保証人の保証）に関する事項

21. 特別障害者手当等給付金返還金

(1) 特別障害者手当等給付金返還金の概要

特別障害者手当等給付金返還金は、施設入所等により受給者から提出された資格喪失届に記載された資格喪失日に基づき、当該資格喪失日以後に給付されていた重度障害者への給付金の返還金である。債権管理は障がい福祉課が行っており、非強制徴収公債権であり、時効は5年である。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【特別障害者手当等給付金返還金】					【金額単位：円】				
年度	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数	
平成28年度	現年	133,100	3	133,100	3	0	0	0	
	過年度	252,480	21	120,000	7	0	0	132,480	
	合計	385,580	24	253,100	10	0	0	132,480	
平成29年度	現年	233,980	6	180,320	4	0	0	53,660	
	過年度	132,480	13	53,240	6	0	0	79,240	
	合計	366,460	19	233,560	10	0	0	132,900	
平成30年度	現年	87,480	7	87,480	7	0	0	0	
	過年度	132,900	9	106,900	8	0	0	26,000	
	合計	220,380	16	194,380	15	0	0	26,000	
令和元年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	
	過年度	26,000	1	0	0	0	0	26,000	
	合計	26,000	1	0	0	0	0	26,000	

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・特別障害者手当等給付金返還金は適切に計上されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続きは法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成30年度の調定額・収入額について、相手先別の明細表を入手し、その合計額を同年度の調定額と突合した。	平成30年度の現年度調定額及び過年度調定額の明細表の合計額と、調定額・収入額は一致した。
平成29年度から繰越された平成30年度の未納額について、その明細資料と突合した。	平成29年度からの未納額は、その明細表と一致した。
平成30年度末の収入未済額よりサンプルを抽出して督促状の発送状況を確認した。また、督促状の発送状況についてヒアリングを実施した。	左記の手続を実施した結果、督促状の発送は適時適切に実施されている。
違約金（遅延損害金または延滞金）の算定に関して質問等により確かめた。	当該返還金の請求書に延滞金についての記載があるが、「監査の結果」に記載した通り、実際には徴求していない。

実施した手続	実施結果
過年度の未納金については、その明細を入手し、相手先別の債権管理台帳及び交渉記録等により、回収管理の状況を検討した。	債権管理台帳等により回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した通り、他の部局において参考とすべき内容である。
監査対象とした平成 28 年度から 31 年度において不納欠損処理はなかった。	該当なし

(4) 監査の結果

① 債権管理台帳の整備（指摘）

滞納者に係る債権管理台帳を確認したところ、債権管理条例施行規則第 4 条に掲げる債権管理台帳の記載事項は、債務者の財産状況及び担保の状況を除いて網羅されている。また、以下の点では十分な記載が行われており、好取組事例として他の債権管理台帳の参考になるものとする。

- ・債務者への連絡先記載欄があり、本人以外の親族等の連絡者及び連絡先電話番号等の記載がある
- ・債務者との交渉記録は時間、場所、相手とのやり取り等が詳細に記載されている

② 延滞金の徴収（意見）

特別障害者手当等給付金返還金の通知書には、納期限までに完納されない場合には、納付日までの期間に応じて延滞金が加算される旨の記載がある。滞納が発生した場合は返済計画書等に基づき分割返済されるケースが多く、延滞金の加算対象になる。今回の監査対象とした平成 30 年度は延滞金の加算対象事例がなかったが、平成 28 年度から平成 31 年度の 4 年間でも延滞金を徴収している事例はない。

今回、監査の対象とした福島市の未収債権に関して、税債権以外のほとんど全ての非強制徴収公債権は延滞金の徴収が行われていない。特別障害者手当等給付金返還金は、債権の発生原因たる特別障害者手当等給付金が社会的弱者に支給されるものであり、滞納原因が生活困窮であるため、延滞金を徴収しないことは理解できる。

しかしながら、福島市では債権管理条例第 7 条において、督促をした場合には「延滞金を加算して徴収するものとする」との定めがある。このため、負担の公平性・公明性の観点から、延滞金を加算しない場合の基準を定めておくことが望ましい。

22. 国民健康保険税

(1) 国民健康保険税の概要

国民健康保険は、病気やけがに備えて、加入者（被保険者）が納付した保険税や公費により、必要な医療費等の保険給付を行う社会保険制度である。加入者は、職場の健康保険加入者、後期高齢者医療制度の対象者及び生活保護を受けている者を除く、すべての者が対象となる。

国民健康保険税は地方税法5条6項において目的税として市町村が課することができることと規定され、住民登録上の世帯主が納税義務者となり、福島市では「福島市国民健康保険税条例」に基づいて国保年金課が調定を行い、納税課が徴収に係る管理を行っている。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【国民健康保険税】		※件数記載は省略した						【金額単位:円】	
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	5,951,817,500	-	5,458,042,239	-	185,300	-	497,627,904	-
	過年度	2,054,051,245	-	346,787,416	-	288,748,705	-	1,419,137,620	-
	合計	8,005,868,745	-	5,804,829,655	-	288,934,005	-	1,916,765,524	-
平成29年度	現年	5,604,513,700	-	5,204,771,428	-	390,000	-	404,076,422	-
	過年度	1,887,458,827	-	418,034,611	-	229,124,573	-	1,240,464,783	-
	合計	7,491,972,527	-	5,622,806,039	-	229,514,573	-	1,644,541,205	-
平成30年度	現年	5,197,282,600	-	4,867,796,055	-	365,900	-	333,675,245	-
	過年度	1,622,339,132	-	344,578,824	-	172,731,637	-	1,105,513,671	-
	合計	6,819,621,732	-	5,212,374,879	-	173,097,537	-	1,439,188,916	-
令和元年度	現年	4,919,639,500	-	4,598,811,747	-	498,500	-	325,227,573	-
	過年度	1,413,477,474	-	289,562,011	-	155,030,387	-	969,164,776	-
	合計	6,333,116,974	-	4,888,373,758	-	155,528,887	-	1,294,392,349	-

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・国民健康保険税の徴収の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・国民健康保険税の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・債権管理台帳は条例に基づいて整備されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の現年度調定額についてサンプルを 4 件抽出し、「福島市国民健康保険税条例」に基づいて国民健康保険税額が計算されているかを確認した。	サンプルを抽出した 4 件の現年度国民健康保険税額は、「福島市国民健康保険税条例」に基づいて計算されていた。
平成 30 年度の滞納繰越分の調定額（一般）について、調定資料と歳入予算整理簿における調定額を突合した。	平成 30 年度の滞納繰越分の調定額について、調定資料と歳入予算整理簿における調定額は一致した。
平成 30 年度の現年度調定額（普通徴収、一般）について、調定資料と歳入予算整理簿における調定額を突合した。	平成 30 年度における現年度調定について、調定資料と歳入予算整理簿における調定額は一致した。
平成 30 年度における納入通知書未達リストより、サンプルを 5 件抽出し、納税通知書が未達であった者に対する対応状況及び収納状況を確認した。	サンプル抽出した 5 件について、平成 30 年度における納入通知書未達後の対応及び収納状況を検討した結果、問題点は検出されなかった。
サンプル 5 件を抽出し、地方税法に基づいて督促状が発送されているかを確認した。	サンプル抽出した 5 件について、地方税法に基づいて督促状は適時に送付されていた。
サンプルを 3 件抽出し、年金データ確認による職権による資格喪失手続が適切に行われているかを確認した。	サンプル抽出した 3 件について、職権により「国民健康保険資格喪失等届」が適切に作成されていることを確認した。
平成 30 年度における減免該当者一覧表よりサンプルを 4 件抽出し、「福島市国民健康保険税条例」及び「福島市国民健康保険税減免取扱要綱」に基づいて減免の申請手続、処理が行われていることを確認した。	サンプル抽出した 4 件の減免手続及び処理について、「福島市国民健康保険税条例」及び「福島市国民健康保険税減免取扱要綱」に基づいて行われていることを確認した。
債権管理台帳が福島市債権管理条例に基づいて整備されていることを確認した。	債権管理台帳は福島市債権管理条例・同施行規則に基づいて整備されていた。
過年度の未納金については、その明細を入手し、長期延滞先及び金額の大きな先からサンプルを抽出し、債権管理台帳（納税課：滞納管理システム）により、回収管理の状況を検討した。	債権の回収管理の状況を検討した結果、延滞金の調定等に関して、1. 市民税（個人）(4)「監査の結果」⑤、⑥に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

監査人が必要と認める監査手続を実施した結果、1. 市民税（個人）(4)「監査の結果」⑤、⑥に記載した事項を除き、問題点は検出されなかった。

23. 飯坂町財産区特別会計（温泉使用料、公衆浴場使用料）

(1) 飯坂町財産区特別会計（温泉使用料、公衆浴場使用料）の概要

「飯坂町財産区」は、福島市とは別の「特別地方公共団体」であり、福島市と旧飯坂町が合併する際、旧飯坂町が所有していた「温泉」と「山林」を福島市に引き継がずに「飯坂町財産区」として管理し、温泉事業と山林事業を運営している。

温泉事業における債権は、温泉使用料及び公衆浴場使用料がある。温泉使用料は飯坂町財産区温泉供給条例第 22 条に基づき、供給した温泉に係る使用料を徴収している。公衆浴場使用料は飯坂町財産区公衆浴場条例第 8 条に基づき、飯坂地区にある 4 つの公衆浴場使用者から温泉の利用時に徴収している。

現在は 4 つの公衆浴場がある。温泉使用料及び公衆浴場使用料ともに私債権であり、観光コンベンション推進室が債権管理を行っており、時効は 5 年である。

なお、温泉使用料について、平成 29 年度の福島市行政監査報告書においては「非強制徴収公債権」としていたが、その後、債権の区分を改めて検討した結果、現在は「私債権」として統一している。過去 4 年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【温泉使用料】						【金額単位:円】			
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	79,871,056	824	78,299,214	796	0	0	1,571,842	28
	過年度	77,773,797	28	3,251,193	1	0	0	74,522,604	28
	合計	157,644,853	852	81,550,407	797	0	0	76,094,446	56
平成29年度	現年	77,196,722	814	75,640,783	793	0	0	1,555,939	29
	過年度	76,094,446	31	3,364,580	1	0	0	72,729,866	30
	合計	153,291,168	845	79,005,363	794	0	0	74,285,805	59
平成30年度	現年	74,226,104	794	73,644,773	784	0	0	581,331	10
	過年度	74,003,615	28	2,848,773	2	0	0	71,154,842	26
	合計	148,229,719	822	76,493,546	786	0	0	71,736,173	36
令和元年度	現年	73,583,077	788	69,126,908	728	0	0	4,456,169	60
	過年度	71,750,317	24	1,765,387	2	1,546,151	1	68,438,779	22
	合計	145,333,394	812	70,892,295	730	1,546,151	1	72,894,948	82

【公衆浴場使用料】

【金額単位:円】

年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	25,599,078	-	25,599,078	-	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	25,599,078	-	25,599,078	-	0	0	0	0
平成29年度	現年	24,143,895	-	24,143,895	-	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	24,143,895	-	24,143,895	-	0	0	0	0
平成30年度	現年	22,926,221	-	22,926,221	-	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	22,926,221	-	22,926,221	-	0	0	0	0
令和元年度	現年	22,991,353	-	22,991,353	-	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	22,991,353	-	22,991,353	-	0	0	0	0

(注)件数がないものは「0」、件数はあるが記載していないものは「-」としている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 使用料の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・ 使用料の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・ 督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・ 督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・ 差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・ 滞納処分等の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・ 不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の温泉使用料の調定額について、サンプルを 5 件抽出し、「飯坂町財産区温泉供給条例」に基づき、使用料が算定されていることを確認し、調定伺書と突合した。	サンプル抽出した 5 件の温泉使用料について、「飯坂町財産区温泉供給条例」に基づき、使用料が算定され、調定額と一致した。
平成 30 年度の公衆浴場使用料の調定額について、サンプルを 5 件抽出し、「飯坂町財産区公衆浴場条例」に基づき、使用料が算定されていることを確認し、調定伺書と突合した。	サンプル抽出した 5 件の公衆浴場使用料について、「飯坂町財産区公衆浴場条例」に基づき、使用料が算定され、調定額と一致した。
温泉使用料の平成 30 年度未納額についてサンプルを 5 件抽出し、督促状況を確認した。	福島市債権管理条例に基づき、督促状は適時に送付されていた。

実施した手続	実施結果
温泉使用料の過年度の未納金については、その明細を入手し、長期延滞先または金額の大きな先からサンプルを抽出し、回収管理の状況を検討した。	過年度の未納金の回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
債権管理台帳が福島市債権管理条例に基づいて整備されていることを確認した。	債権管理台帳の整備状況を確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
温泉使用料の債権の申出及び不納欠損処理が福島市債権管理条例に基づき行われているか確認した。	債権の申出及び不納欠損処理は福島市債権管理条例に基づき適切に行われていた。

(4) 監査の結果

① 長期滞納債権の回収促進（意見）

温泉使用料は平成 30 年度末で過年度からの滞納額（収入未済額）が 21 先で 71,154 千円ある。このうち、5 年以上延滞している滞納額が 59,048 千円と 83.0%を占めており、最も古い債権は平成 12 年度に調定された 1,789 千円である。過年度からの滞納額は平成 28 年度 74 百万円、平成 29 年度 72 百万円、平成 30 年度 71 百万円と回収が進んでいない。過年度滞納者は、毎年、面談による催告の際に債務の承認を行い、過去の滞納債権に関しては時効の中断が行われているが、納付額を現年度分の収入としているため、滞納期間が毎年長期化している。

市では、温泉使用料の滞納防止策として平成 29 年に内規を設けて、現年度の滞納状況に応じて「警告書」を送付し、さらに納付等の指導に従わない滞納者に対しては「供給停止予告書」を送付した上で、状況に応じて温泉の供給停止を行うこととした。この結果、現年度分の収入未済は減少傾向にある。しかし、この施策は徴収金を現年度の使用料から充当していくため、過年度滞納額の回収が停滞している。

2. 市民税（法人）(4)③に記載した通り、民法のいわゆる法定充当の定めでは、複数債務の一部弁済が行われた時に、弁済者からどの債務に係る弁済であるかの指定がなく、債権者も特に指定しない場合、債務者にとって利益が多いものを優先して充当することとされている（民法第 488 条第 4 項第 2 号）。さらに、民法の定めでは、債務者にとっての利益が同等であれば弁済期が先に到来したものから充当することとされている（民法第 488 条第 4 項第 3 号）。

現状では、内規に基づき債権者側である市が現年度債権を優先して充当しているため、民法上の問題はないが、このままでは過年度滞納額の回収は進まない。前述の通り平成 30 年度末現在で 5 年以上の滞納額が 59,048 千円に上っており、滞納期間や滞納額に応じた基準を設けて、強制執行などの更なる回収強化を図ることが望ましい。

ただし、監査実施時点においては、コロナ禍の影響により旅館・ホテルの売上減少が著しいことから、社会経済の状況がコロナ禍の影響から回復した時期に実施すれば足

りるものと考える。

② 債権管理台帳の整備（指摘）

債権管理台帳として、「収入（消込）状況」が提示された。これは債務者の月毎の調定額及び収納額が記載されており、使用料の収納状況を管理するために作成されているものである。

福島市債権管理条例第5条及び福島市債権管理条例施行規則第4条では、債権の名称、債務者の氏名及び住所、財産に関する事項、債権の額、債権の発生原因及び発生年月日、履行期限その他履行方法に関する事項、債権の徴収に係る履歴、担保に関する事項等の項目を記載した台帳を整備しなければならないとされているが、債務者毎にこのような項目を網羅した債権管理台帳は作成されていない状況である。

債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。

24. 飯坂町財産区特別会計（土地貸付料）

(1) 飯坂町財産区特別会計（土地貸付料）の概要

「飯坂町財産区」は、福島市とは別の「特別地方公共団体」であり、福島市と旧飯坂町が合併する際、旧飯坂町が所有していた「温泉」と「山林」を福島市に引き継がずに「飯坂町財産区」として管理し、温泉事業と山林事業を運営している。

山林事業における債権である土地貸付料は、飯坂町財産区における土地の賃貸借契約に基づく私債権であり、農林整備課が債権管理を行っており、時効は10年である。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【土地貸付料】		【金額単位：円】							
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	11,633	3	11,633	3	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	11,633	3	11,633	3	0	0	0	0
平成29年度	現年	11,633	3	11,633	3	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	11,633	3	11,633	3	0	0	0	0
平成30年度	現年	12,578	4	12,578	4	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	12,578	4	12,578	4	0	0	0	0
令和元年度	現年	14,573	5	14,573	5	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	14,573	5	14,573	5	0	0	0	0

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・貸付料の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・貸付料の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分 of 停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の契約額について、調定額との一致を確認し、調定伺書と突合した。	平成 30 年度の契約額は同年度調定額と一致した。
平成 30 年度の契約額（調定額）について、算定根拠を確認した。	平成 30 年度の契約額（調定額）について、算定根拠を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
平成 30 年度の未納額について、督促等の管理状況を確認した。	平成 30 年度の未納額はなかった。
債権管理台帳が福島市債権管理条例に基づいて整備されていることを確認した。	債権管理台帳の整備状況を確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 土地貸付料算定基準の明確化（指摘）

福島市の普通財産は「福島市普通財産貸付料算定基準（以下、「算定基準」という。）」により貸付料が算定される。飯坂町財産区における財産の貸付についても算定基準により貸付料が算定されているが、「財産区の財産及び契約に関する条例」には財産区の財産の貸付について算定基準が準用される等の記載はない。このため、財産区の財産の貸付料を算定基準に基づいて算定することについて、明確な基準を設けるべきである。

② 土地貸付料算定の例外的取扱いに係る承認手続（指摘）

前述の通り、福島市の普通財産である市有林土地の貸付は算定基準により貸付料が算定されるのが原則である。しかし、東日本大震災に伴う原発事故の影響により土地貸付料算定の基準となる固定資産税課税標準額が下落し、原則通りに計算すると貸付料収入が著しく低下してしまう。このため、算定基準第 1 条ただし書きを適用して平成 24 年 3 月に市長決裁を受けることにより、現在の貸付料は現行単価（震災前の契約額）の 90% とされている。

(参考) 福島市普通財産貸付料算定基準 第1条ただし書き

第1 貸付料

貸付料の額は、別表のとおりとする。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、別に貸付料の額を定めることができる。

一方、現在の飯坂町財産区における区有林土地の貸付についても、上記の市有林土地と同様に、震災前の契約額の90%を貸付料としている。しかし、区有林については発議等により市長の承認を得ていることは確認できなかった。飯坂町財産区の区有林について市有林と同様の取り扱いをするのであれば、市長の承認を得た上で行うべきである。

③ 土地貸付料算定基礎の固定資産税評価額の確認 (指摘)

例外的な算定基礎として用いられている現行単価(震災前の契約額)について、震災前の貸付料算定に用いられた固定資産税課税標準額を確認しようとしたところ、過去の資料及び情報が乏しく算出根拠不明という状態であった。貸付料の算定基礎となる固定資産税評価額等に基づき、改めて現行の貸付料の妥当性を疎明する資料を整えるべきである。

④ 債権管理台帳の整備 (指摘)

債権管理台帳として、「契約書や年度予算用資料」が提示された。債務者が少ないこともあるが、主に事務作業のための資料が債権管理のための資料となっている。

福島市債権管理条例第5条及び福島市債権管理条例施行規則第4条では、債権の名称、債務者の氏名及び住所、財産に関する事項、債権の額、債権の発生原因及び発生年月日、履行期限その他履行方法に関する事項、債権の徴収に係る履歴、担保に関する事項等の項目を記載した台帳を整備しなければならないとされているが、債務者毎にこのような項目を網羅した債権管理台帳は作成されていない状況である。

債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備すべきである。

25. 介護保険料

(1) 介護保険料の概要

介護保険制度は、加齢による病気等で介護を要する状態になった場合に、必要な介護サービスを提供する仕組みであり、市町村が保険者となり制度を運営している。

介護保険料は、「介護保険法」第129条において、市町村が徴収しなければならないとされている。福島市では「福島市介護保険条例」第7条において保険料額が設定され、長寿福祉課が債権管理を行っており、強制徴収公債権で時効は2年である。

介護保険の加入者は第1号被保険者である65歳以上の者及び第2号被保険者である40歳以上65歳未満の者である。第2号被保険者の保険料は、国民健康保険加入者は国民健康保険税として徴収され、職場の医療保険加入者は医療保険料と合わせて給与等より徴収される。第1号被保険者の保険料納付方法は、特別徴収（年金が年額18万円以上の場合は年金より天引き）又は普通徴収（年金の年額が18万円未満及び年度途中で65歳以上になった者や他市町村から転入した場合等については納付書や口座振替により納付）がある。

以上により、福島市における介護保険料の債権管理の主体は、第1号被保険者の普通徴収の部分であるため、第1号被保険者で普通徴収の者を監査対象として監査を行った。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【介護保険料】			【金額単位：円】						
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	5,525,714,000	-	5,463,908,870	-	357,200	-	61,447,930	-
	過年度	115,221,000	-	23,727,090	-	32,895,350	-	58,598,560	-
	合計	5,640,935,000	-	5,487,635,960	-	33,252,550	-	120,046,490	-
平成29年度	現年	5,634,837,100	-	5,573,215,750	-	219,700	-	61,401,650	-
	過年度	119,752,290	-	22,350,693	-	37,888,600	-	59,512,997	-
	合計	5,754,589,390	-	5,595,566,443	-	38,108,300	-	120,914,647	-
平成30年度	現年	5,890,147,100	-	5,837,237,550	-	320,400	-	52,589,150	-
	過年度	120,747,747	-	22,560,020	-	42,831,740	-	55,355,987	-
	合計	6,010,894,847	-	5,859,797,570	-	43,152,140	-	107,945,137	-
令和元年度	現年	5,820,369,000	-	5,772,020,400	-	433,200	-	47,915,400	-
	過年度	107,753,237	-	21,168,180	-	45,090,357	-	41,494,700	-
	合計	5,928,122,237	-	5,793,188,580	-	45,523,557	-	89,410,100	-

(注) 件数記載は省略した

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 保険料徴収の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・ 保険料の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・ 督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・ 督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・ 差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・ 滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・ 不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の普通徴収の当初調定額について、発議書及び歳入予算整理簿調定額と外部委託業者から納品される「介護保険料調定表」と突合した。	平成 30 年度の普通徴収の当初調定額は、「介護保険料調定表」と一致した。
平成 30 年度における過年度収入未済額の調定額について、発議書及び歳入予算整理簿調定額と外部委託業者から納品される「滞納繰越分決算書」と突合した。	平成 30 年度における過年度収入未済額の調定額は、「滞納繰越分決算書」と一致した。
平成 30 年度の現年度調定額について、サンプルを 5 件抽出し、「福島市介護保険条例」に基づいて算定されているかを確認した。	平成 30 年度における現年度調定について調定額一覧と収入調定簿の一致を確認した。
「福島市介護保険条例」に基づいて、平成 30 年度の未納者に対する督促状の発送状況を確認した。	平成 30 年度の督促状の発送状況を確認した結果、問題点は検出されなかった。
延滞金が適時・適切に徴収されているかを確認した。	延滞金の徴収状況について確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
介護保険料の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているかを確認した。	介護保険料の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているかを確認した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
欠損該当者リストより所得段階の高い者及び即時欠損の者を 5 件抽出し、法令等に基づき、不納欠損処理が適切に行われているか確認した。	サンプル抽出した 5 件について、不納欠損処理は適切に行われていた。
債権管理台帳が福島市債権管理条例に基づいて整備されていることを確認した。	債権管理台帳の整備状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 延滞金の徴収及び計算（指摘）

福島市介護保険条例第 12 条において「保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月

を経過するまでの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない」とされている。

しかし、実際には未納者から延滞金は徴収していない。特段の事情も無く滞納する債務者に対して延滞金が徴収されないのは、期限内に納付する多くの被保険者に比して、公平性に欠ける。ただし、従来は延滞金を計算するシステムがなく、現状では仮に延滞金を計算するとしても手計算が必要であり、人員不足の中で延滞金の徴収が困難であったものとする。

令和3年度からは介護保険料の債権管理は納税課に移管され、納税課の滞納管理システムが利用可能とのことであるが、今後は介護保険料の未納者に対して、条例に基づいて延滞金を徴収すべきである。

② 減免・免除に係る関係書類の保管（意見）

「東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例」では、東日本大震災により特に甚だしい被害を受け、介護保険料の負担能力を著しく喪失したと認められる第一号被保険者については、市長が別に定める上位所得層を除き、帰還困難区域等の居住していた区域により、平成22年度から令和2年度まで保険料が免除される。

平成30年度において、前年度からの免除継続者の震災減免関係の資料を閲覧したところ、免除対象外となる上位所得層については確認した旨の報告を担当課より受けた。しかし、確認した際の資料は確認後に廃棄したとのことであった。

免除該当者であるかの確認作業は非常に重要であり、免除対象外にもかかわらず免除を続けることがないように、確認資料は免除を承認する際の資料として回覧され、適切に保管することが望ましい。

③ 債権管理台帳の整備（指摘）

債権管理台帳として、「滞納者実態調査票」が提示された。主に徴収や催告の経過等の折衝の履歴の記録（手書きにて記録）のため使用されているものであり、福島市債権管理条例施行規則第4条に定める項目のうち、主に以下の点で問題がある。債務者の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備することが必要である。

なお、令和3年度より、介護保険料の債権管理は納税課に移管されるため、滞納管理システムにより台帳の整備がされる。これまでの手書きによる徴収履歴は、担当課が滞納管理システム取込用の電子データを作成しているとのことであり、その際に必要な情報を漏れなく入力すべきである。

- ・ 債権額、発生年月日の記録がない（システムで納付情報は管理されている）。
- ・ 差押処分経過等を記載する箇所が設けられているが、担当者により記載が徹底されていない状況がある。

26. 後期高齢者医療保険料

(1) 後期高齢者医療保険料の概要

後期高齢者医療保険制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、高齢者の医療について、適切な医療の給付等を行うものである。被保険者は75歳以上及び65歳から74歳までの一定の障がいの認定を受けた者であり、制度運営は、都道府県の区域ごとに、市町村が加入する広域連合を設立して行う。福島県では、平成19年2月1日に県内全ての市町村が加入し、福島県後期高齢者医療広域連合が設立された。保険料の賦課権限についても、福島県後期高齢者医療広域連合が有している。

後期高齢者医療保険料は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第104条第1項において、市町村が徴収しなければならないとされており、国保年金課が債権管理を行っており、強制徴収公債権で時効は2年である。福島市では「後期高齢者医療に関する条例」第2条第1項に保険料の徴収の事務を行うものと定められている。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【後期高齢者医療保険料】			【金額単位：円】						
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	2,598,943,200	243,960	2,582,519,800	241,831	0	0	16,423,400	1,594
	過年度	30,052,260	2,939	10,534,620	827	7,173,450	924	12,344,190	1,217
	合計	2,628,995,460	246,899	2,593,054,420	242,658	7,173,450	924	28,767,590	2,811
平成29年度	現年	2,691,864,200	248,039	2,673,940,100	245,659	0	0	17,924,100	1,739
	過年度	28,562,890	2,784	9,720,580	711	5,376,810	719	13,465,500	1,385
	合計	2,720,427,090	250,823	2,683,660,680	246,370	5,376,810	719	31,389,600	3,124
平成30年度	現年	2,700,505,500	251,277	2,688,101,990	249,180	0	0	12,403,510	1,495
	過年度	31,388,800	3,123	10,544,310	834	7,054,450	876	13,790,040	1,471
	合計	2,731,894,300	254,400	2,698,646,300	250,014	7,054,450	876	26,193,550	2,966
令和元年度	現年	2,776,608,900	256,801	2,759,645,400	254,316	0	0	16,963,500	1,838
	過年度	26,044,650	2,943	8,179,040	660	6,081,200	878	11,784,410	1,432
	合計	2,802,653,550	259,744	2,767,824,440	254,976	6,081,200	878	28,747,910	3,270

(参考) 福島県後期高齢者医療広域連合と市町村の役割

広域連合が行う事務	市町村が行う事務
<ul style="list-style-type: none"> ・制度の財政運営 ・保険料の賦課 ・被保険者の資格管理 ・医療給付の決定 ・その他制度運営に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の徴収 ・資格関係届出書の受付 ・保険証の引渡し ・医療給付申請関係の受付 ・その他制度運営に付随する事務

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 保険料徴収の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・ 保険料の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・ 督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・ 督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・ 差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・ 滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・ 不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の現年度調定額について、外部委託業者から納品される「保険料調定表」(福島県広域連合からの保険料算定データをもとに保険料額を確定させた資料)、及び福島県広域連合から報告される「市町村別収納率一覧表」と調定伺書の金額と突合した。	「保険料調定表」及び「市町村別収納率一覧表」と調定伺書の金額は一致した。
平成 30 年度における滞納繰越額の調定額について、外部委託業者から納品される「滞納繰越分決算調書」(福島県広域連合からの保険料算定データをもとに保険料繰越額を確定させた資料)を調定伺書の金額と突合した。	「滞納繰越分決算調書」と調定伺書の金額は一致した。
「福島市後期高齢者医療に関する条例」に基づいて、平成 30 年度の未納者に対する督促状の発送状況及び催告等の対応状況を確認した。	「福島市後期高齢者医療に関する条例」に基づいて督促状が発送されているかを検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
債権管理台帳(分納整理簿)より任意でサンプルを抽出し、回収管理の状況を検討した。	債権の回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
不納欠損処理が条例等に基づいて、適切に行われていることを確認した。	不納欠損処理は条例等に基づいて、適切に行われていた。
債権管理台帳が福島市債権管理条例に基づいて整備されていることを確認した。	債権管理台帳の整備状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 延滞金の調定期（指摘）

1. 市民税（個人）(4)「監査の結果」⑤にも同様の記載をしたが、延滞金の計算等について確認したところ、収納時（入金時）に歳入の調定（いわゆる事後調定）が行われていることが判明した。「福島市財務規則」第32条を根拠として事後調定を行っているとのことだが、当該規定に基づいて事後調定を行う収入金は、例えば住民票等の取得に係る手数料のように、事前に納付額が確定しない「性質上納付前に調定できない収入金」である。したがって、後期高齢者医療保険料の延滞金のように、滞納保険料が完納されれば金額が確定するものは、該当しないものとする。

地方自治法施行例第142条第3項の定めでは、「普通地方公共団体の歳入に係る督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第1項の規定にかかわらず、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとする」とされている。したがって、滞納していた後期高齢者医療保険料が完納され、歳入として計上された場合、保険料の歳入が計上された会計年度の歳入として延滞金の額を算定し、調定すべきである。

② 延滞金の算定方法（指摘）

後期高齢者医療保険料の滞納に係る延滞金は、滞納保険料が納付されて延滞金が確定した場合のみ計算することとされている。このため、原則として滞納保険料と延滞金を合わせて納付することを求めている。

しかし、分納の約束をした者については、分納約束日までの延滞日数で延滞金の計算を停止し、約束日時点で延滞金を確定させている。このような例外的な延滞金計算についてはマニュアルや取扱要領等の定めはなく、債権回収促進を目的とした優遇措置として慣習的に行われている。この取扱いは、「その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ」延滞金を計算するという福島市後期高齢者医療に関する条例第6条の定めに基づいていない。

なお、令和3年度より、後期高齢者医療保険料の債権管理は納税課に移管される予定であり、①の延滞金の算定期間とともに、回収促進、事務処理の効率性等の観点から、改めて全体の取扱いを見直すべきである。

③ 滞納処分等（意見）

後期高齢者保険料は時効期間が2年となっており、短期間における債権回収が非常に重要になる。平成30年度における不納欠損額は7百万円あるが、全額が時効による不納欠損額である。担当課においては、滞納者に対して、通知、電話及び臨戸訪問による催告、納付相談や分納相談等を行い、自主納付を促すという点を重視しているとのことである。しかし、人員不足による業務多忙等の制約により、滞納者を網羅的に調査し、財産調査及び滞納処分等を行なうことはできていない。

財産調査及び滞納処分等の法的制度を十分に活用せず、漫然と時効を迎えて不納欠損処理することは、適正に保険料を納付している大部分の被保険者と比較し、公平性に欠

ける。前述の通り、令和3年度より後期高齢者医療保険料の債権管理が納税課に移管されるため、負担の公平性と福島市の滞納債権の回収率向上のため、より積極的な債権の回収管理を進めることが望ましい。

④ 債権管理台帳の整備（指摘）

債権管理台帳として、「分納整理簿」が提示された。分納整理簿は、主に分納約束をした者に対する徴収記録であり、福島市債権管理条例施行規則に定める項目のうち、以下の記載内容につき問題がある。債務者毎の情報を網羅的に把握し、債権を適切に管理するために、分納者だけではなく、全債務者について福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備することが必要である。

- ・分納約束した滞納者のみの記録となっており、全債務者の管理台帳ではない。
- ・分納者に対する徴収と債権回収管理に関する履歴の記録であり、当初債権額や発生年度等の記録がない。
- ・滞納処分を実施するケースも考慮し、財産の記入欄を設けるべきである。

27. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立を図るために行われる無利子または低利子の貸付金であり、こども家庭課が債権管理を行っており、私債権で時効は5年である。

当該貸付金は中核市への移行により、平成30年度に県から福島市に移管されたものである。なお、貸付金の残高は福島市の財政決算上の債権・基金の明細に計上されているが、財政収支には、新規融資額等が支出として計上され、貸付金元利金の回収期限到来分等が収入として計上（調定）される。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金債権】			※利子収入含まない			【金額単位：円】		
年度	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	現年	11,576,718	147	10,781,718	142	0	795,000	5
	過年度	12,741,310	54	2,309,612	48	0	10,431,698	6
	合計	24,318,028	201	13,091,330	190	0	11,226,698	11
令和元年度	現年	9,615,428	130	9,113,448	123	0	501,980	7
	過年度	11,226,698	51	2,337,372	43	0	8,889,326	8
	合計	20,842,126	181	11,450,820	166	0	9,391,306	15

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金債権は適切に計上されているか
- ・督促手数料や違約金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続きは法令等に基づいて実施されているか
- ・担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分等の停止、徴収猶予、違約金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の調定額について、債権残高報告書入手し、その合計額を同年度の調定額と突合した。	平成 30 年度の現年度調定額及び過年度調定額の明細表の合計額と、調定額は一致した。
平成 29 年度から繰越された平成 30 年度の未納額について、その明細資料と突合した。	平成 29 年度からの未納額は、その明細表と一致した。
平成 30 年度に調定した金額の契約別明細表入手し、その調定元金の合計額と当年度調定額を突合した。	平成 30 年度の調定額は、契約一件ごとの明細表と一致した。
平成 30 年度末の収入未済額に係る督促状の発送状況を確認した。また、督促状の発送状況についてヒアリングを実施した。	左記の手続を実施した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
違約金(遅延損害金または違約金)の算定に関して質問等により確かめた。	貸付金決定の通知書に違約金についての記載があるが、「監査の結果」に記載した通り、実際には徴求していない。
過年度の未納金についてサンプルを 3 件抽出し、契約書、貸付金台帳等により、回収管理の状況を検討した。	債権管理台帳等により回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した通り、他の部局において参考とすべき内容である。
監査対象とした平成 28 年度から 31 年度において不納欠損処理はなかった。	該当なし

(4) 監査の結果

① 督促状の発送状況(指摘)

福島市債権管理条例第 5 条により、督促状は納期から 20 日以内に発送しなければな

らないが、平成30年度の4月から11月までの未納者に対する督促状が、指定納期の20日以内に発送されていなかった。4月から8月までは、それぞれ7月から11月の月初に送付され、2ヶ月以上の遅れとなっていた。ただし、12月納期分からは指定納期の20日以内に送付されており、正常化された。

これは県からの制度移管後の過渡期に発生した処理遅れであるが、今後、類似のケースがある場合には十分留意し、督促状の送付遅延が発生しないようにすべきである。

28. 災害援護資金貸付金

(1) 災害援護資金貸付金の概要

災害援護資金貸付金は、福島市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、暴風、豪雨、地震等の他異常な自然現象により被害を受けた市民に対して、被害の程度に応じてその世帯主に資金を貸し付ける制度であり、地域福祉課が債権管理を行っており、私債権で時効は10年である。令和2年度現在では、東日本大震災及び令和元年東日本台風による被害を受けた市民に対して貸付金が計上されている。

なお、母子父子寡婦福祉資金貸付金と同様に、当該貸付金の残高は福島市の財政決算上の債権・基金の明細に計上されているが、財政収支には、新規融資額が支出として計上され、貸付金元利金の回収期限到来分が収入として計上（調定）される。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【災害援護資金貸付金(東日本大震災)】						【金額単位:円】			
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	19,846,836	148	20,701,298	161	0	0	0	0
	過年度	854,462	13			0	0	0	0
	合計	20,701,298	161	20,701,298	161	0	0	0	0
平成29年度	現年	27,540,328	180	30,657,378	226	1,500,000	1	0	0
	過年度	3,117,050	46			0	0	0	0
	合計	30,657,378	226	30,657,378	226	1,500,000	1	0	0
平成30年度	現年	23,648,136	205	25,154,977	228	1,700,000	1	0	0
	過年度	1,506,841	23			0	0	0	0
	合計	25,154,977	228	25,154,977	228	1,700,000	1	0	0
令和元年度	現年	23,164,995	295	24,497,740	312	6,047,895	4	0	0
	過年度	1,332,745	17			0	0	0	0
	合計	24,497,740	312	24,497,740	312	6,047,895	4	0	0

【災害援護資金貸付金(台風19号)】			※令和元年度からの制度である				【金額単位:円】			
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数	
平成28年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-	
	過年度	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	
平成29年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-	
	過年度	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	
平成30年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-	
	過年度	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	
令和元年度	現年	356,981	20	356,981	20	0	0	0	0	
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	356,981	20	356,981	20	0	0	0	0	

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・災害援護資金貸付金は法令等に基づき適切に計上されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分等の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成30年度の償還管理データベースを入手し、その今回納付依頼額（請求額）の合計額を、同年度の調定額と突合した。	平成30年度の現年度調定額及び過年度調定額の明細表の合計額と、調定額は一致した。
平成30年度の収入額について、償還管理データベースの入金額の合計金額と突合した	平成30年度の収入額は償還管理データベースの入金額と一致した。
平成30年度において当年度調定額の収入未済額はなく、督促状の発送はない。	該当なし
履行期限の繰上げ及び履行期限の延期（償還猶予）を行った債権からサンプルを抽出し、適切な処理がなされているかを確認した。	履行期限の繰上げ及び履行期限の延期を行った債権について、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
違約金（遅延損害金または延滞金）の算定に関して質問等により確かめた。	貸付金の決定通知書に違約金についての記載があるが、元金部分を優先して徴収しているために、違約金等は徴収していない。

実施した手続	実施結果
平成 30 年度において収入未済は発生していない。	該当なし
履行期限の延期及び不納欠損処理を行った債権について債権管理台帳の記載内容を確認した。	債権管理台帳の記載内容を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
平成 30 年度の不納欠損処理について、発議書、債権管理台帳等により、その内容を検討した。	左記の手続を実施した結果、本人死亡による不納欠損処理であり、相続人の債権放棄も確認されており、特に問題ないものと考え（債権管理条例第 15 条第 5 号）。

(4) 監査の結果

① 償還猶予の際の調査（意見）

東日本大震災の被災者向け貸付金には、平成 23 年に新規に貸出を実行し、平成 30 年度の 6 年間の据置期間終了後に、返済開始 1 回目から償還猶予の措置をとっている債権がある。担当者の説明によると、返済期限が到来する前に債務者から返済困難との相談を受けて償還猶予としているとのことだが、債務者の資産状況等を確認していない。

具体的な状況についてサンプルを抽出して確認したところ、以下のように資産状況や収入状況に関する資料提出は行っていない。当初の返済条件通りに返済を行っている債務者との公平性を確保するために、返済猶予を行う場合には、収入や資産状況についてより詳細な調査を実施することが望ましい。

区分	債権管理台帳より	監査人コメント
ケース 1	高齢で年金収入のみであること、世帯の月額収入が生活扶助上の最低生活費（99,490）以下により承認	居住している土地建物は自己所有であり、少なくとも猶予に当たっては前年の収入に加えて預貯金等の資産状況確認が必要と考える
ケース 2	平成 29 年に転入したため前年収入情報がなく、債務者の申告による月額収入が生活扶助上の最低生活費（72,110 円）以下であるため承認された	少なくとも猶予に当たって預貯金等の資産状況及び前年度の所得確認が必要と考える

災害援護資金貸付金については福島県が作成した「災害援護資金債権管理マニュアル」があり、この 17 支払猶予及び 19 報告の項で、必要があると認めるときは、災害

援護資金の借受人又は保証人の収入又は資産の状況 について報告を求めることができる旨の定めがある。「できる」規定であっても、償還猶予に当たっては、他の債務者との公平性を確保するために資産状況等の報告を求めることが望ましいと考える。なお、徴収猶予債権の令和2年3月末残高は、9名、16,304,619円である。

② 債権管理台帳の整備（指摘）

福島市債権管理条例の施行は平成26年度だが、当該貸付金は平成23年度から29年度に実施されているため、債権管理台帳整備が不十分であることは理解できる。しかし、債権管理台帳として提示された「償還管理データベース」は貸付金債権の一覧表であり、福島市債権管理条例施行規則に定める項目のうち、以下の内容について記載がないため、条例に基づく必要事項を記載すべきである。

なお、債権管理台帳は、本来債務者毎に作成すべきであるが、当債権は直近の平成31年度の新規調定件数が295件と多いことから、返済猶予を始めとする返済遅延が生じた債権のみ作成すれば足りると考える。

- ・ 債務者の住所
- ・ 債務者の財産に関する事項
- ・ 債権の徴収に係る履歴
- ・ 担保に関する事項

29. 福島市特定診療科医師研究資金貸与金

(1) 福島市特定診療科医師研究資金貸与金の概要

福島市特定診療科医師研究資金貸与金は、福島市特定診療科医師研究資金貸与条例に基づき、福島市の輪番制病院の特定診療科に勤務する医師を確保するために、当該診療に従事しようとする医師に対して、診療に係る研究に必要な資金として300万円を貸与するものであり、私債権で時効は5年である。

当該貸付金は、対象となる医師が3年間、輪番制病院の特定診療科で診療に従事した場合には、返済が免除される。一方、3年未満で離職した場合には、3年経過までの残存期間に応じて10%の利払及び規則に基づく元金返済の義務がある。

なお、母子父子寡婦福祉資金貸付金と同様に、当該貸付金の残高は福島市の財政決算上の債権の明細に計上されているが、財政収支には、新規融資額が支出として計上され、貸付金元利金の回収期限到来分が収入として計上（調定）される。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【福島市特定診療科医師研究資金返還金】

【金額単位:円】

年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	5,701,371	3	5,701,371	3	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	5,701,371	3	5,701,371	3	0	0	0	0
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・福島市特定診療科医師研究資金貸与金は法令等に基づき適切に計上されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分等の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
直近で調定額が計上されている平成28年度の調定額（償還額）について、発議書、契約書、請求書等と突合した。	平成28年度の調定額は、発議書その他の関連資料と一致した。
平成30年度において当年度調定額の収入未済額はなく、督促状の発送はない。	該当なし
滞納、延滞等がなく、違約金（遅延損害金または延滞金）や不納欠損処理が計上されていないことを質問及び関連資料により確かめた。	該当なし
貸付金に係る債権管理台帳の整備状況を検討した。	債権管理台帳の整備状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 債権管理台帳の整備（指摘）

債権管理台帳として提示されたのは、「申請者（債務者）、勤務病院、診療科、契約日、貸与日、病院での診療開始日、返還責務免除日、免除・返済の状況、返還金額、市収日」等を記載した一覧表のみであり、福島市債権管理条例施行規則に定める以下の項目を網羅していない。福島市債権管理条例施行規則第4条に基づいて債務者毎に情報を整理した債権管理台帳を作成すべきである。

- ・ 債務者の住所
- ・ 債務者の財産に関する事項
- ・ 債権の徴収に係る履歴
- ・ 担保（保証人の保証を含む）に関する事項

30. 水道事業会計

(1) 水道事業会計の概要

水道事業会計において監査対象とした債権の内容は、市が経営する水道事業の給水についての利用料金であり、福島市水道条例及び福島市水道条例施行規程に徴収根拠、徴収方法、料金の算定方法、納期限等が定められている。私債権であり、時効は2年である。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【水道料金】		【金額単位:円】							
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	7,061,102,182	712,884	6,437,055,304	644,302	0	0	624,046,878	68,582
	過年度	663,097,569	69,168	653,591,110	67,179	3,796,312	701	5,710,147	1,288
	合計	7,724,199,751	782,052	7,090,646,414	711,481	3,796,312	701	629,757,025	69,870
平成29年度	現年	7,013,585,270	715,557	6,384,075,197	647,836	0	0	629,510,073	67,721
	過年度	632,444,276	70,399	620,597,218	68,317	2,742,696	632	9,104,362	1,450
	合計	7,646,029,546	785,956	7,004,672,415	716,153	2,742,696	632	638,614,435	69,171
平成30年度	現年	6,990,772,838	718,029	6,347,035,075	646,278	0	0	643,737,763	71,751
	過年度	639,868,269	69,606	625,851,205	67,431	2,780,763	616	11,236,301	1,559
	合計	7,630,641,107	787,635	6,972,886,280	713,709	2,780,763	616	654,974,064	73,310
令和元年度	現年	6,967,371,236	721,750	6,329,632,083	653,080	0	0	637,739,153	68,670
	過年度	654,823,633	73,450	641,833,339	71,615	7,469,234	656	5,521,060	1,179
	合計	7,622,194,869	795,200	6,971,465,422	724,695	7,469,234	656	643,260,213	69,849

福島市では、水道料金等徴収業務を民間事業者へ委託しており、委託業務の中に、検針業務、収納業務、滞納整理業務、水道料金のデータ処理に関する業務が含まれている。なお、水道料金の債権発生から調定・収納の大まかな流れについては、次のとおりである。

- イ) 開始申込処理
- ロ) 検針
- ハ) データ処理

- ニ) 調定業務
- ホ) 徴収
- へ) 水道局水道総務課による集計
- ト) 会計システム入力

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 水道料金の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・ 水道料金の免除、減免などの対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・ 督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・ 督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・ 差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・ 滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・ 不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の現年度調定額についてサンプルを抽出し、調定金額の再計算を実施した。	抽出したサンプルの検算結果は、調定額と一致した。
平成 30 年度の現年度調定額についてサンプルを抽出し、消込データとの一致を確認することで、調定額が正しく納入されていることを確かめた。	抽出したサンプルについて、調定額と消込データは一致した。
平成 30 年度に実施した水道料の減免について減免理由の妥当性を検討し、所定の減免手続きが行われていることを確かめた。	平成 30 年度の減免理由が主に地中漏水によるものであり妥当な理由であった。また、減免申請書等を閲覧し、所定の減免手続が取られていることを確かめた。
平成 30 年度の滞納金について、サンプルを抽出し、督促状の発送や給水停止の状況について確かめた。	抽出したサンプルについては所定の期日通りに督促が行われていた。また、給水停止についても所定の手続きが実施されていることを確認した。
滞納金に関する延滞金等の計上状況を確認した。	水道料金については給水条例等に延滞金・遅延損害金を計上する旨の規定がないため、延滞金等を計上していないことをヒアリングにより確かめた。

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の不納欠損処理の状況を確認した。また、不納欠損処理された債権からサンプルを抽出し、水道料金滞納整理票と突合を実施した。	平成 30 年度の不納欠損処理は発議書により所定の承認手続きを受けていることを確認した。また、サンプル抽出した債権について水道料金滞納整理票の顛末より、不納欠損処理の理由が合理的であることを確認した。
滞納金について、抽出したサンプルについて債権管理台帳（水道料金滞納整理票）等により、回収管理の状況を検討した。	債権管理台帳（水道料金滞納整理票）等により回収管理の状況を検討した結果、問題点は検出されなかった。

(4) 監査の結果

監査人が必要と認めた監査手続を実施した結果、特に問題点は検出されなかった。

31. 下水道事業会計

(1) 下水道事業会計の概要

下水道事業会計において監査対象とした債権は、下水道事業受益者負担金（以下、負担金という）及び下水道使用料（以下、使用料という）である。負担金は、下水道が供給開始された区域に土地や権利を所有する受益者に下水道本管工事の一部費用を負担させるものである。使用料は下水道使用者に、下水道管、浄化センター等下水道施設の維持管理や汚水処理等の経費として使用者各人に使用した水量に応じ負担させるものである。

いずれの債権も強制徴収公債権であり、時効は5年であり、過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【下水道使用料】				【金額単位：円】					
年度	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数	
平成28年度	現年	3,519,700,905	460,650	2,920,291,925	376,089	0	0	599,408,980	84,561
	過年度	617,035,941	85,943	606,728,858	83,284	2,752,387	532	7,554,696	2,127
	合計	4,136,736,846	546,593	3,527,020,783	459,373	2,752,387	532	606,963,676	86,688
平成29年度	現年	3,495,169,679	467,674	2,887,018,858	381,869	0	0	608,151,494	85,805
	過年度	608,088,491	87,142	598,642,879	84,241	1,223,028	359	8,222,584	2,542
	合計	4,103,258,170	554,816	3,485,661,737	466,110	1,223,028	359	616,374,078	88,347
平成30年度	現年	3,473,974,025	472,633	2,868,170,531	381,869	0	0	605,803,494	86,631
	過年度	616,720,253	88,642	605,729,271	84,241	1,391,020	388	9,599,962	2,652
	合計	4,090,694,278	561,275	3,473,899,802	466,110	1,391,020	388	615,403,456	89,283
令和元年度	現年	3,479,431,463	478,836	2,864,814,732	390,540	0	0	614,616,731	88,296
	過年度	614,478,280	89,514	603,817,165	86,613	1,716,134	494	8,944,981	2,407
	合計	4,093,909,743	568,350	3,468,631,897	477,153	1,716,134	494	623,561,712	90,703

【下水道事業受益者負担金】

【金額単位:円】

年度		調定額	件数	収入額	件数	徴収権消滅額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	101,411,730	-	98,435,450	-	0	0	2,976,280	-
	滞納繰	19,424,870	-	6,805,780	-	1,810,810	222	10,808,280	-
	合計	120,836,600	-	105,241,230	-	1,810,810	222	13,784,560	-
平成29年度	現年	73,164,010	-	70,564,480	-	0	0	2,599,530	-
	滞納繰	13,784,560	-	4,931,670	-	998,800	125	7,854,090	-
	合計	86,948,570	-	75,496,150	-	998,800	125	10,453,620	-
平成30年度	現年	75,426,380	-	73,003,300	-	0	0	2,423,080	-
	滞納繰	9,998,100	-	3,103,580	-	838,920	113	6,055,600	-
	合計	85,424,480	-	76,106,880	-	838,920	113	8,478,680	-
令和元年度	現年	64,869,790	-	62,609,880	-	0	0	2,259,910	-
	滞納繰	8,478,680	-	3,355,550	-	300,840	48	4,822,290	-
	合計	73,348,470	-	65,965,430	-	300,840	48	7,082,200	-

(注) 件数がないものは「0」、件数はあるが記載していないものは「-」としている。

なお、それぞれの金額は以下のように決定される。

① 負担金

土地の面積㎡あたり 480 円

計算式：受益地面積×480 円＝受益者負担金額

② 使用料

水道使用者：水道使用量（水道メーターの検針結果）

水道以外（井戸水等）使用者：

一般家庭：世帯人数による認定水量(1人あたり 5 m³)

事業所：メーターによる測定水量

(なお、使用量の単価は、福島市下水道条例 16 条に定められている。)

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・負担金及び使用料の徴収の対象者の特定や金額の集計は適切に行われているか
- ・負担金及び使用料の免除、減免等の対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の現年度調定額についてサンプルを抽出し、使用料、分担金の調定金額の再計算を実施した。	抽出したサンプルの検算結果は、調定額と一致した。
平成 30 年度の現年度調定額についてサンプルを抽出し、納入通知書、下水道事業受益者負担金等賦課台帳兼徴収簿、収入日計明細表との一致を確認することで、調定額が正しく納入されていることを確かめた。	抽出したサンプルについて、調定額と納入通知書、下水道事業受益者負担金等賦課台帳兼徴収簿、収入日計明細表は一致した。
平成 30 年度の減免額について、所定の減免手続きが取られているか、減免理由が妥当であるかを確かめた。	平成 30 年度の減免債権については発議書により承認を受けていることを確認した。また、減免申請書等により、減免理由に問題がないことを確認した。
平成 30 年度の滞納金について、サンプルを抽出し、督促の状況について確かめた。	抽出したサンプルについては所定の期日通りに督促が行われていた。
滞納金に関する延滞金等の計上状況を確認した。	下水道受益者分担金の延滞債権については延滞金が計上されているが、その他については計上されていない。これに関して「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
平成 30 年度の不納欠損処理の状況を確認した。また、不納欠損処理された債権について下水道料金滞納整理票と突合を実施した。	平成 30 年度の不納欠損処理は、下水道料金滞納整理票の顛末より、不納欠損処理の理由が合理的であることを確認した。なお、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
滞納金について、抽出したサンプルについて債権管理台帳（下水道料金滞納整理票）等により、回収管理の状況を検討した。	債権管理台帳（下水道料金滞納整理票）等により回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 延滞金の計上（意見）

現状の下水道負担金の延滞金の取り扱いは以下の通りである。

下水道負担金の滞納金は、滞納者の生活状況等を考慮し、現年度分を滞納させず、過年度分の早期整理を行うため、基本的には延滞金を加算せずに納付を促している。督促及び各種催告、並びに臨戸訪問による納付指導に応じない場合は滞納処分を実施し、その際には、都市計画法及び福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき延滞金を加算している。

これについて、都市計画法第 75 条では、受益者負担金を納付しないものがあるときは、延滞金を徴収することができる、とされている。また、福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 10 条では納期限までに納付しない者があるときは延滞金を加算して徴収するものとする、とされており、いずれの条項でも、滞納処分を行った場合に限定していない。したがって、これらの条項に従えば、滞納金にはすべて延滞金を加算して徴収するのが原則と考える。

通常滞納者については、滞納金を早期整理したいという市の要請も理解できるが、どのような場合に延滞金を加算するかを明確にしておかなければ、延滞金の徴収の公平性を欠くことになる。さらに、延滞金を徴収する基準が明確でない場合、担当者により判断が分かれるなど、恣意性が介入する可能性がある。以上により、下水道負担金の滞納債権に係る延滞金に関して、客観性と公平性を担保するために、延滞金を加算する基準をマニュアル等で明確に定めることが望ましい。

② 不納欠損処理した未納者に対する負担金及び使用料の計上（意見）

負担金及び使用料に関する直近 3 年度（平成 29 年度～令和元年度）の不納欠損処理の件数及び金額は以下の通りである。

イ) 負担金

年度	件数	金額（円）
平成 29 年度	125	998,800
平成 30 年度	113	838,920
令和元年度	48	300,840

ロ) 使用料

年度	件数	金額（円）
平成 29 年度	359	1,223,028
平成 30 年度	338	1,391,020
令和元年度	494	1,716,134

「下水道使用料不納欠損処理リスト（データ）」を閲覧したところ、上記の不納欠損処理には生活困窮の状況で、時効の完成により欠損処理したものが含まれている（福島市債権管理条例第 15 条第 1 号）。一方で、直近の「下水道使用料滞納整理票」には生活困窮により不納欠損処理を行った未納者の滞納債権が新たに滞納債権として計上されている。

上記の事例では 5 年の時効期間を経過した過年度の未納額は生活困窮により回収不能と判断したにも関わらず、新たに調定した未納額については回収可能と判断していることになり、判断の整合性が取れていない。未納者が生活困窮者の場合、生活状況の改善が見られない限り、新たに生じた未納分の回収可能性は非常に低いと思われる。

そのような未納者に債権を新たに計上した場合、常時5年間の未納額が債権残高として計上され、6年目に時効期間経過に伴い不納欠損処理されることになる。

生活困窮により債権回収が望めない場合は、地方自治法第231条の3第3項の規定により、地方税と同様に滞納処分の執行停止を行い、停止した3年間で資力の回復が見込めない場合に不納欠損処理することが望ましい。滞納処分等の対応を行わず、時間の経過により、同一の滞納者への債権が毎年時効によって消滅するという事例が発生しないよう、生活困窮者には滞納処分の停止を行い、徴収緩和に努めることが望ましい。

32. 農業集落排水事業会計

(1) 農業集落排水事業会計の概要

農業集落排水事業とは、農業振興地域内の農業集落を整備対象に、し尿・生活雑排水などの汚水を処理する施設整備を行い、農業の生産性向上と生活環境の改善並びに河川等の水質保全のために行っている下水道事業である。現在、福島市内では小田地区、山口地区の2か所が対象となっている。

農業集落排水処理施設を利用するためには、農業集落排水事業の受益者としてあらたに加入し、農業集落排水事業分担金（以下、分担金という）を納付する必要がある。また、農業集落排水処理施設に接続し、汚水が流れるようになると、農業集落排水処理施設使用料（以下、使用料という）を支払う必要がある。分担金、使用料は福島市債権管理条例、福島市農業集落排水事業分担金条例、同施行規則、福島市農業集落排水処理施設条例、同施行規則に基づいて管理・処理を行っている。

農業集落排水事業会計において監査対象とした債権は分担金及び使用料であり、分担金は強制徴収公債権、使用料は非強制徴収公債権であり、いずれも時効は5年である。過去4年間の調定額及び収入未済額（債権残高）等の推移は以下の通りである。

【農業集落排水施設使用料】				【金額単位：円】					
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	26,397,256	4,375	21,879,599	3,619	0	0	4,517,657	756
	過年度	4,761,964	799	4,467,474	751	51,706	7	242,784	48
	合計	31,159,220	5,174	26,347,073	4,370	51,706	7	4,760,441	804
平成29年度	現年	26,422,040	4,403	21,825,836	3,631	0	0	4,596,204	772
	過年度	4,757,633	803	4,379,319	730	7,454	1	370,860	73
	合計	31,179,673	5,206	26,205,155	4,361	7,454	1	4,967,064	845
平成30年度	現年	25,889,174	4,394	21,436,674	3,627	0	0	4,452,500	767
	過年度	4,967,064	845	4,461,958	738	0	0	505,106	107
	合計	30,856,238	5,239	25,898,632	4,365	0	0	4,957,606	874
令和元年度	現年	25,920,416	4,439	21,317,453	3,649	0	0	4,602,963	790
	過年度	4,957,606	874	4,424,744	763	0	0	532,862	111
	合計	30,878,022	5,313	25,742,197	4,412	0	0	5,135,825	901

【農業集落排水事業分担金】

【金額単位：円】

年度		調定額	件数	収入額	件数	徴収権消滅額	件数	収入未済額	件数
平成28年度	現年	402,800	1	402,800	1	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	402,800	1	402,800	1	0	0	0	0
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	現年	2,177,200	5	2,177,200	5	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	2,177,200	5	2,177,200	5	0	0	0	0
令和元年度	現年	1,290,000	3	1,290,000	3	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1,290,000	3	1,290,000	3	0	0	0	0

① 分担金

分担金の額は、事業採択時の事業費に標準建設期間の自然増を加えたものを基本とし、一定割合を乗じた額の合計額を当該事業受益者の総数で除した額をもって定額としている（福島市農業集落排水事業分担金条例第4条）。各地区の分担金は以下の額である。

小田地区：484,400円

山口地区：402,800円

② 使用料

使用料は福島市農業集落排水処理施設条例第12条及び別表に定められており、一般家庭と一般家庭以外（メーターを取り付けている場合）で計算方法が分かれる。

一般家庭：1世帯当たりの基本料金＋人員割料金

一般家庭以外：基本料金＋汚水量（ m^3 ） \times 1 m^3 当たり汚水料金

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 分担金及び使用料の対象者や金額の算定は適切に行われているか
- ・ 分担金及び使用料の免除、減免等の対象者は法令等の基準に基づいて選定されているか
- ・ 督促手数料や延滞金は正しい金額が算定されているか
- ・ 督促に係る手続は法令等に基づいて実施されているか
- ・ 差押や担保資産の換価手続等は適時に行われているか
- ・ 滞納処分の停止、徴収猶予、延滞金の免除等は適切に行われているか
- ・ 不納欠損処理は適切に行われているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
平成 30 年度の現年度調定額についてサンプルを抽出し、使用料、分担金の調定金額の再計算を実施した。	抽出したサンプルの検算結果は、調定額と一致した。
平成 30 年度の現年度調定額についてサンプルを抽出し、収入日計明細表との一致を確認することで、調定額が正しく納入されていることを確かめた。	抽出したサンプルについて、調定額と収入日計明細表は一致した。
平成 30 年度の滞納金について、サンプルを抽出し、督促の状況について確かめた。	抽出したサンプルについては所定の期日通りに督促が行われていた。
滞納金に関する延滞金等の計上状況を確認した。	滞納者の生活状況等を鑑み、現年度使用料を滞納させず、過年度使用料の早期整理を行うためないため、延滞金等を計上していないことをヒアリングにより確かめた。
平成 30 年度の不納欠損処理の状況を確認した。また、不納欠損処理された債権について発議書、下水道料金滞納整理票と突合を実施した。	平成 30 年度の不納欠損処理は発議書により所定の承認手続きを受けていることを確認した。また、下水道料金滞納整理票の顛末より、不納欠損処理の理由が合理的であることを確認した。なお、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。
滞納金について、抽出したサンプルについて債権管理台帳（下水道料金滞納整理票）等により、回収管理の状況を検討した。	債権管理台帳（下水道料金滞納整理票）等により回収管理の状況を検討した結果、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

(4) 監査の結果

① 不納欠損処理した未納者の事後処理について（意見）

分担金及び使用料に関する直近 3 年度（平成 29 年度～令和元年度）の不納欠損処理は使用料 1 件のみであり、金額は 7,454 円（平成 23 年 6 期分）である。欠損処理調書を読んだところ、当該未納者は生活困窮の状態であり、今後も状況が回復し納付することが見込めないため、時効の完成により欠損処理したものである（福島市債権管理条例第 15 条第 1 号）。一方で、平成 30 年 6 期の「督促状農集一覧表」に同未納者の滞納債権が新たに督促対象として計上されている。

本件事例のケースは生活困窮により債権回収が見込めず、かつ、債権が少額で取立費用に見合わないものとする。したがって、時効に達するまで債権を長期間管理する事務負担を軽減するため、福島市債権管理条例第 12 条第 2 項第 3 号の規定により徴収停止を行い、同第 15 条第 4 号の規定により債権放棄を行うことが望ましい。

以上